

様式第1号

## 行政文書開示請求書

平成23年2月21日

内閣情報官 殿

氏名又は名称：(法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名)

[REDACTED]  
住所又は居所：(法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地)

[REDACTED]  
連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

### 1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。) 2008年に発覚した内閣情報調査室の男性職員が、ロシア側に情報を漏らしていた事件(別紙参考記事)に関する文書一式。(事件詳細、処分、再発防止策など、これにかかわる全文書)

### 2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ( )

<実施の希望日>

イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)		収入印紙をはってください	
---------------------	---	--------------	---

※ この欄は記入しないでください。

担当課	
備考	

---

2008年01月17日 朝日新聞 朝刊 2社会

### 内調職員、ロシア側に10年前から漏えいか

内閣情報調査室の男性職員がロシア側に情報を漏らしたとされる事件で、この職員が10年ほど前から複数の在日ロシア大使館員と次々接触し、継続的に情報を渡していた疑いの強いことが警視庁公安部の調べでわかった。職員は見返りに現金を受け取ったり、飲食の接待を繰り返し受けたりしていた、と公安部はみている。

公安部は近く、職員を国家公務員法（守秘義務）違反の疑いで書類送検する方針。また、相手の歴代の在日ロシア大使館員のうち、最近まで接触し、帰国したとみられる書記官についても、同法違反容疑で書類送検することを検討している。

調べでは、職員は10年ほど前に、当時のロシア大使館員と知り合い、2人で会うようになった。その後、次々、別の大使館員と接触を続けてきた。主に都内の飲食店で会い、職員が仕事を通じて得た日本の政策や選挙などに関する内政情報を書類の形で手渡していたとされる。

---

2008年01月16日 朝日新聞 朝刊 2社会

### 内調職員、ロシア側に情報 漏えい容疑で書類送検へ

内閣情報調査室の50代の男性職員が、日本の内政情報を在日ロシア大使館関係者に漏らしたとして、警視庁公安部が事情聴取していることがわかった。同庁は、容疑が固まり次第、この職員を国家公務員法違反（守秘義務違反）容疑で書類送検する方針。

事情聴取を受けているのは主に総務関係の仕事を担当している職員。公安部の調べでは、仕事を通じて得た内政情報を、ロシア大使館関係者に漏らした疑いが持たれている。情報は紙の形で渡していたとみられるという。警視庁は職員から複数回にわたり事情聴取。漏らした情報の内容の重要度について慎重に調べている。

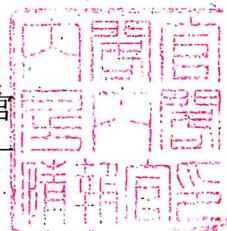
内閣情報調査室は内閣官房に置かれた組織で、重要政策に関する情報の収集や分析などを担当。内閣情報官のもと、総務、国内、国際などの各部門や内閣衛星情報センターなどがある。

閣 情 第93号  
平成23年3月22日

## 開示決定等の期限の延長について（通知）

[REDACTED] 様

内閣情報官  
植松 信一



平成23年2月21日付け行政文書の開示請求(平成23年2月24日付け受付)について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限の延長をすることとしましたので、通知します。

### 記

#### 1 開示請求のあった行政文書の名称

2008年に発覚した内閣情報調査室の男性職員がロシア側に情報を漏らしていた事件に関する文書一式（事件詳細、処分、再発防止策等の全文書）

#### 2 延長後の期間

平成23年4月25日（30日間の延長）

#### 3 延長の理由

他に処理すべき事務が多く、開示請求があった日から30日以内に開示決定等を行うことが事務処理上困難であるため。

#### \* 担当課等

内閣官房内閣情報調査室（情報公開担当）

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

電話：03-5253-2111（内線83406）

保存期間	30年・ <u>10年</u> ・5年・3年・1年
------	---------------------------

(文書処理上の記事)	文書番号 閣情 第 93 号
	受付 平成 23 年 2 月 24 日
	起案 平成 23 年 3 月 16 日
	決裁・供覧 平成 23 年 3 月 17 日
	施行 平成 23 年 3 月 22 日
	専決番号 別表 —

内閣情報官 ○

次長

内閣審議官（総務部主幹）

内閣審議官



内閣参事官

内閣事務官

起案者

氏名

(件名) 情報公開請求の期限延長について

(問い合わせ)

標記の件、平成23年2月24日受付けの情報公開請求について、別紙案のとおり、

開示決定期限の延長をしてよろしいか伺います。※公開請求書別添

様式第1号

## 行政文書開示請求書

平成23年2月21日

内閣情報官 殿

氏名又は名称：(法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名)

[REDACTED]  
住所又は居所：(法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地)

[REDACTED]  
連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

### 記

#### 1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。) 2008年に発覚した内閣情報調査室の男性職員が、ロシア側に情報を漏らしていた事件（別紙参考記事）に関する文書一式。（事件詳細、処分、再発防止策など、これにかかわる全文書）

#### 2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ( )

<実施の希望日>

イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料  
(1件300円)



収入印紙をはってください



※ この欄は記入しないでください。

担当課	
備考	

閣 情 第93号  
平成23年3月22日

## 開示決定等の期限の延長について（通知）

[REDACTED]様

内閣情報官  
植松 信一

平成23年2月21日付け行政文書の開示請求(平成23年2月24日付け受付)について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限の延長をすることとしましたので、通知します。

記

### 1 開示請求のあった行政文書の名称

2008年に発覚した内閣情報調査室の男性職員がロシア側に情報を漏らしていた事件に関する文書一式（事件詳細、処分、再発防止策等の全文書）

### 2 延長後の期間

平成23年4月25日（30日間の延長）

### 3 延長の理由

他に処理すべき事務が多く、開示請求があった日から30日以内に開示決定等を行うことが事務処理上困難であるため。

### \* 担当課等

内閣官房内閣情報調査室（情報公開担当）  
〒100-8968  
東京都千代田区永田町1-6-1  
電話：03-5253-2111（内線83406）

閣 情 第161号  
平成23年4月25日

## 行政文書開示等決定通知書

[REDACTED] 様

内閣情報官

植松 信一

平成23年2月21日付け行政文書の開示請求（平成23年2月24日付け受付）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

### 1 開示する行政文書の名称

- (1) 国家公務員倫理法第22条の規定に基づく端緒の報告及び同法第23条第1項の規定に基づく調査開始の通知について（写し）（平成20年1月11日）
- (2) 事実関係調査報告書（平成20年1月15日）
- (3) 国家公務員倫理法の規定に基づく任命権者による調査結果について（写し）（平成20年1月16日）
- (4) 国家公務員倫理法の規定に基づく任命権者による懲戒処分の承認について（申請）（写し）（平成20年1月16日）
- (5) 懲戒処分の承認について（写し）（平成20年1月16日）
- (6) 懲戒処分書（写し）（平成20年1月17日）
- (7) 国家公務員倫理法等違反事案に関する監督責任等について（中間報告）（写し）（平成20年1月23日）
- (8) 監督責任者に対する処分辞令（情報官等6名）（写し）（平成20年1月24日）
- (9) 国家公務員倫理法等違反事案に関する監督責任及び再発防止策について（写し）（平成20年3月26日）
- (10) 国家公務員倫理法違反、虚偽報告及び信用失墜行為に係る職員の処分について（写し）（平成20年1月17日）
- (11) 本日の懲戒処分に際し、対処者の氏名を公表しなかった理由について（平成20年1月17日）
- (12) 内閣官房職員の処分等について（写し）（平成20年1月24日）
- (13) 官房長官答弁資料（平成20年2月14日：衆議院予算委員会）

## 2 不開示とした部分とその理由

上記（1）、（2）及び（3）中、

警察当局による当該被処分者に対する捜査に関する内容が記載されている部分は、公にすることにより、当該被処分者の個人が特定されるおそれ及び公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第1号及び第4号に該当するため不開示とした。

上記（1）、（2）、（3）、（4）、（5）、（6）、（7）、（8）及び（9）中、

当該被処分者の氏名、生年月日、俸給、海外渡航歴及び経歴並びに外国政府機関職員の氏名については、公にすることにより、個人の権利利害が害されるおそれがあることから、法第5条第1号本文に該当するため不開示とした。また、当該被処分者の監督責任者の勤務時期についても、公にすることにより、当該被処分者の経歴を類推させることで個人が特定されるおそれがあることから、法第5条第1号本文に該当するため不開示とした。

上記（2）中、

内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の氏名、業務の具体的な内容、情報保全、体制及び任務については、公にすることにより、氏名を公にする慣行がない職員について特定の個人が識別されるおそれがあるほか、同室が行う情報収集活動に対して敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う所掌事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号本文、第3号及び第6号本文に該当するため不開示とした。

上記（2）、（3）、（7）及び（9）中、

当該被処分者と外国政府機関職員の接触日時及び場所並びに当該被処分者と外国政府機関職員の間での具体的なやりとり及びその頻度のほか、当該被処分者が受領した金銭の費消先に関する内容が記載されている部分は、公にすることにより、不当な目的を持った者の働きかけにより秘密の漏えいを引き起こすなど、我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号に該当するとともに、秘密の漏えい工作が惹起されるなど、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれもあることから、法第5条第4号に該当するため不開示とした。

上記（8）中、

内閣情報調査室職員の俸給については、公にすることにより、個人の権利利害が害されるおそれがあることから、法第5条第1号本文に該当するため不開示とした。

上記（13）中、

内閣情報調査室の職員の自宅及び携帯の電話番号については、公にすることにより、個人の権利利害が害されるおそれがあるほか、同室が行う情報収集活動に対して敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う所掌事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号本文、第3号及び第6号本文に該当するため不開示とした。

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求

をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

### 3 開示の実施の方法等

#### （1）開示の実施の方法等 \*同封の説明事項をお読みください。

下表に記載した方法の中から、希望する方法で開示の実施を受けられます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料（※）
A4判文書 211枚 (内訳) 白黒210枚 カラー1枚	①閲覧	100枚までにつき 100円	300円	0円
	②複写機により白黒で 複写したもの交付	用紙1枚につき 10円	2110円	1810円
	③複写機によりカラー で複写したものの交付	カラー1枚につき 20円	2120円	1820円
	④スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	2210円	1910円

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

（注） CD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

#### （2）事務所における開示を実施することができる日時、場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希望する日時を選択してください。

日：平成23年4月28日から平成23年6月30日まで（行政機関の休日を除く。）

時：10：00から17：00まで（12：00～13：00を除く。）

場所：内閣府庁舎1階情報公開窓口 東京都千代田区永田町1-6-1

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

郵送料：350円（レターパック）

\* 担当課等

内閣官房内閣情報調査室（情報公開担当）

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

電話：03-5253-2111（内線83406）

保存期間	30年・10年・5年・3年・1年
------	------------------

(文書処理上の記事)	文書番号 閣情 第 161 号
	受付 平成 23 年 2 月 24 日
	起案 平成 23 年 4 月 19 日
	決裁・供覧 平成 23 年 4 月 22 日
	施行 平成 23 年 4 月 25 日
	専決番号 別表 —

内閣情報官

次長

内閣審議官

内閣参事官（総務部主幹）

内閣事務官

起案者

氏名

(件名) 行政文書開示等決定通知書の発出について

(問い合わせ)

標記の件、平成23年2月24日受付けの情報公開請求について、別紙案のとおり、

行政文書開示等決定通知書を発出してよろしいか伺います。※請求書別添

決 裁 要 旨

所属	本室・総務	氏名	[REDACTED]	内線	[REDACTED]
内容	情報公開請求	期限	平成23年4月25日(月)		

- ◎ [REDACTED]からの情報公開請求について
- 平成20年1月17日に懲戒免職処分となつた元職員（[REDACTED]以下S氏）に関する文書について、2月24日受付けて情報公開請求がありました。（請求書別添）
  - 対象文書の内訳は、次のとおりです。
    - ・国家公務員倫理審査会長と官房長官との間での公文（写し）
    - ・事実関係調査報告書 ※当室が作成したもの
    - ・S氏に対する処分辞令（写し）
    - ・S氏の監督責任者に対する処分辞令（写し）
    - ・記者クラブへの貼り出し（写し）※当室作成も含む
    - ・国会答弁資料 ※実問
  - 開示基準は、当時の記者ブリーフを参考としましたが、今回対象文書における不開示部分の主なものは下記です（カッコ内は情報公開法該当条項）。 ※総務官室、警察庁と協議済
    - ・警察の捜査に関する記述については、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ（5条4号）
    - ・S氏とロシア大使館員の氏名等については、個人の権利侵害が害されるおそれ（5条1号）
    - ・内調の体制や任務については、国の安全及び事務の適正な遂行のため（5条3号及び6号）
    - ・S氏とロシア大使館員の接触日時・場所及び具体的なやりとりについては、国の安全が害される及び犯罪の予防に支障を及ぼすおそれ（5条3号及び4号）
  - については、別紙案のとおり、行政文書開示等通知書を提出してよろしいか伺います。

様式第1号

## 行政文書開示請求書

平成23年2月21日

内閣情報官 殿

氏名又は名称：(法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名)

[REDACTED]  
住所又は居所：(法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地)

[REDACTED]  
連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

[REDACTED]

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

### 1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。) 2008年に発覚した内閣情報調査室の男性職員が、ロシア側に情報を漏らしていた事件（別紙参考記事）に関する文書一式。（事件詳細、処分、再発防止策など、これにかかる全文書）

### 2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ( )

<実施の希望日>

イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)		収入印紙をはってください	
---------------------	---	--------------	---

※ この欄は記入しないでください。

担当課	
備考	

---

2008年01月17日 朝日新聞 朝刊 2社会

### 内調職員、ロシア側に10年前から漏えいか

内閣情報調査室の男性職員がロシア側に情報を漏らしたとされる事件で、この職員が10年ほど前から複数の在日ロシア大使館員と次々接触し、継続的に情報を渡していた疑いの強いことが警視庁公安部の調べでわかった。職員は見返りに現金を受け取ったり、飲食の接待を繰り返し受けたりしていた、と公安部はみている。

公安部は近く、職員を国家公務員法（守秘義務）違反の疑いで書類送検する方針。また、相手の歴代の在日ロシア大使館員のうち、最近まで接触し、帰国したとみられる書記官についても、同法違反容疑で書類送検することを検討している。

調べでは、職員は10年ほど前に、当時のロシア大使館員と知り合い、2人で会うようになった。その後、次々、別の大使館員と接触を続けてきた。主に都内の飲食店で会い、職員が仕事を通じて得た日本の政策や選挙などに関する内政情報を書類の形で手渡していたとされる。

---

2008年01月16日 朝日新聞 朝刊 2社会

### 内調職員、ロシア側に情報漏えい容疑で書類送検へ

内閣情報調査室の50代の男性職員が、日本の内政情報を在日ロシア大使館関係者に漏らしたとして、警視庁公安部が事情聴取していることがわかった。同庁は、容疑が固まり次第、この職員を国家公務員法違反（守秘義務違反）容疑で書類送検する方針。

事情聴取を受けているのは主に総務関係の仕事を担当している職員。公安部の調べでは、仕事を通じて得た内政情報を、ロシア大使館関係者に漏らした疑いが持たれている。情報は紙の形で渡していたとみられるという。警視庁は職員から複数回にわたり事情聴取。漏らした情報の内容の重要度について慎重に調べている。

内閣情報調査室は内閣官房に置かれた組織で、重要政策に関する情報の収集や分析などを担当。内閣情報官のもと、総務、国内、国際などの各部門や内閣衛星情報センターなどがある。

閣 情 第161号  
平成23年4月25日

## 行政文書開示等決定通知書

[REDACTED]様

内閣情報官

植松 信一

平成23年2月21日付け行政文書の開示請求（平成23年2月24日付け受付）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

### 1 開示する行政文書の名称

- (1) 国家公務員倫理法第2・2条の規定に基づく端緒の報告及び同法第2・3条第1項の規定に基づく調査開始の通知について（写し）（平成20年1月11日）
- (2) 事実関係調査報告書（平成20年1月15日）
- (3) 国家公務員倫理法の規定に基づく任命権者による調査結果について（写し）（平成20年1月16日）
- (4) 国家公務員倫理法の規定に基づく任命権者による懲戒処分の承認について（申請）（写し）（平成20年1月16日）
- (5) 懲戒処分の承認について（写し）（平成20年1月16日）
- (6) 懲戒処分書（写し）（平成20年1月17日）
- (7) 国家公務員倫理法等違反事案に関する監督責任等について（中間報告）（写し）（平成20年1月23日）
- (8) 監督責任者に対する処分辞令（情報官等6名）（写し）（平成20年1月24日）
- (9) 国家公務員倫理法等違反事案に関する監督責任及び再発防止策について（写し）（平成20年3月26日）
- (10) 国家公務員倫理法違反、虚偽報告及び信用失墜行為に係る職員の処分について（写し）（平成20年1月17日）
- (11) 本日の懲戒処分に際し、対処者の氏名を公表しなかった理由について（平成20年1月17日）
- (12) 内閣官房職員の処分等について（写し）（平成20年1月24日）
- (13) 官房長官答弁資料（平成20年2月14日：衆議院予算委員会）

## 2 不開示とした部分とその理由

上記（1）、（2）及び（3）中、

警察当局による当該被処分者に対する捜査に関する内容が記載されている部分は、公にすることにより、当該被処分者の個人が特定されるおそれ及び公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第1号及び第4号に該当するため不開示とした。

上記（1）、（2）、（3）、（4）、（5）、（6）、（7）、（8）及び（9）中、

当該被処分者の氏名、生年月日、俸給、海外渡航歴及び経歴並びに外国政府機関職員の氏名については、公にすることにより、個人の権利利害が害されるおそれがあることから、法第5条第1号本文に該当するため不開示とした。また、当該被処分者の監督責任者の勤務時期についても、公にすることにより、当該被処分者の経歴を類推させることで個人が特定されるおそれがあることから、法第5条第1号本文に該当するため不開示とした。

上記（2）中、

内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の氏名、業務の具体的な内容、情報保全、体制及び任務については、公にすることにより、氏名を公にする慣行がない職員について特定の個人が識別されるおそれがあるほか、同室が行う情報収集活動に対して敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う所掌事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号本文、第3号及び第6号本文に該当するため不開示とした。

上記（2）、（3）、（7）及び（9）中、

当該被処分者と外国政府機関職員の接触日時及び場所並びに当該被処分者と外国政府機関職員の間での具体的なやりとり及びその頻度のほか、当該被処分者が受領した金銭の費消先に関する内容が記載されている部分は、公にすることにより、不当な目的を持った者の働きかけにより秘密の漏えいを引き起こすなど、我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号に該当するとともに、秘密の漏えい工作が惹起されるなど、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれもあることから、法第5条第4号に該当するため不開示とした。

上記（8）中、

内閣情報調査室職員の俸給については、公にすることにより、個人の権利利害が害されるおそれがあることから、法第5条第1号本文に該当するため不開示とした。

上記（13）中、

内閣情報調査室の職員の自宅及び携帯の電話番号については、公にすることにより、個人の権利利害が害されるおそれがあるほか、同室が行う情報収集活動に対して敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う所掌事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号本文、第3号及び第6号本文に該当するため不開示とした。

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求

をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

### 3 開示の実施の方法等

#### （1）開示の実施の方法等 \*同封の説明事項をお読みください。

下表に記載した方法の中から、希望する方法で開示の実施を受けられます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料（※）
A4判文書 211枚 (内訳)	①閲覧	100枚までにつき 100円	300円	0円
白黒210枚 カラー1枚	②複写機により白黒で 複写したもの交付	用紙1枚につき 10円	2110円	1810円
	③複写機によりカラー で複写したもの交付	カラー1枚につき 20円	2120円	1820円
	④スキャナにより電子 化しCD-Rに複写したも のの交付（PDFファ イル）	CD-R1枚につき10 0円に、文書1枚ご とに10円を加えた 額	2210円	1910円

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

（注） CD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動する所以ありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

#### （2）事務所における開示を実施することができる日時、場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時のなかから、希望する日時を選択してください。

日：平成23年4月28日から平成23年6月30日まで（行政機関の休日を除く。）

時：10：00から17：00まで（12：00～13：00を除く。）

場所：内閣府庁舎1階情報公開窓口 東京都千代田区永田町1-6-1

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

郵送料：500円（ゆうパック）

\* 担当課等

内閣官房内閣情報調査室（情報公開担当）

〒100-8968

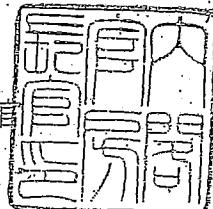
東京都千代田区永田町1-6-1

電話：03-5253-2111（内線83406）

閣 総 第 8 号  
平成 20 年 1 月 11 日

国家公務員倫理審査会会长 殿

内閣官房長官



国家公務員倫理法第 22 条の規定に基づく端緒の報告及び  
同法第 23 条第 1 項の規定に基づく調査開始の通知について

標記について、下記のとおり報告し、調査を開始します。

記

1 倫理法等に違反する行為を行った疑いのある職員の勤務官署、官職及び氏名

勤務官署：内閣官房内閣情報調査室

官 職：内閣事務官

氏 名：[REDACTED] (52 歳) 行政職 (一) [REDACTED]

2 倫理法等に違反する疑いのある行為の内容

当該職員は、平成 6 年 4 月より内閣官房内閣情報調査室職員として勤務しているものであるが、数年前より現在に至るまで、外国政府機関職員と不適切な交際を続け、繰り返し金銭を受領していたものであり、こうした行為は、国家公務員倫理規程（第 5 条第 1 項）に違反する疑いがある。

3 疑いのある行為の内容を知った具体的な態様

当該職員は、[REDACTED]、警察の事情聴取を受けていたものであるが、[REDACTED] に自ら内閣官房内閣情報調査室石田参事官に対して本件に関する報告・謝罪を行ったことから、発覚したものである。

4 調査開始時期

平成 20 年 1 月 11 日

取扱注意・用済み後廃棄

平成20年1月15日

### 事実関係調査報告書

#### 第1 事案の概要等

##### 1 対象職員（別添1参照）

###### (1) 氏名等

内閣官房内閣情報調査室研究部

内閣事務官 [REDACTED] (行政職俸給表(一) [REDACTED])

生年月日 [REDACTED] (現在52歳)

本籍 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

###### (2) 経歴等

###### ア 経歴

[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

平成6年内閣官房内閣情報調査室採用 [REDACTED]

同室国際第一部に配属 [REDACTED]

[REDACTED] 同室内閣情報集約センター

[REDACTED] 同室国際部 [REDACTED]

[REDACTED] 内閣衛星情報センター分析部

平成18年4月 内閣官房内閣情報調査室研究部（有識者の勉強会等を担当）

###### イ 参考事項

(ア)

(イ)

(ウ) 内閣官房内閣情報調査室採用の経緯

- 平成6年 [REDACTED]

[REDACTED] 採用す

るに至ったもの。

2 内閣情報調査室の組織及び本人の担当業務について

(1) 内閣情報調査室（別添2参照）

- 内閣情報調査室は内閣官房組織令（昭和32年政令第219号）第1条に基づき設置され、その所掌事務は同令第4条第1項に定められている。
- 内閣情報調査室の組織については、内閣情報調査室組織規則（昭和51年12月23日内閣総理大臣決定）により定めが置かれ、同規則第4条に総務部門の担当事務が定められている。
- 内閣情報調査室における事務の運営について（平成17年3月17日内閣情報官指示第49号）により総務部門には総務部と研究部が置かれ、研究部は内閣情報調査室組織規則第4条第9号及び同条第10号の事務を所掌している。

※ 内閣情報調査室組織規則第4条第9号：内閣の重要政策に関する重要な情報の総合的な分析その他の調査に関すること

同規則第4条第10号：内閣の重要政策に関する学識経験者の研究、提言等の取りまとめに関すること

(2) 研究部の事務（別添3参照）

- 研究部内においては、研究部主幹（内閣参事官）及び同部総括（調査官）の下、[REDACTED] が置かれている。

- [REDACTED]

3 発覚の経緯

当該職員は、在京ロシア大使館職員との接触について [REDACTED]  
に警視庁の事情聴取を受け、[REDACTED]

4 当室における調査

- (1) 平成20年1月10日（木曜日）午後6時ころから午後9時15分ころまでの間  
永田町合同庁舎（東京都千代田区永田町1-11-39）1階第3会議室において  
本人から聞き取り調査
- (2) 平成20年1月11日（金曜日）午前10時ころから午後8時15分ころまでの間

永田町合同庁舎2階第2会議室において本人から聞き取り調査

- (3) 平成20年1月13日（日曜日）午前10時30分ころから午後5時ころまでの間  
内閣府本府（東京都千代田区永田町1-6-1）6階内閣官房内閣情報調査室 [REDACTED]  
会議室において本人から聞き取り調査
- 調査担当職員は、当室石田高久内閣参事官（当室総務部総括）、[REDACTED]内閣事務官  
(当室総務部参事官補佐)、[REDACTED]内閣事務官（当室総務部所属）

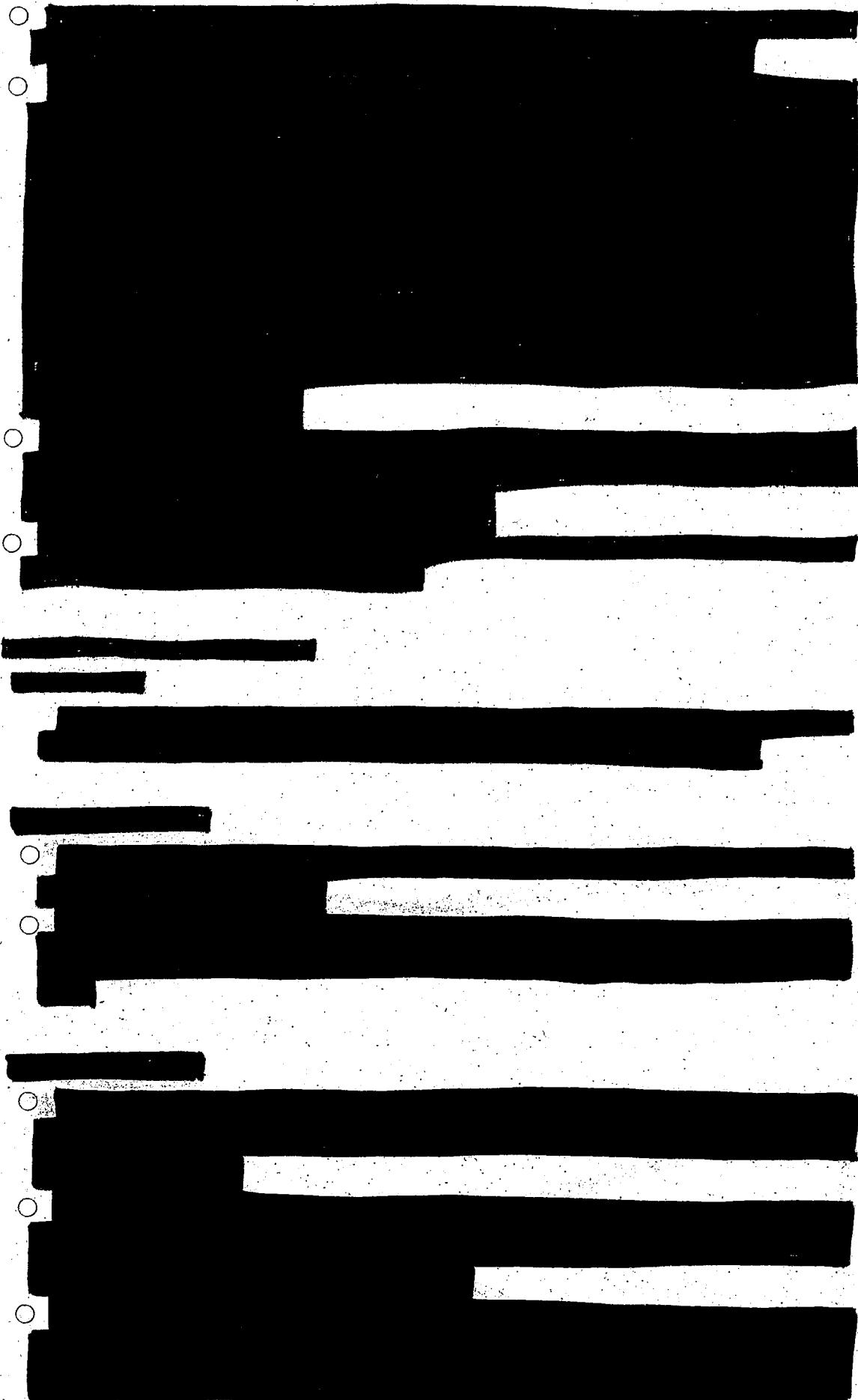
## 第2 接触していた機関員（別添4参照）

本人の供述によれば、5代約10年にわたり、在京ロシア大使館職員と接触していたことが明らかになっており、当該ロシア大使館職員については次のとおりである。なお、当該職員については、外務省儀典官室発行の「DIPLOMATIC LIST」により実在が確認されている。

- 初代は、[REDACTED]  
[REDACTED] (別添4①参照)
- 2代目は、[REDACTED]  
[REDACTED] (別添4②参照)
- 3代目は、[REDACTED]  
[REDACTED] (別添4③参照)
- 4代目は、[REDACTED]  
[REDACTED] (別添4④参照)
- 5代目は、[REDACTED]  
[REDACTED] (別添4⑤参照)

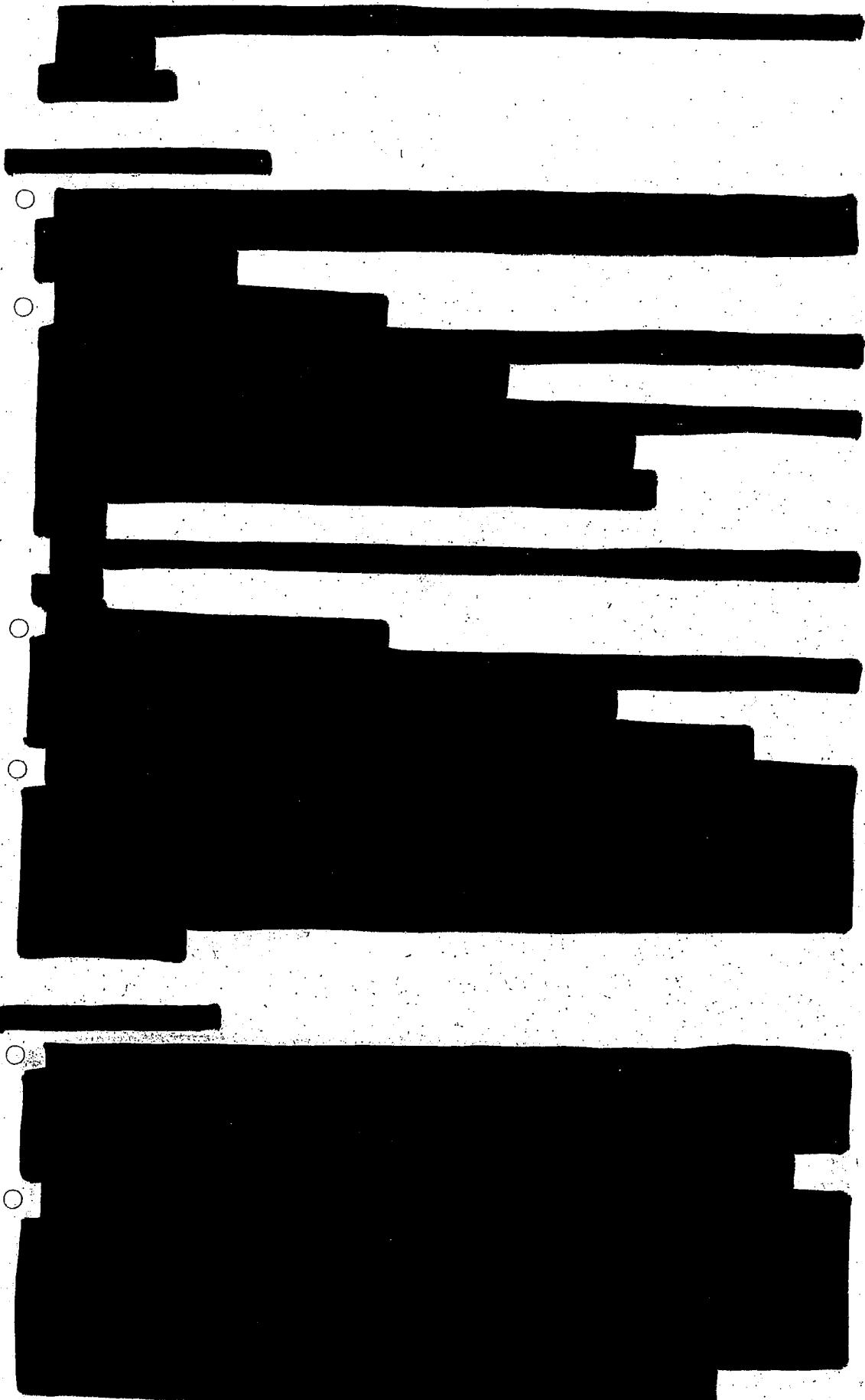
## 第3 在京ロシア大使館職員との接觸状況について

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]





- 6 -

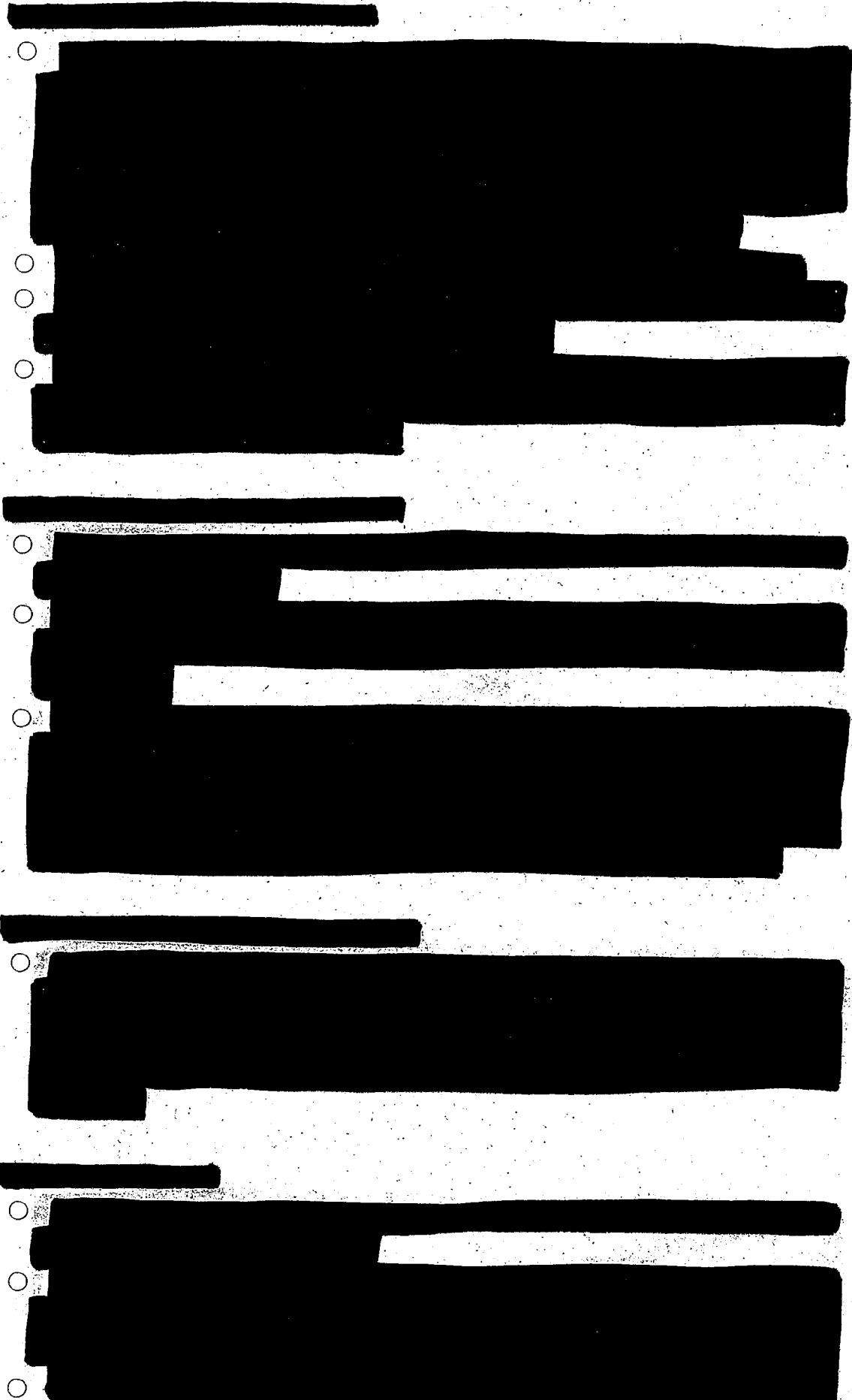


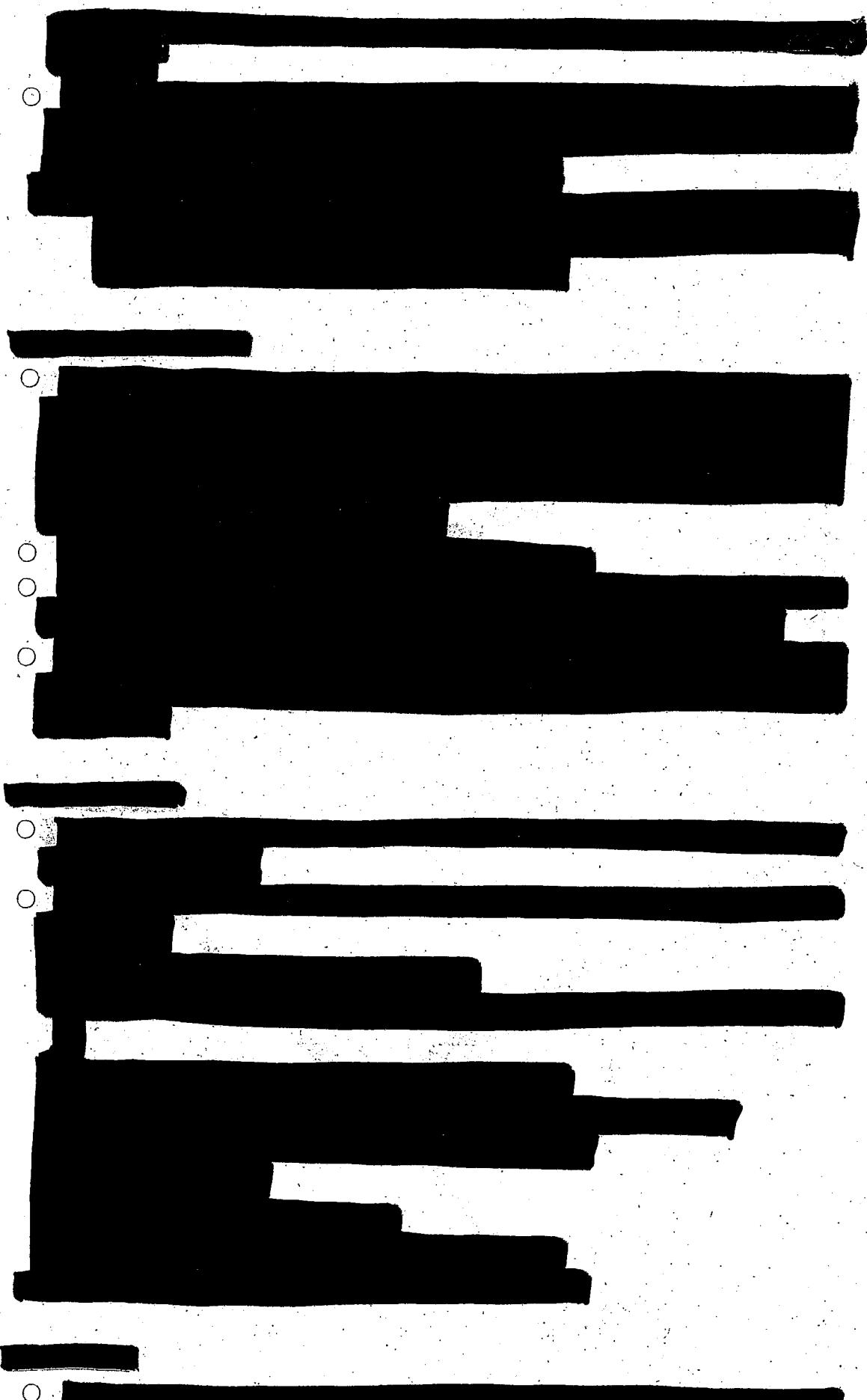
This image shows a document page that has been heavily redacted. It features several thick, solid black horizontal bars that completely obscure the text beneath them. There are also some smaller, irregular black shapes on the left side. Between these redacted sections, there are a few small, thin white rectangular areas that appear to be remnants of the original text or perhaps where staples were used.

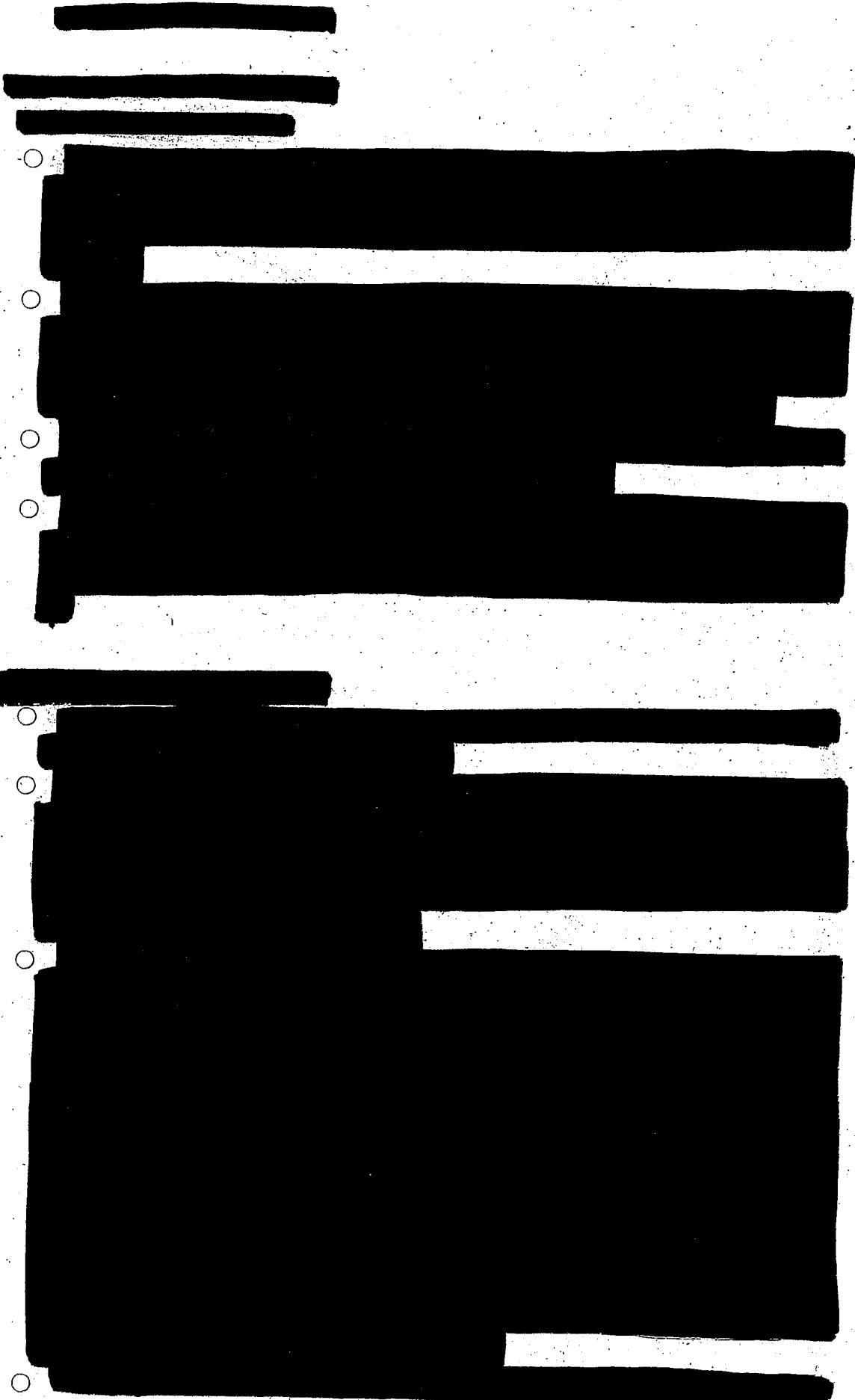
- 9 -

The image shows a document page with several horizontal black redaction bars. The first bar is at the top, followed by four groups of three bars each, and a final group of two bars near the bottom. There are small white rectangular labels with faint text visible between the redacted areas.

- 11 -

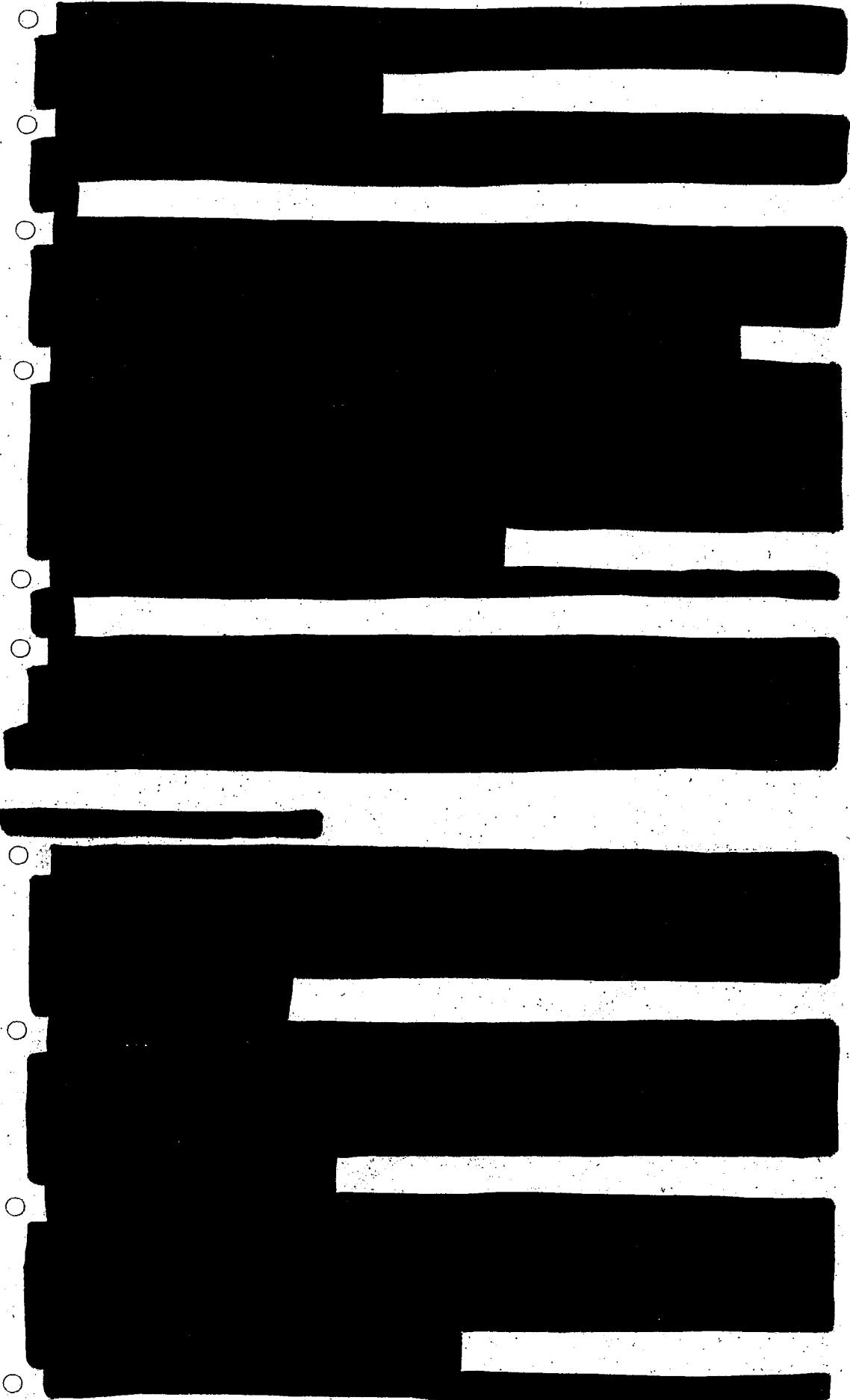




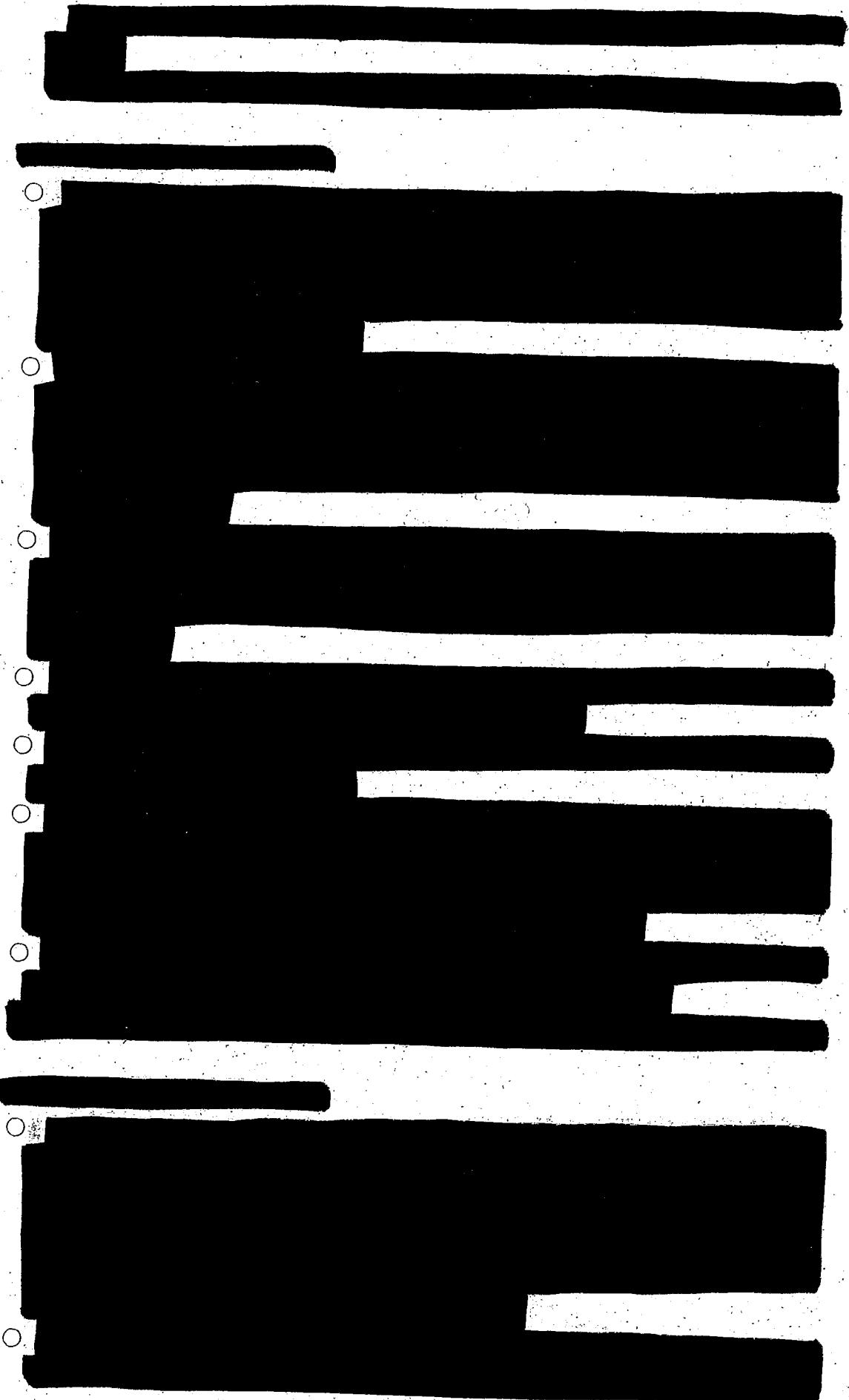


- 3月28日付けで総務主幹から発出された「秘密保全に関する調査」について、同年3月30日（金曜日）までに回答をしている。

- 
- 
- 
-



- 17 -



This image shows a document page that has been heavily redacted. There are several large, solid black rectangular areas that completely obscure the text. Between these redacted sections, there are thin white horizontal bands. Along the far left edge of the page, there are small, evenly spaced circular holes, likely from a paper punch. The overall appearance is that of a heavily censored or protected document.

第4 受領した金銭の使途

## 第5 研究会について

- [REDACTED]
- 研究会の資料を一部引用して自ら作成した資料は全部で [REDACTED] であり、[REDACTED] は機微な部分と思われるところを削除して作成していたと申し立てた。

## 第6 [REDACTED] の海外渡航について

- 本人申立てによれば、[REDACTED]
- 平成13年1月から現在に至るまでの海外渡航承認申請書に関しては、[REDACTED] に係るもののが1件だけ存在している（別添17参照）。当該申請書によれば、[REDACTED] に観光に行っている。

- [REDACTED]

- また、本人申立てによれば、平成13年1月以降は、これ以外の海外渡航の事実はない。

## 第7 服務上の指導の状況について（別添18参照）

### 1 國際第一部勤務時 [REDACTED]

#### (1) 当時の上司について

- 平成6年 [REDACTED] に採用され、國際第一部に配属された時点の上司は、荒木二郎総括、奥村萬壽雄主幹であった。その後、[REDACTED] に原田宗宏総括が着任し、[REDACTED] には柳澤昊主幹が着任した。
- [REDACTED] に渡部巧総括が着任し、[REDACTED] に大平修総括が着任したが、同年 [REDACTED] に金山泰介総括が着任した。
- [REDACTED] に植松信一主幹が着任し、同年 [REDACTED] に石川威一郎総括が着任した。

- 内閣情報調査室室長は、採用時は大森義夫室長、平成9年4月4日には杉田和博室長が着任した。

#### (2) 服務指導等の状況

- [REDACTED]
- [REDACTED]

## 2 内閣情報集約センター勤務時 [REDACTED]

### (1) 当時の上司について

- [REDACTED] に内閣情報集約センターに異動した時点の上司は、駒野健二総括、成島宣夫主幹であった。
- その後、[REDACTED] に小島勝成総括が着任した。

### (2) 服務指導等の状況

- 特に具体的な指導は認められない。

## 3 2回目の国際部勤務時 [REDACTED]

### (1) 当時の上司について

- [REDACTED] に国際部に異動したときの上司は、1回目の国際第1部勤務当時と同様、石川威一郎総括、植松信一主幹であった。
- その後、[REDACTED] に宮園司史総括が、同年[REDACTED] に五十嵐邦雄主幹が着任した。また、平成13年4月1日には、兼元俊徳情報官が着任した。

### (2) 服務指導等の状況

- [REDACTED] に観光旅行に行くために海外渡航承認申請書を同年[REDACTED] に提出した際、五十嵐邦雄主幹から[REDACTED] にからめて十分注意するように、また、総務部主幹にも報告するように指導を受けた。

## 4 内閣衛星情報センター勤務時 [REDACTED]

### (1) 当時の上司について

- [REDACTED] に内閣衛星情報センターに異動したときの上司は、谷口伸三郎同センター分析部管理課長、岸野博之同センター分析部長であった。また、同センター所長は、國見昌弘所長であった。
- [REDACTED] に同センター分析部主任分析官付となり、上司は尾形誠主任分析官となった。
- その後、[REDACTED] に上原美都男分析部長が着任し、[REDACTED] には濱屋憲佐主任分析官が着任した。また、[REDACTED] に小田邦博所長が着任した。

### (2) 服務指導等の状況

-

## 5 研究部勤務時（平成18年4月から現在まで）

(1) 当時の上司について

- 平成18年4月に研究部に異動したときの上司は、三木宏総括、西田稔主幹、三谷内閣情報官であり、現在まで同じである。

## (2) 服務指導等の状況



第8

- This image shows a document page that has been severely redacted. On the far left, there is a vertical strip of paper with circular punch holes along its edge, characteristic of a microfilm or a specific type of document holder. The majority of the page is a solid black rectangle, indicating that most of the content has been removed. There are a few small, isolated white areas: one horizontal band across the middle and another larger, irregular white shape on the right side. A very faint, thin horizontal line of text is visible through the redaction, appearing as a thin white line near the bottom center of the page. The overall quality is grainy and high-contrast.

## 第9 評価

- 本人は上記事実を認めるとともに、ロシア大使館職員との接触、文書の交付及び金品の授受について素直に認め、自認書（別添19参照）を提出している。
- 本人は上記事実について深く後悔するとともに改悛の情を示しており、また、組織及び同僚・上司に多大なる迷惑をかけたことについて謝罪の気持ちを表している。
- 本人は仮に免職となつた場合についても、これを素直に受け入れることを表明している。また、その後の生活に関する、配偶者が職を有しており、本人が就職しなければ直ちに生活に困窮するなどの事情もないことから、当面は無職のまま過ごすと申し述べた。

(以上)

## 人 事 記 錄 (甲)

## ふりがな

氏名

No.

本  
籍

男女

年 月 日改姓

学校名・学部科名		修業期間	卒・修・中退の別
学	[REDACTED]	[REDACTED]	第3学年卒
歴	[REDACTED]	[REDACTED]	第4学年卒
試験 資格	[REDACTED]	~	第1学年
研 修	[REDACTED]	~	第2学年
表 彰	[REDACTED]	[REDACTED]	
公務 災害	[REDACTED]	[REDACTED]	
備 考	人事院給与簿監査済/8年1月27日		

## ○人 事 記 錄 (乙)

ふりがな  
氏名No.  
2

年 | 月 | 日 | 勤務記録 | 事項

発令者

6. [REDACTED] 内閣事務官行政職(一) [REDACTED] (内閣官房内閣情報調査室)  
に採用する

内閣官房長官

[REDACTED]

[REDACTED]



## ○人 事 記 錄 (乙)

1 ありがな

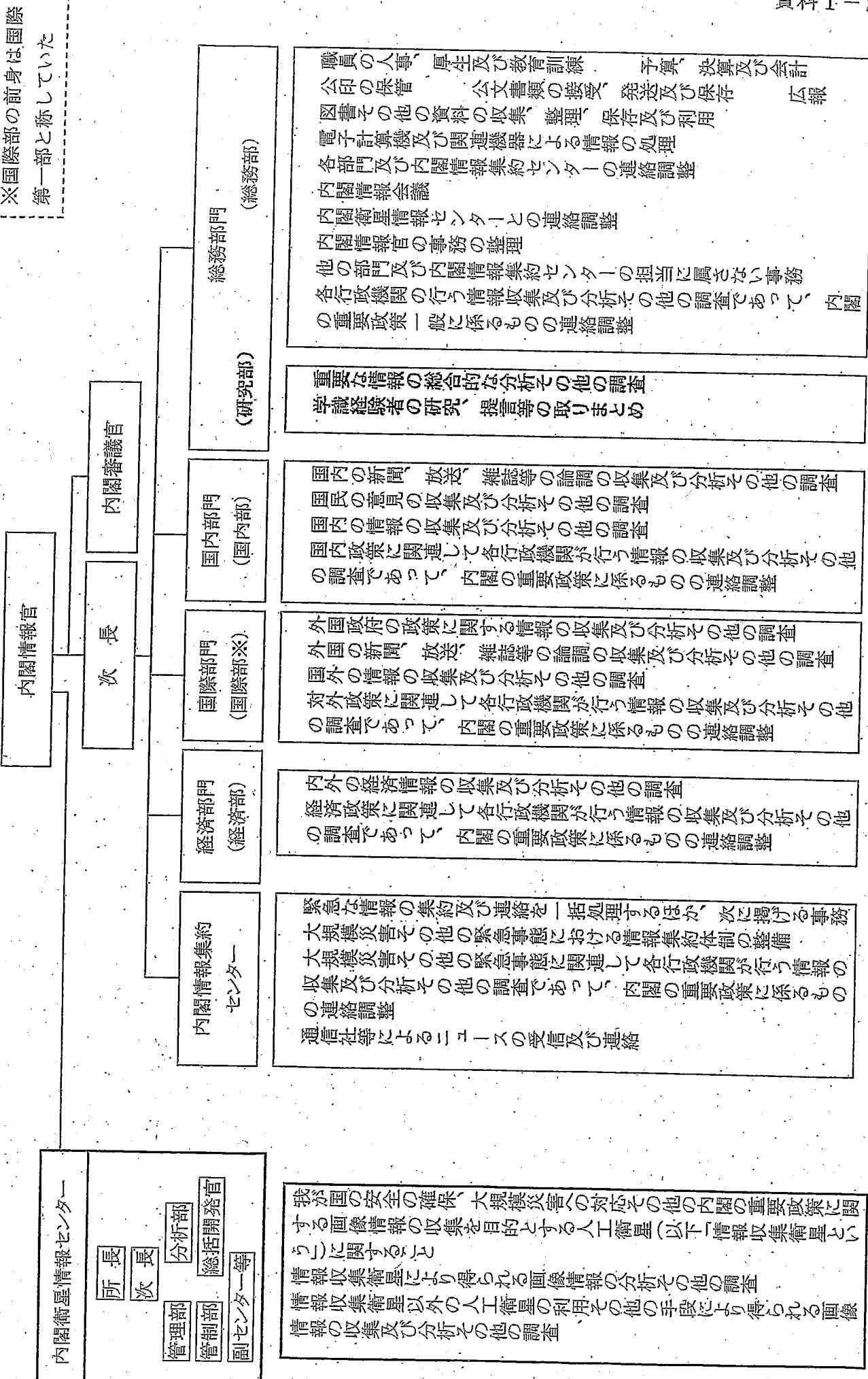
氏名

No.

4

內閣情報調査室組織圖

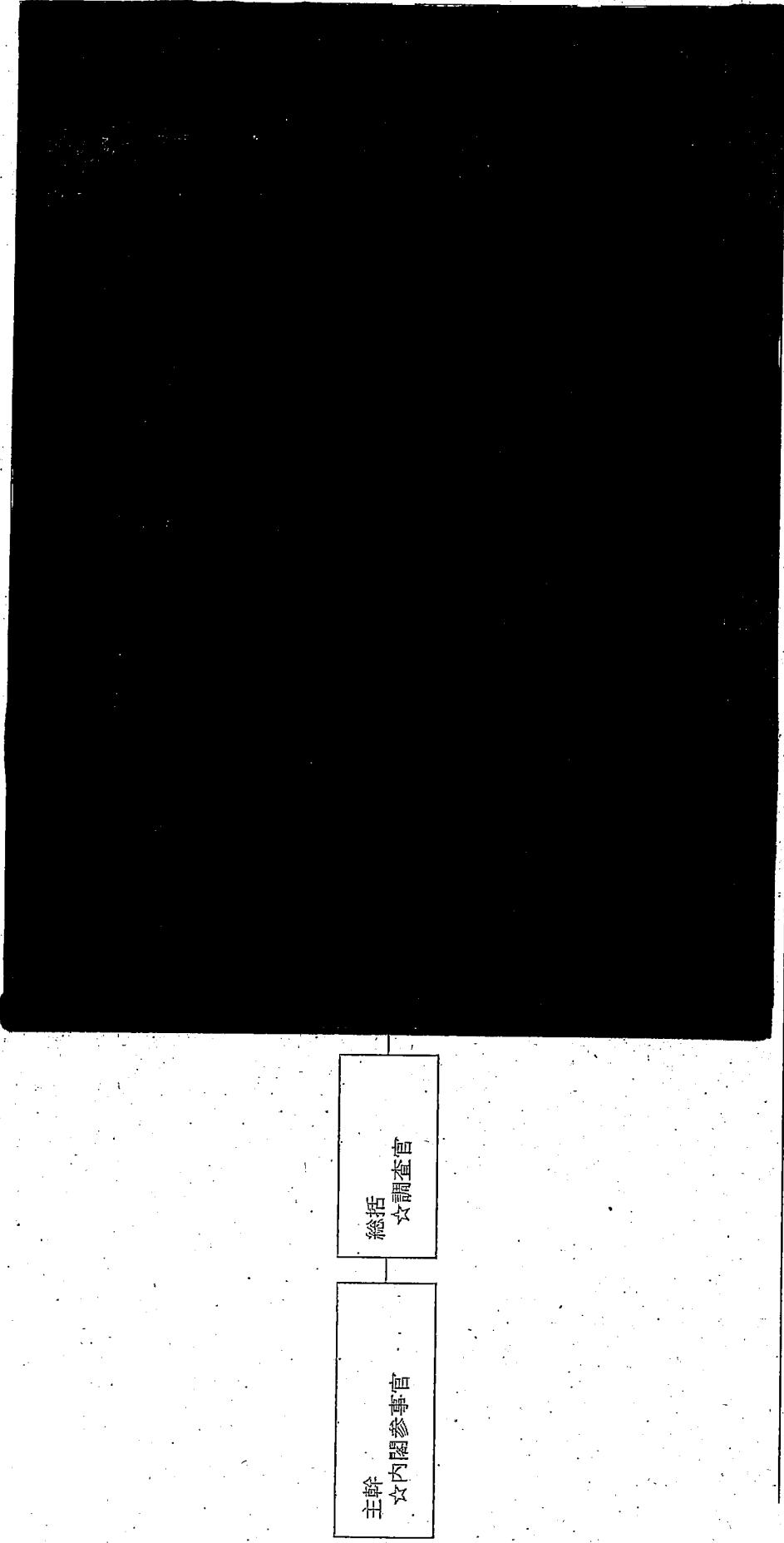
※国際部の前身は国際第一部と称していた



機密性2情報

研究部体制及び任務

(平成20年1月1日現在)



- (参考) 職名の部内呼称について…内閣情報調査室（内閣衛星情報センターは除く）においては、主として次のような呼称を用いている。
- ・「主幹」…部門等の事務の全部又は一部を整理する者。（内閣参事官のうちから指名された者。「部」の責任者）
  - ・「総括」…主幹が行う事務の整理を補佐する者。（内閣参事官又は調査官から指名）
  - ・「情報専門官」…情報の収集及び分析に関する事務に従事する者。（(一)3級相当の者を「情報専門官」、4～5級の者を「上席情報専門官」、6級の者を「特任情報専門官」と呼称）
  - このほか、管理業務に従事する者は「参事官補佐」（5～6級）、「主査」（3～4級）の呼称が付与される。

H6  
國際詩

集約地少  
國家富了  
衛星情報七二九一

H184

石井紀事下

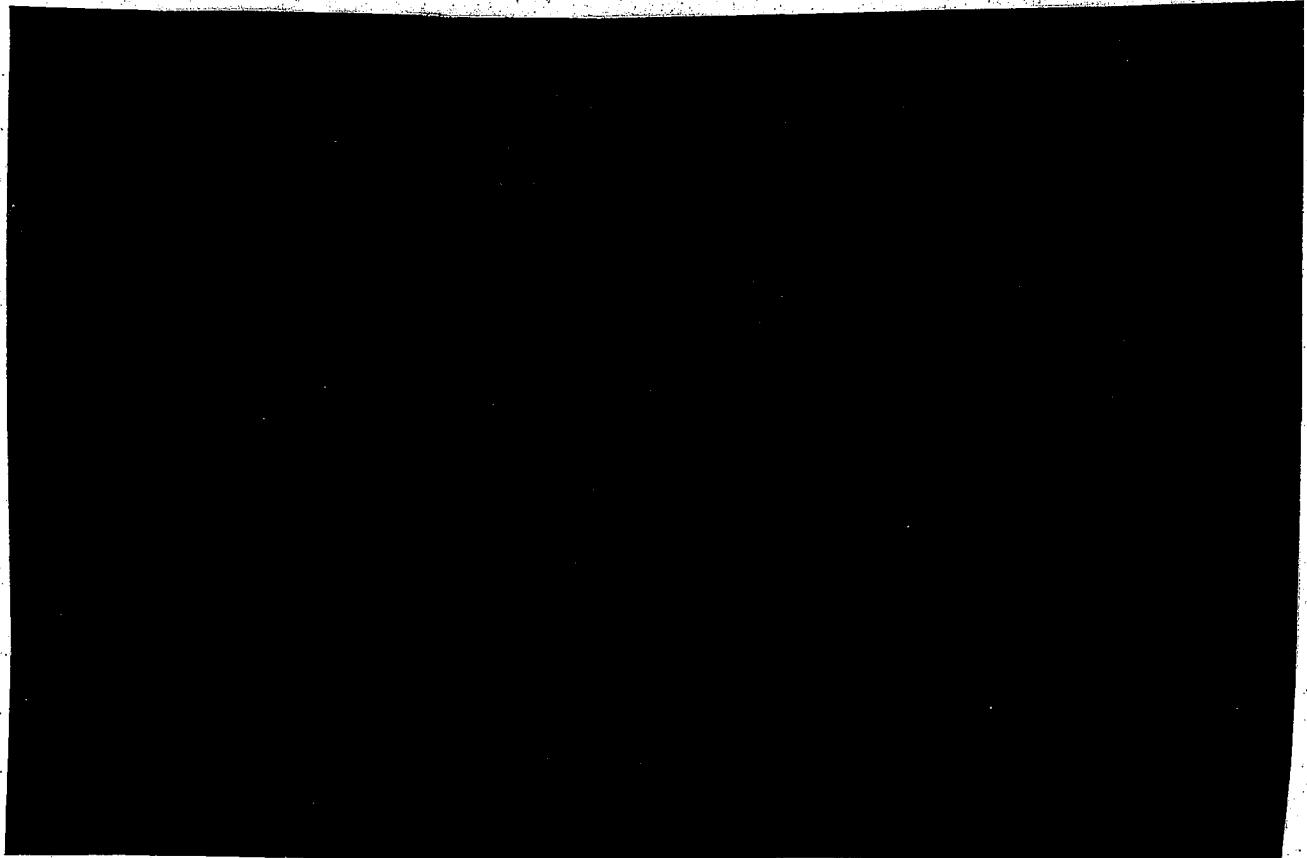
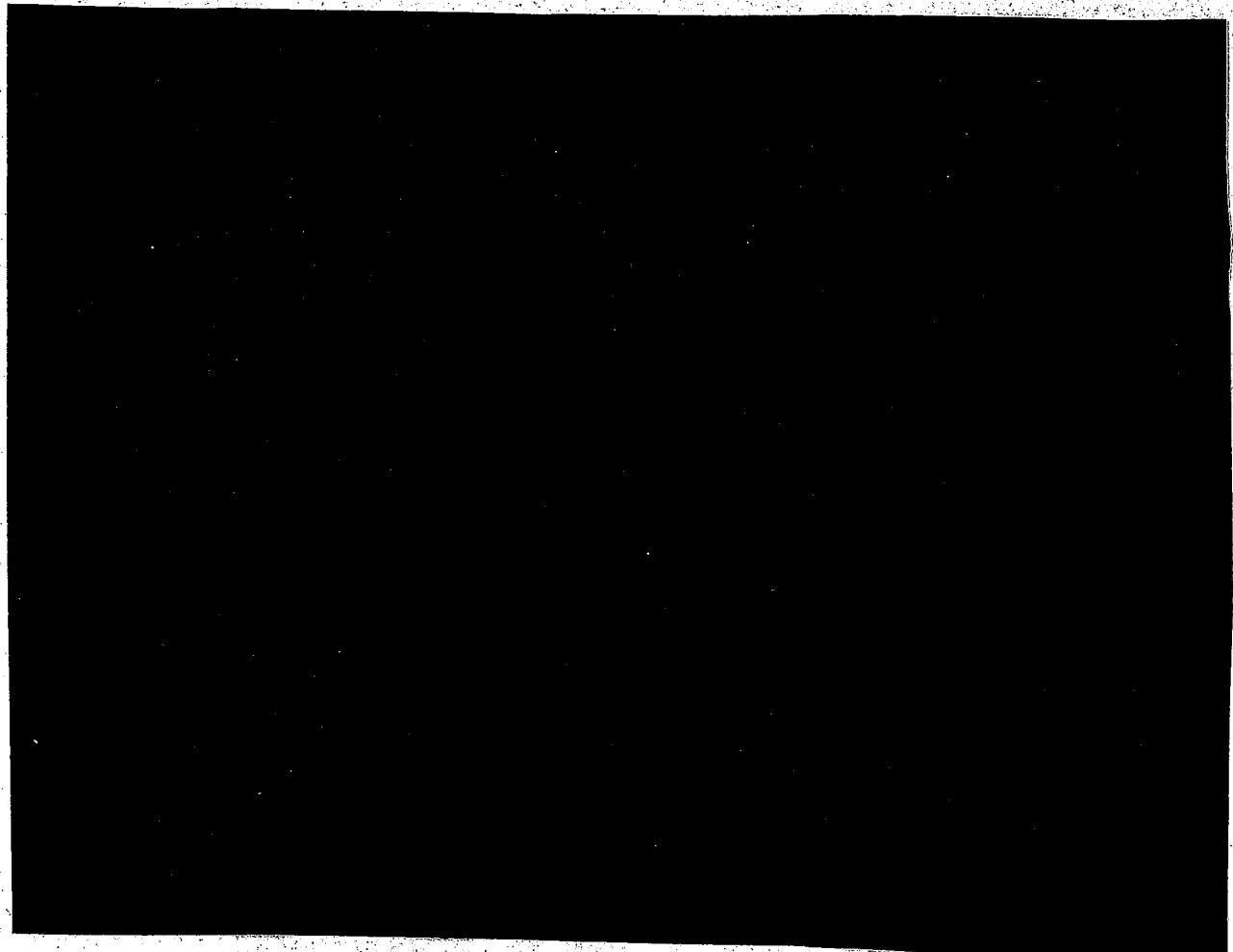
H19, I  
H19, J  
H19, K  
H19, L  
H19, M  
H19, N  
H19, O  
H19, P  
H19, Q  
H19, R  
H19, S  
H19, T  
H19, U  
H19, V  
H19, W  
H19, X  
H19, Y  
H19, Z

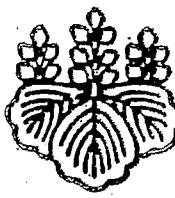


## DIPLOMATIC LIST

PROTOCOL OFFICE, GAIMUSHO  
TOKYO

May 1997



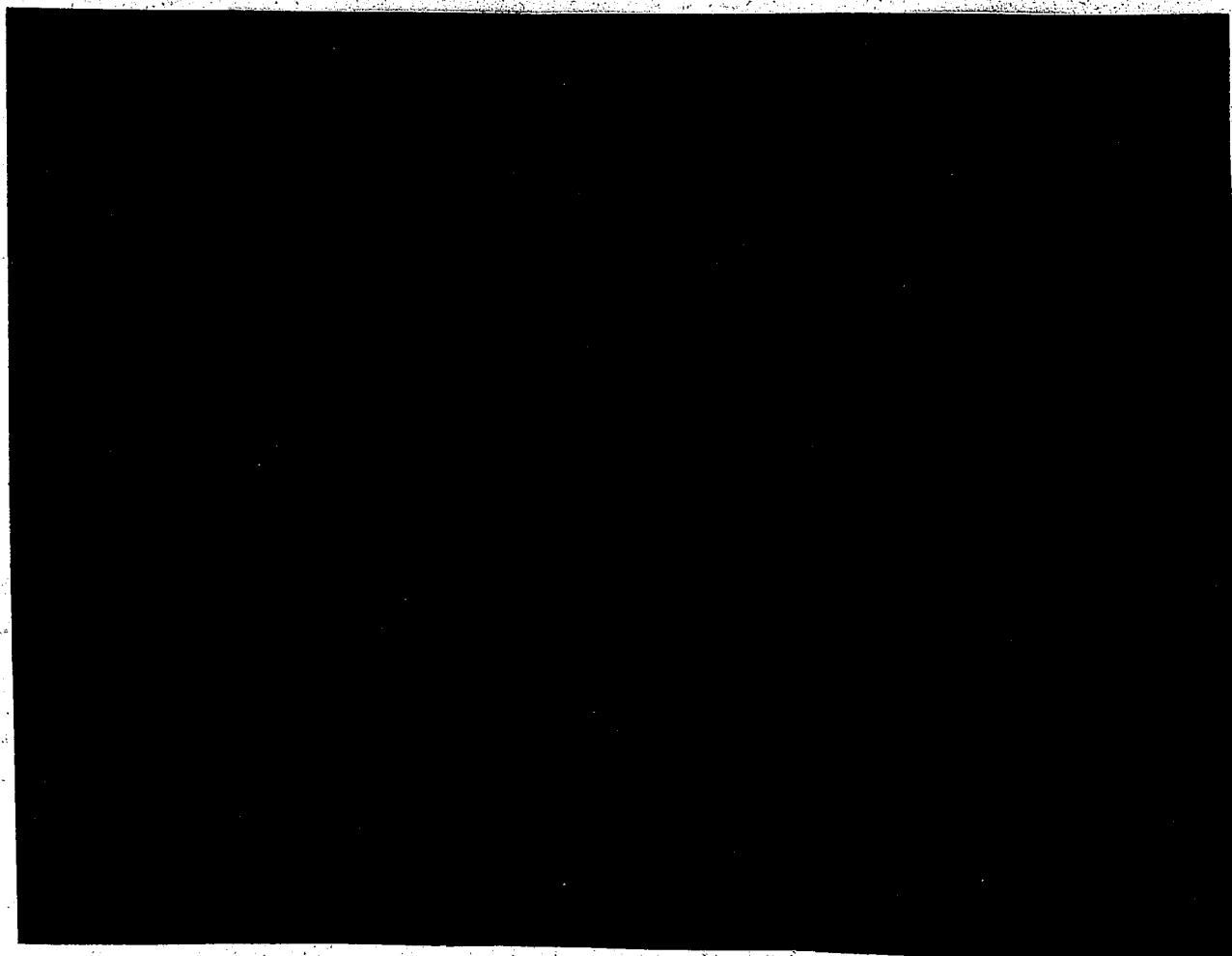
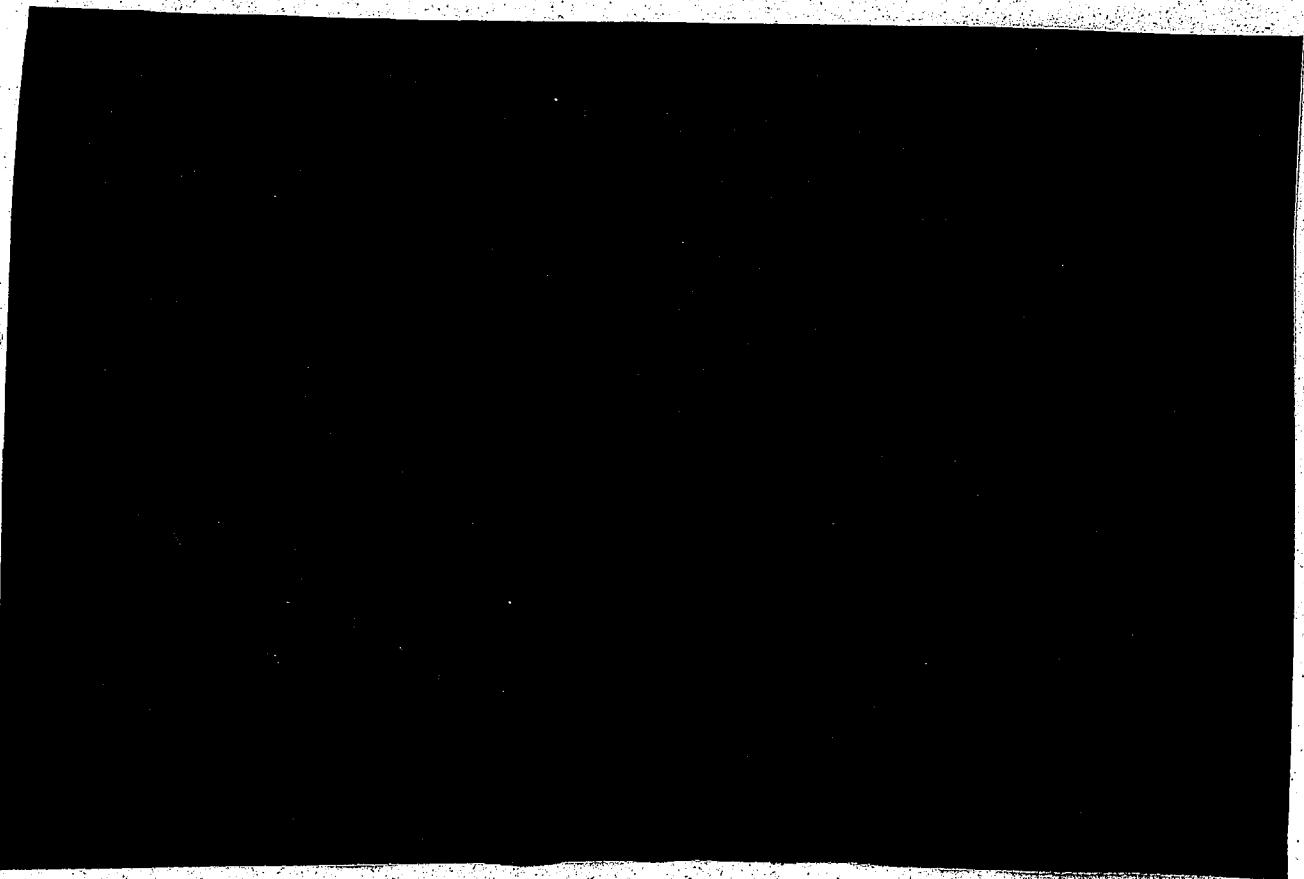


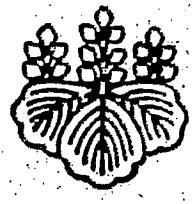
## **DIPLOMATIC LIST**

**PROTOCOL OFFICE, GAIMUSHO**

**TOKYO**

**May 1998**

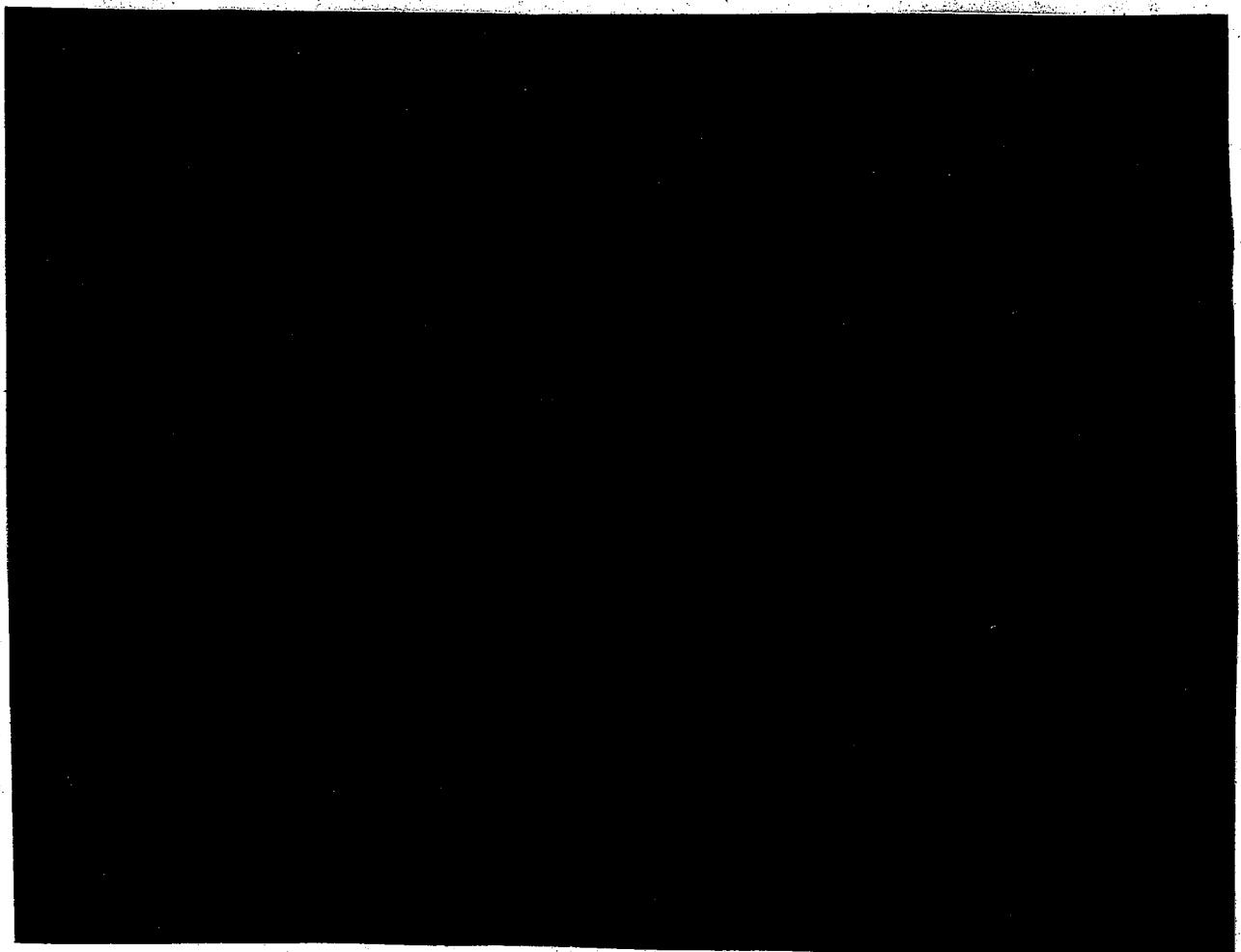
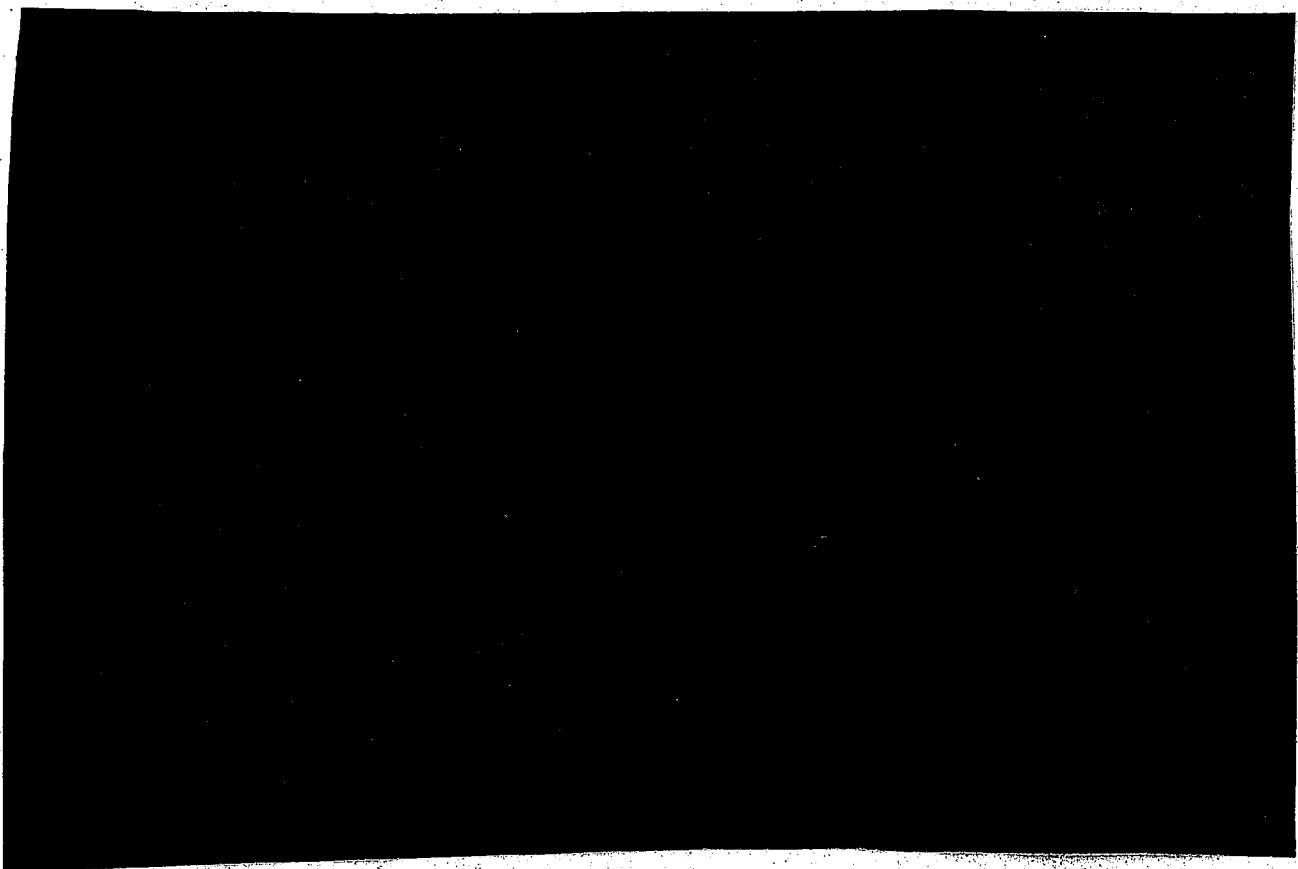




## DIPLOMATIC LIST

PROTOCOL OFFICE, GAIMUSHO  
TOKYO

November 1998



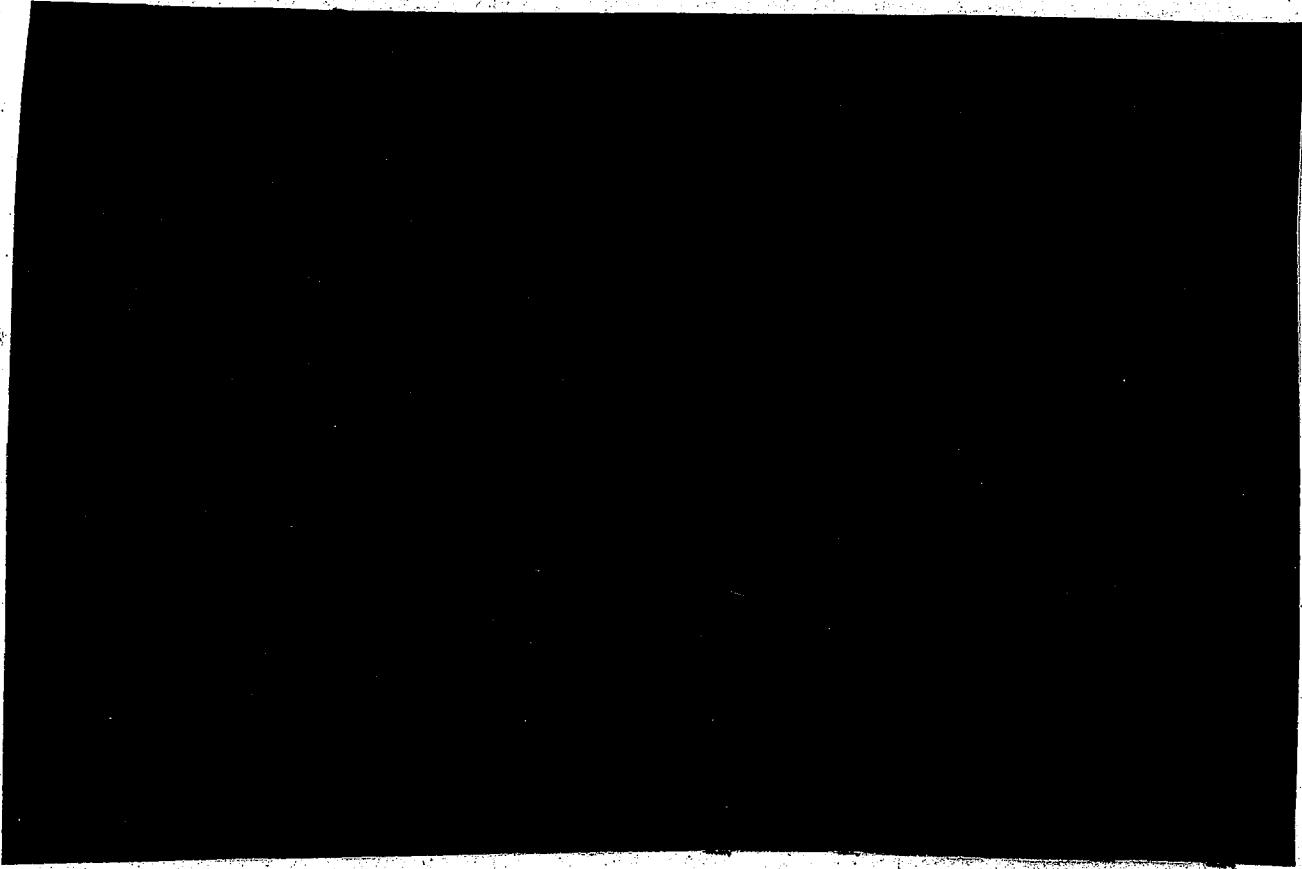


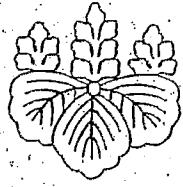
## DIPLOMATIC LIST

保存用

PROTOCOL OFFICE, GAIMUSHO  
TOKYO

May 2001





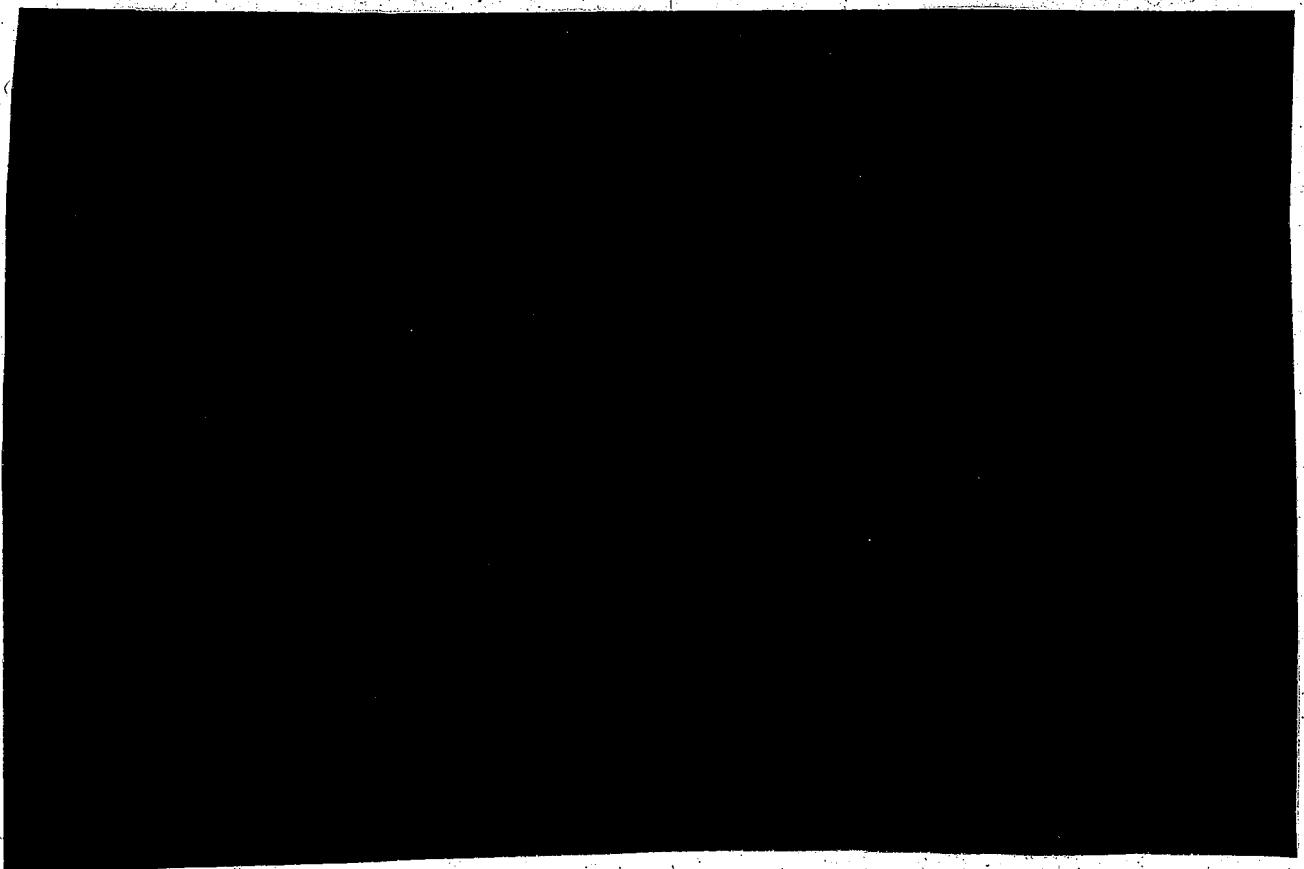
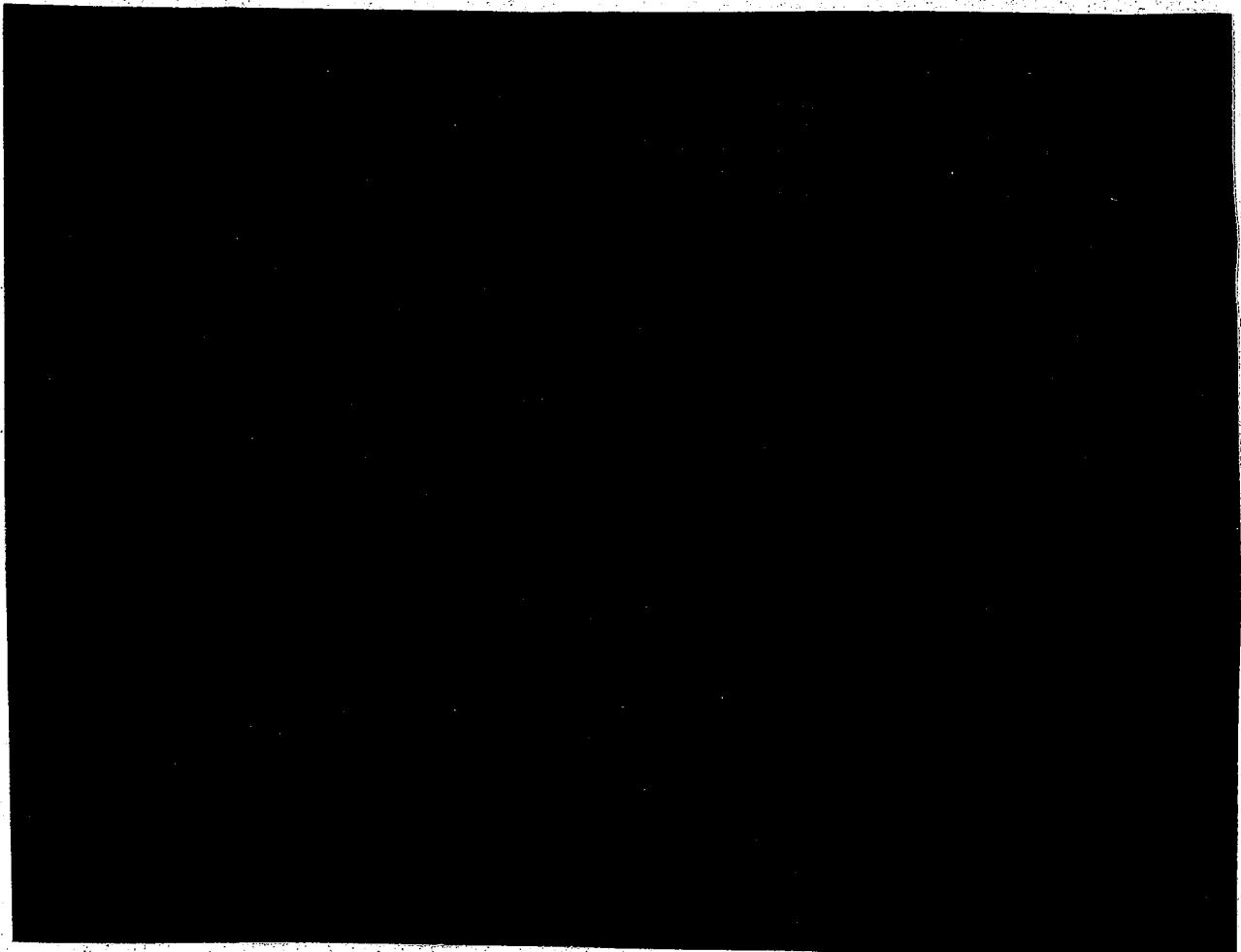
## DIPLOMATIC LIST

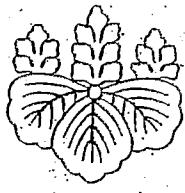
外交省

PROTOCOL OFFICE, GAIMUSHO

TOKYO

January 2002

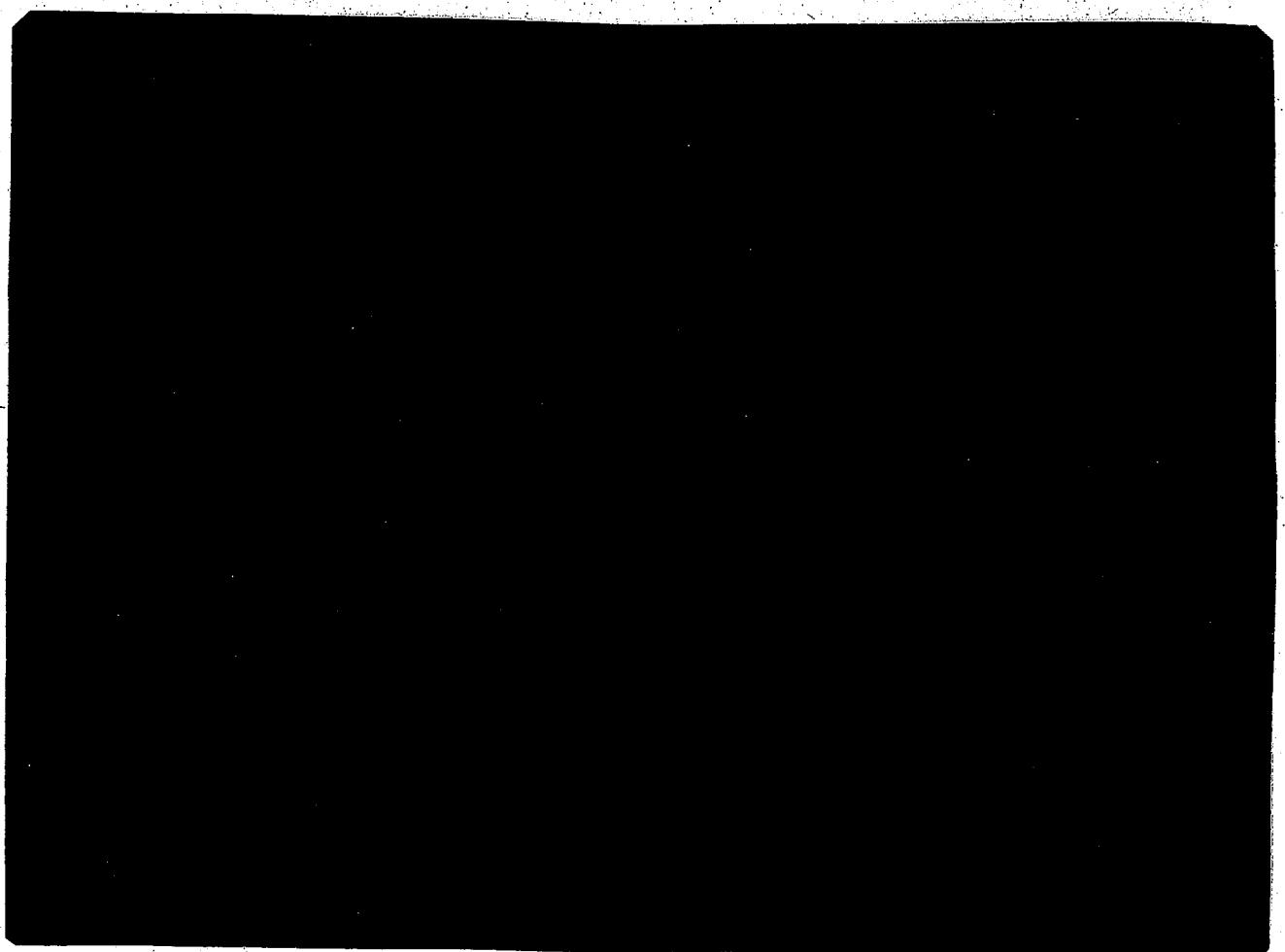
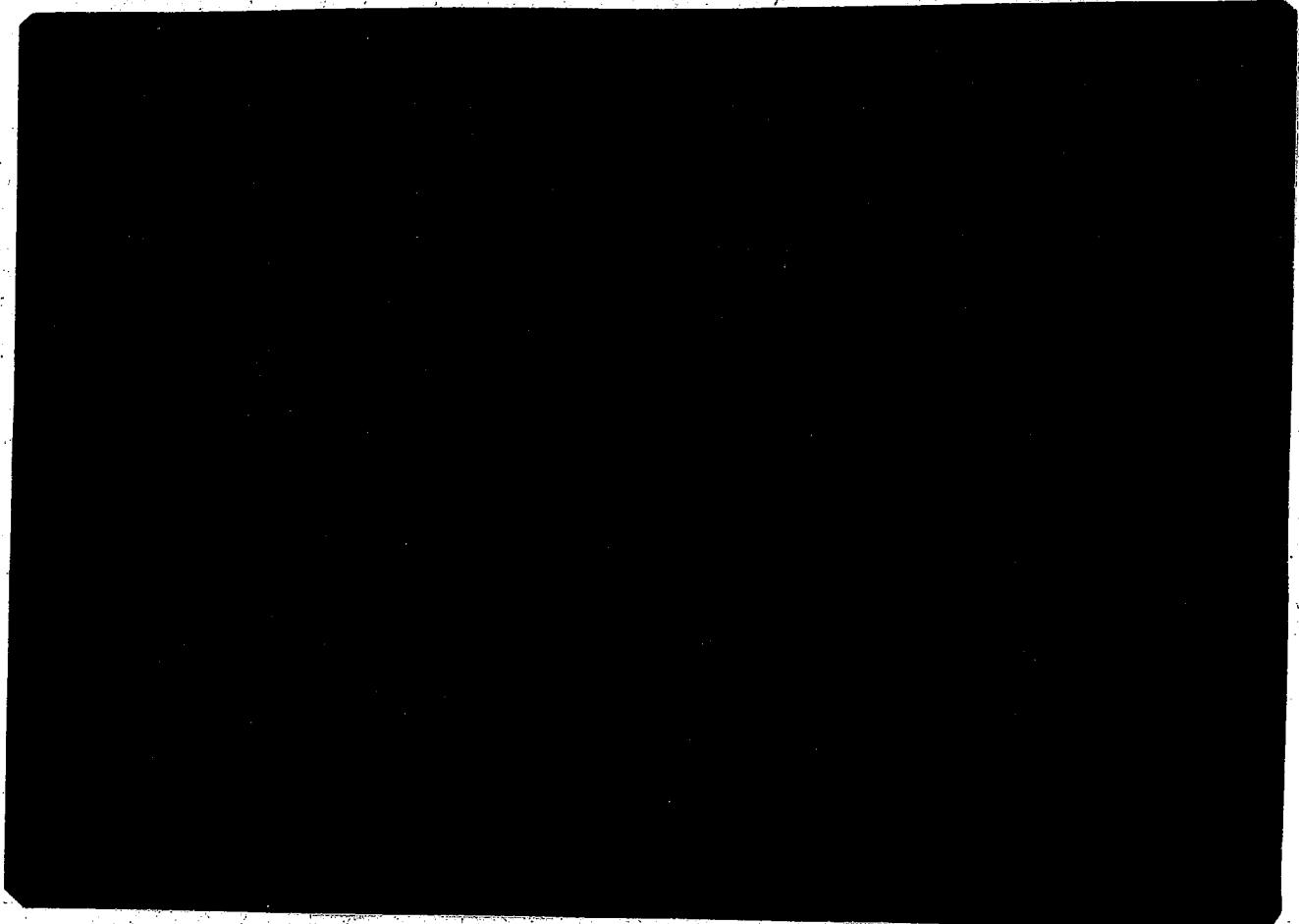


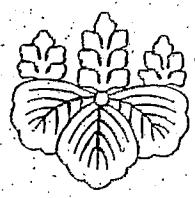


## **DIPLOMATIC LIST**

**PROTOCOL OFFICE, GAIMUSHO  
TOKYO**

**April 2004**

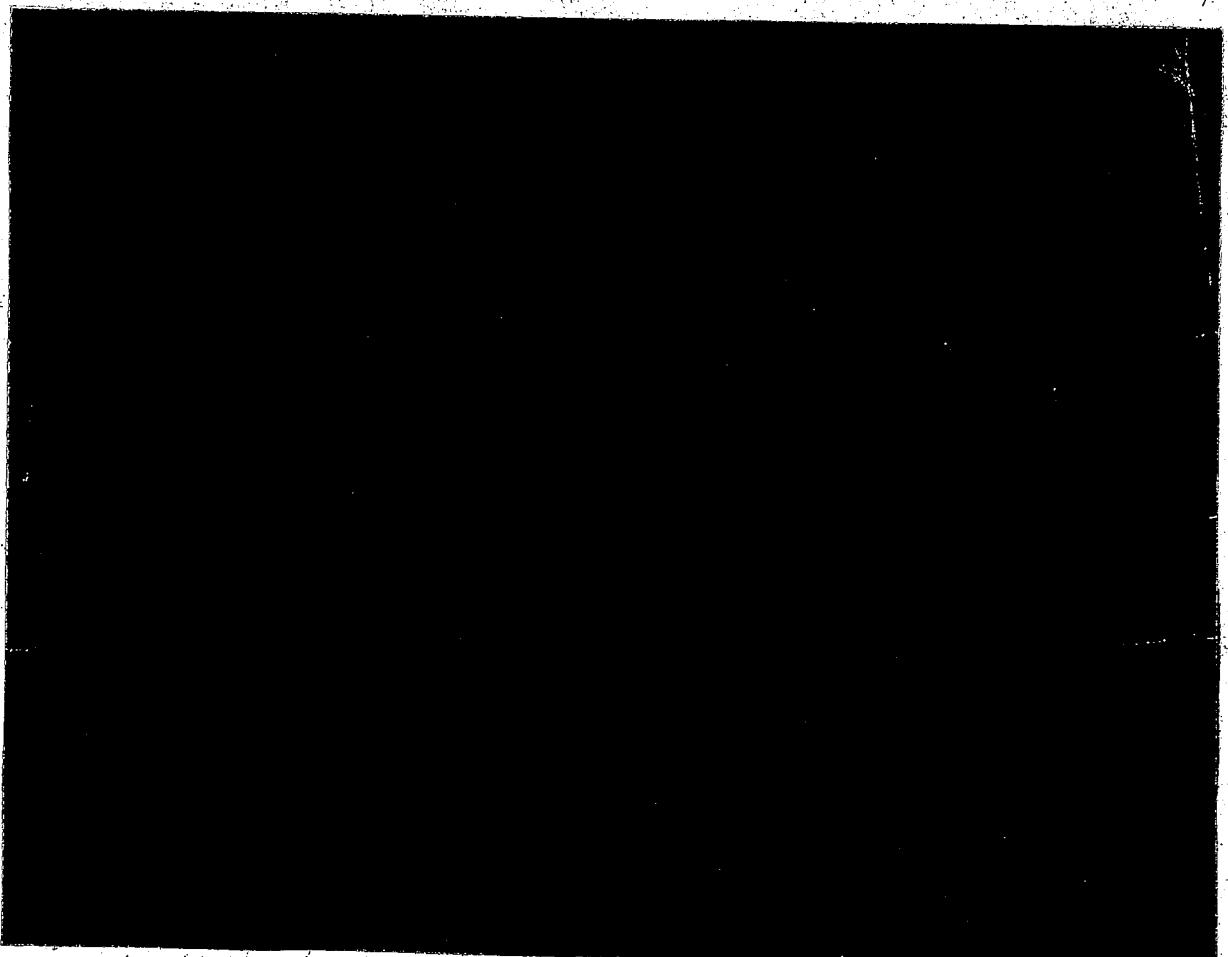
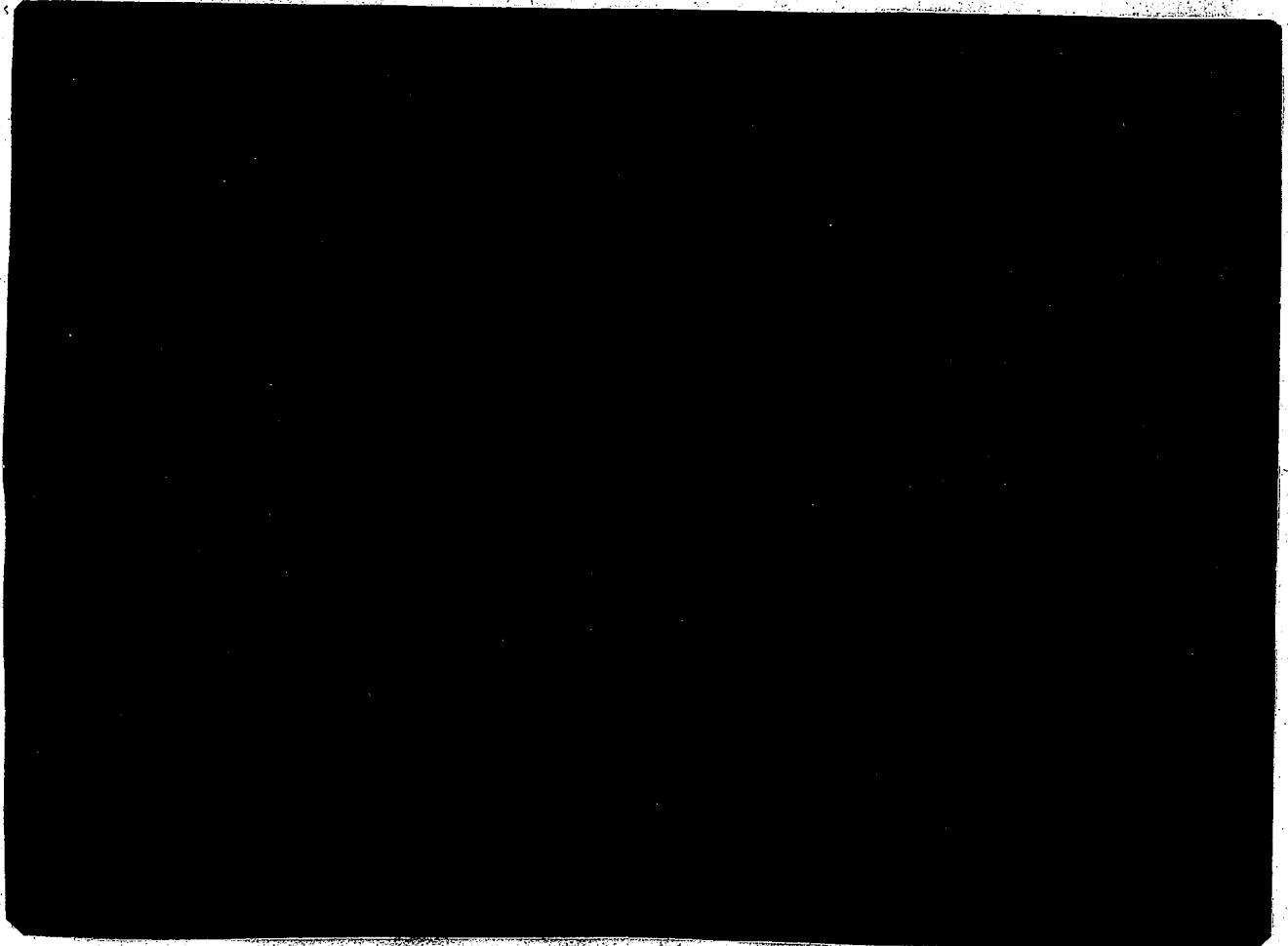


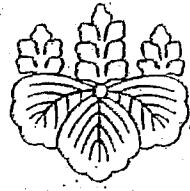


## DIPLOMATIC LIST

PROTOCOL OFFICE, GAIMUSHO  
TOKYO

October 2003

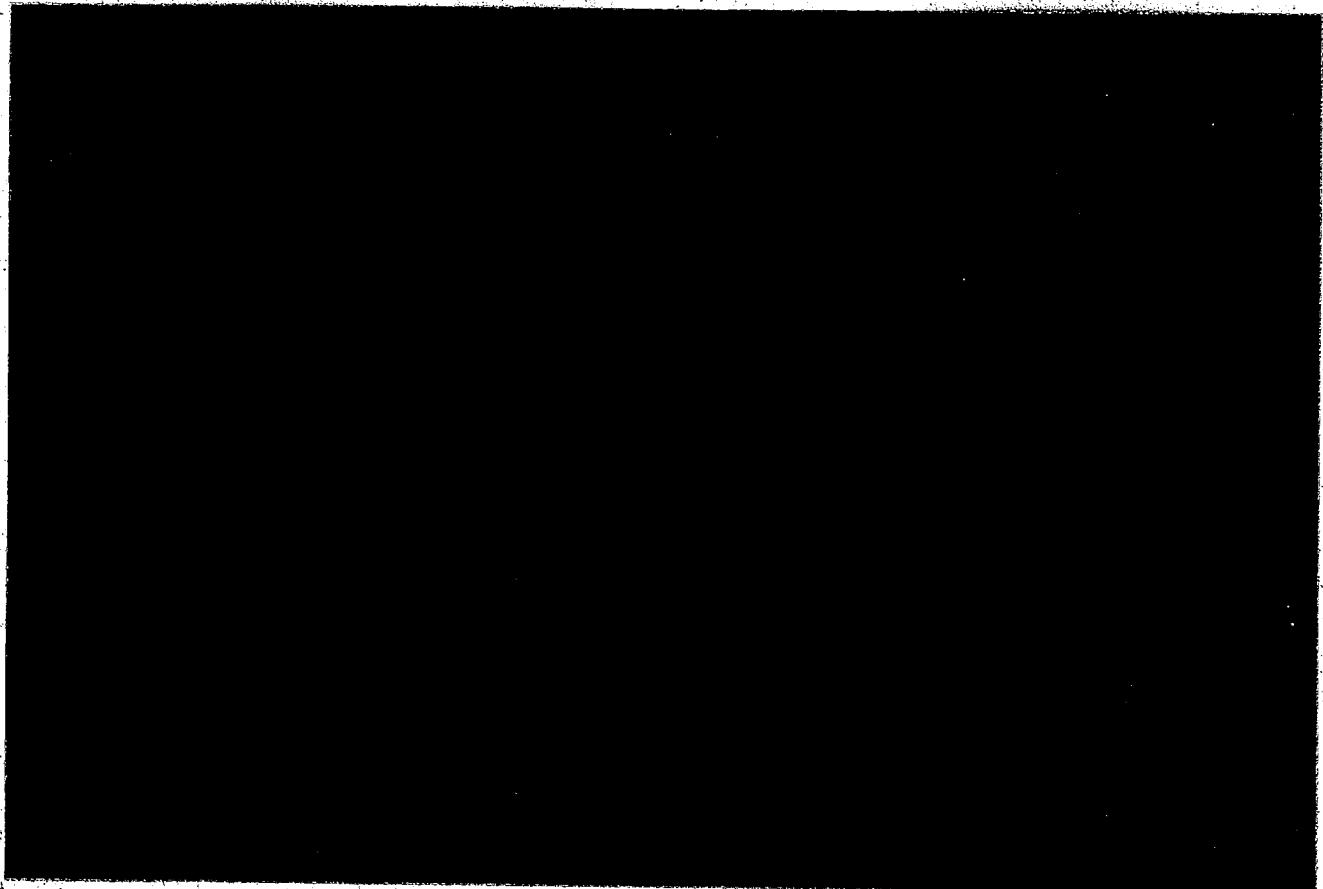
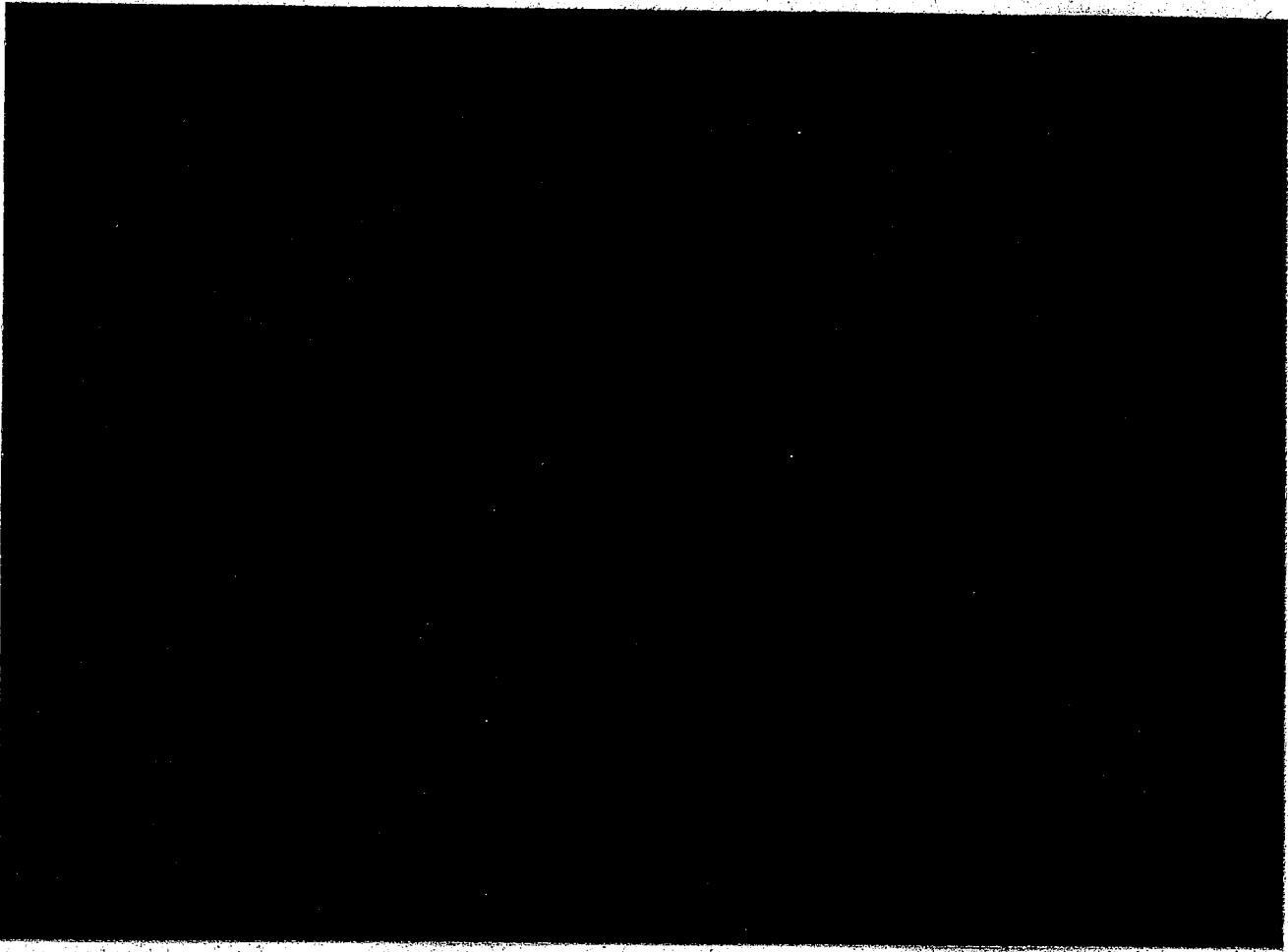


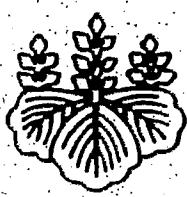


## **DIPLOMATIC LIST**

**PROTOCOL OFFICE, GAIMUSHO  
TOKYO**

**April 2006**

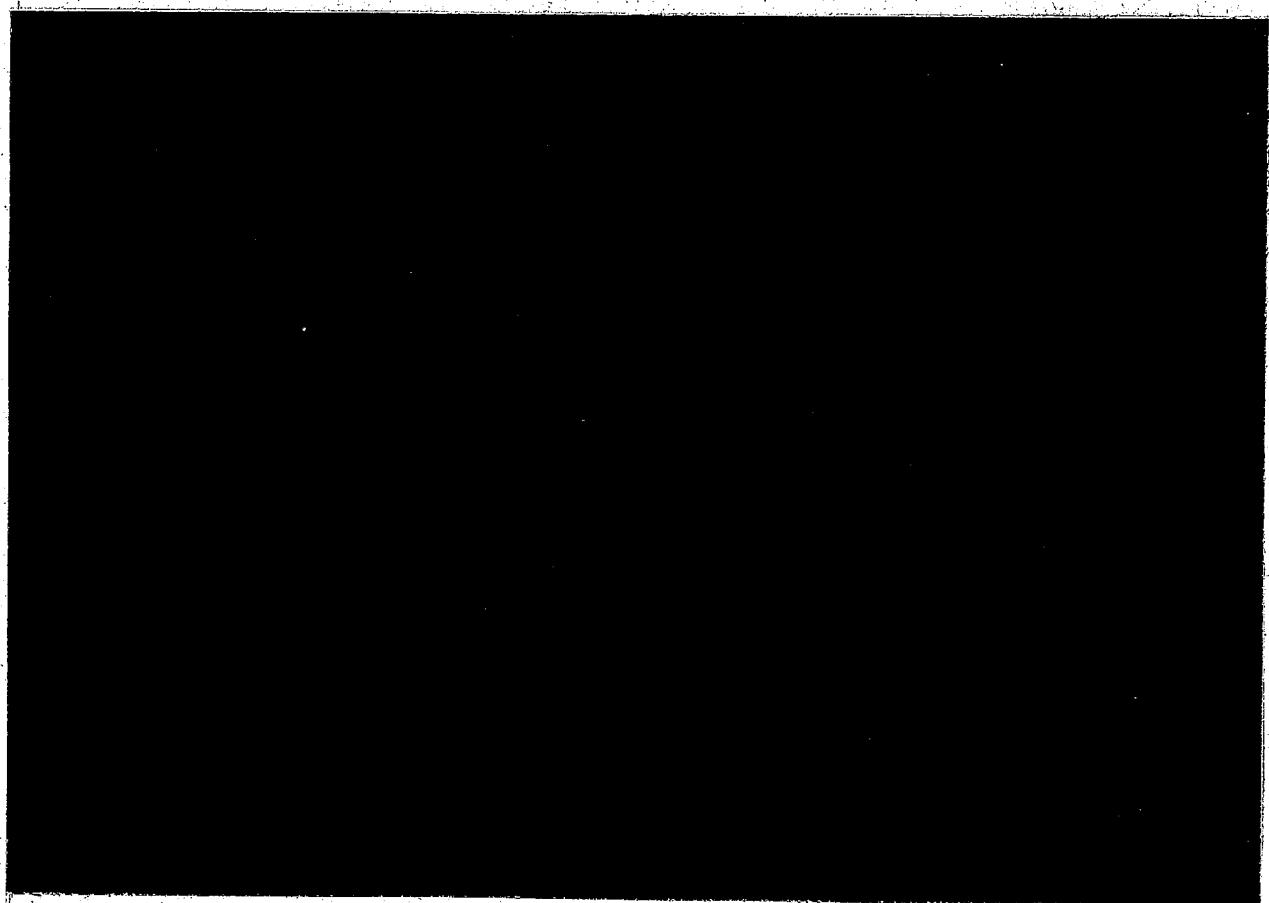
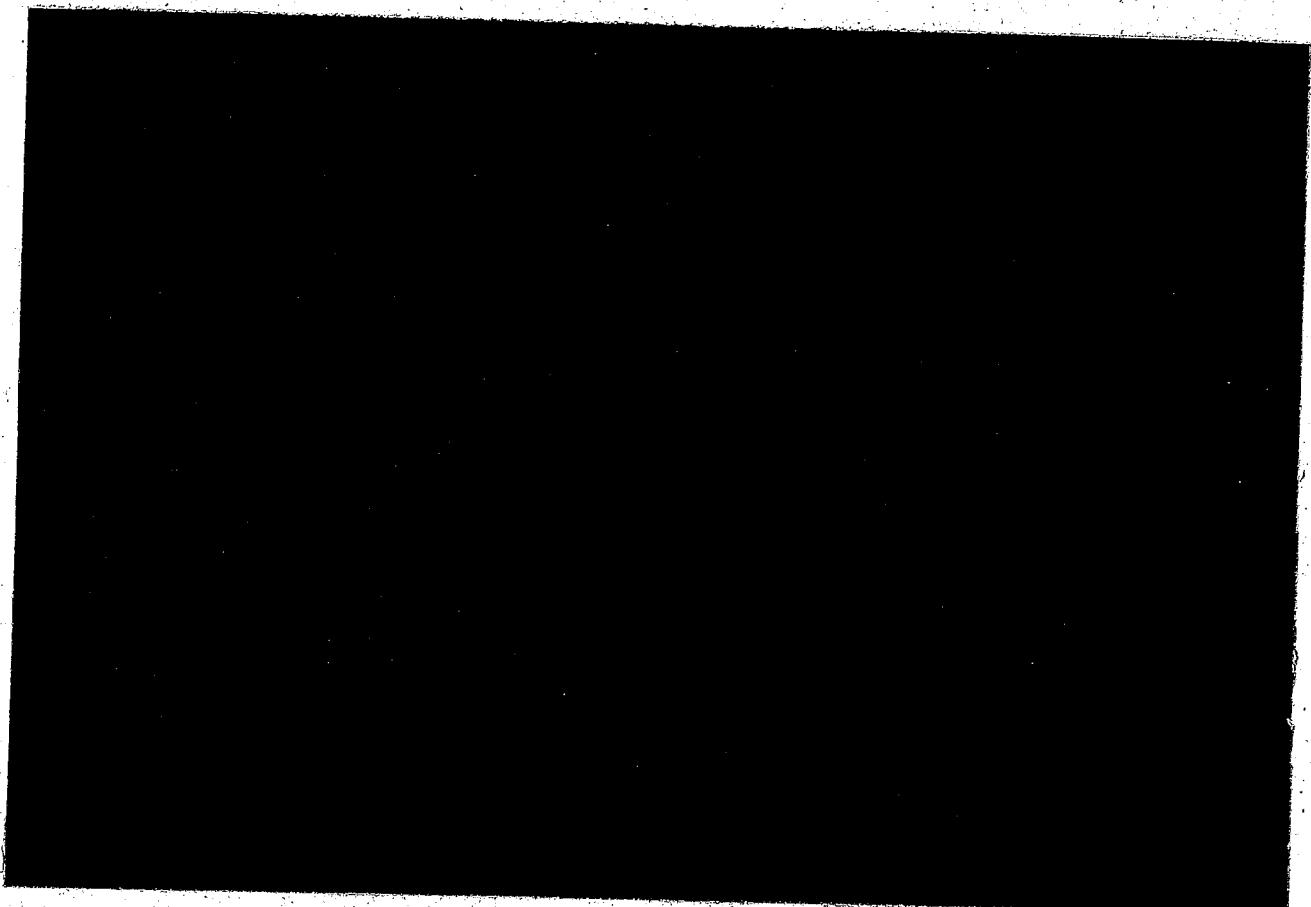


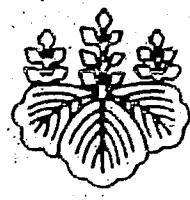


## **DIPLOMATIC LIST**

**PROTOCOL OFFICE, GAIMUSHO  
TOKYO**

October 2006

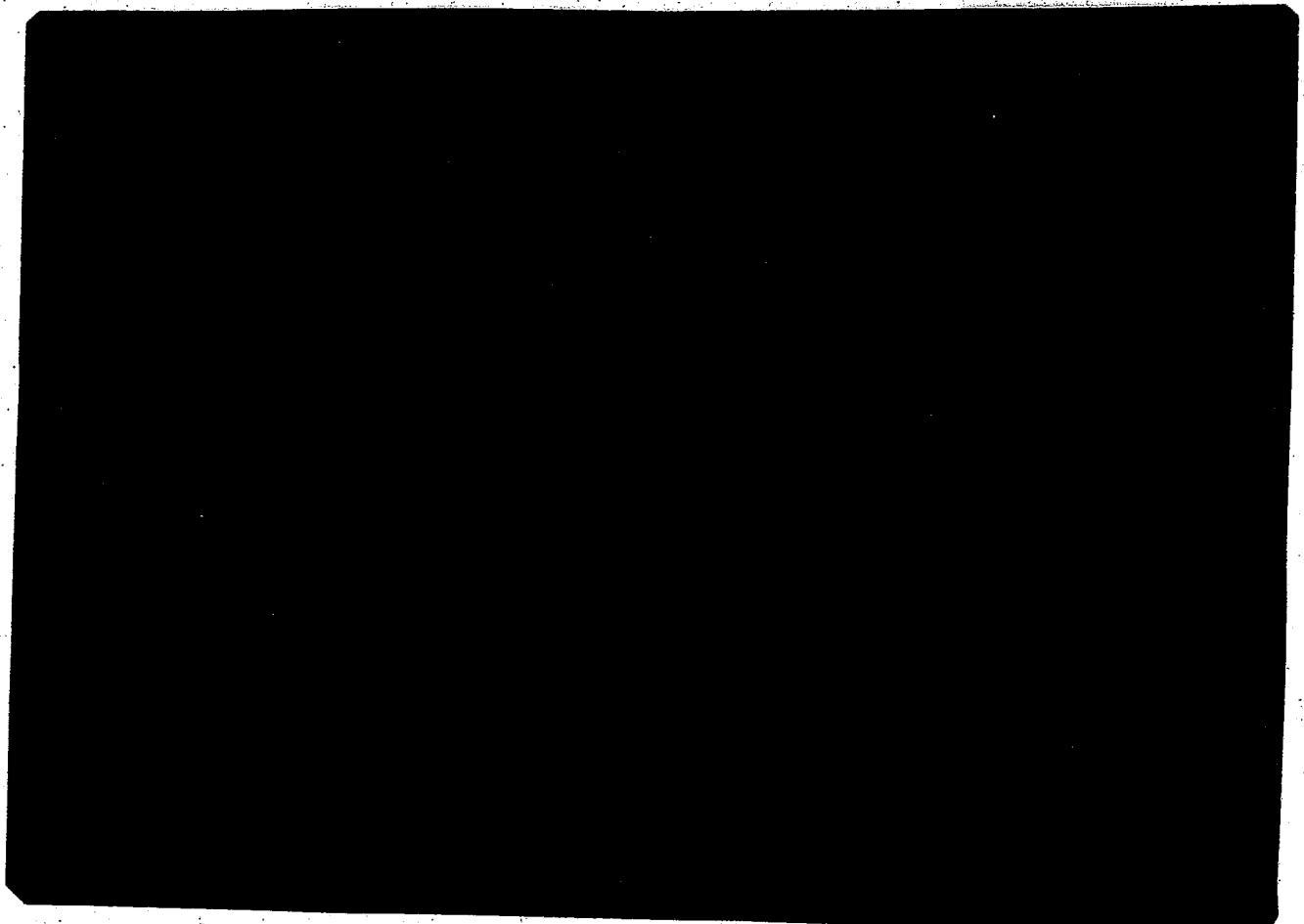
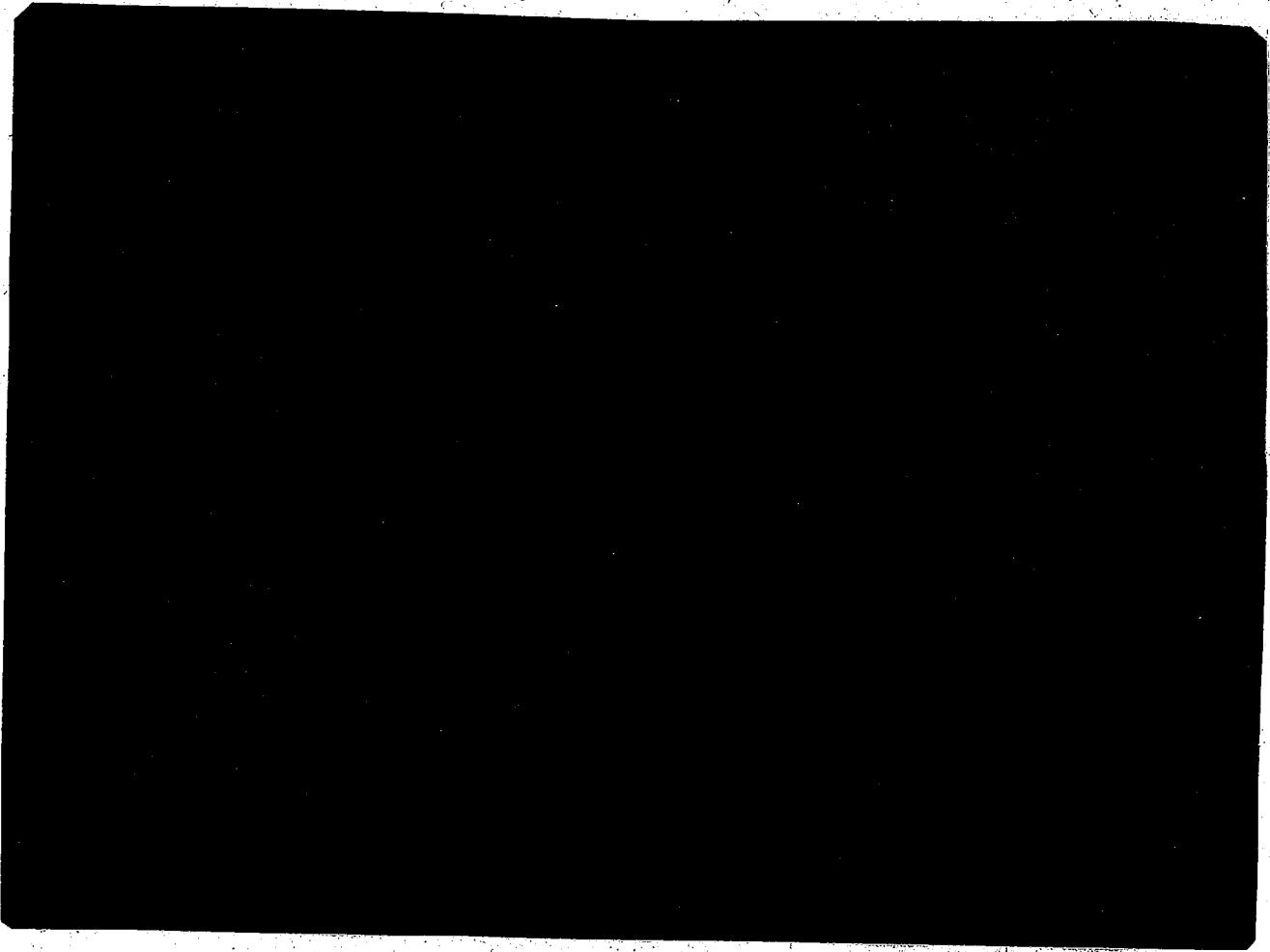




## DIPLOMATIC LIST

PROTOCOL OFFICE, GAIMUSHO  
TOKYO

September 2007















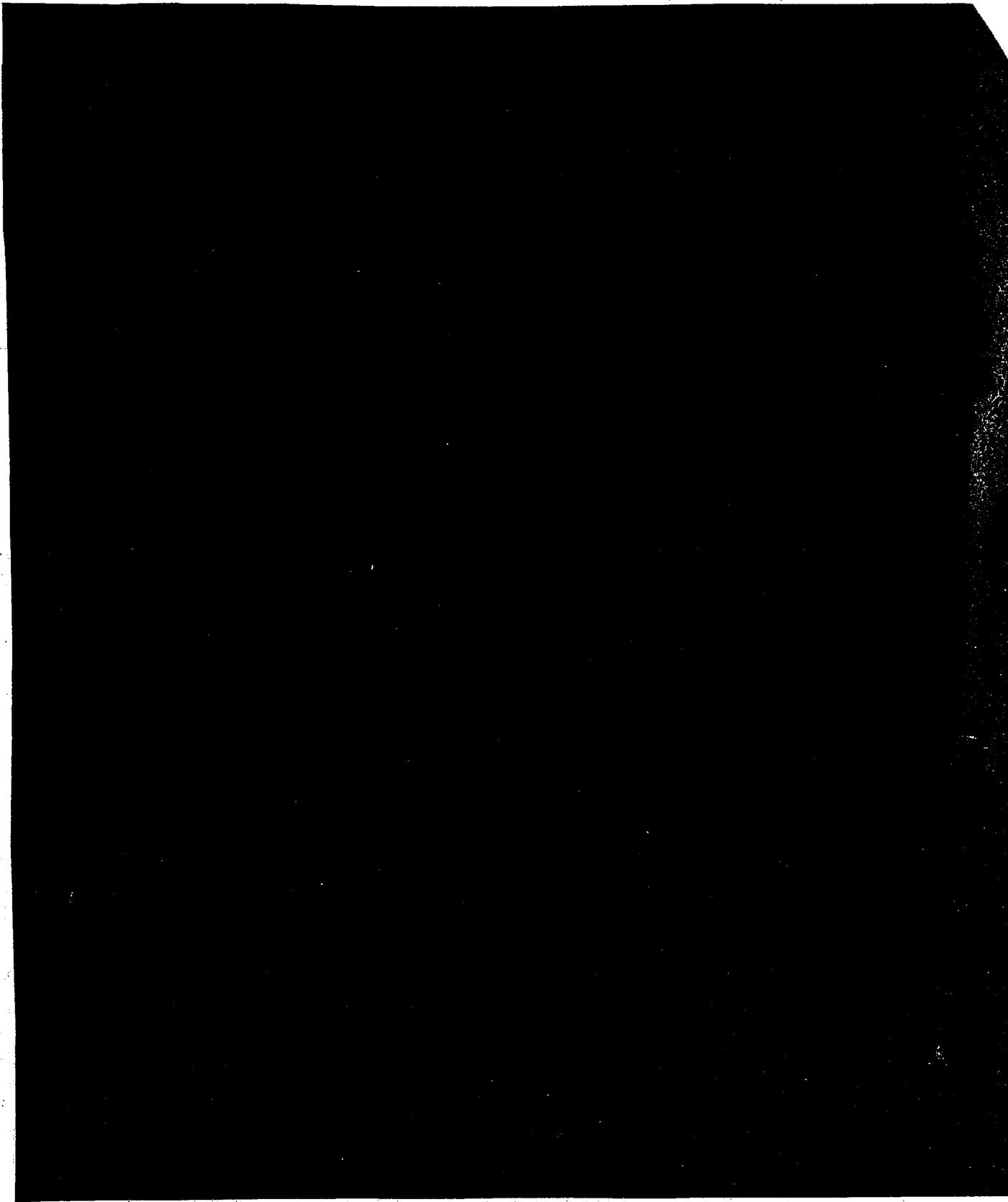


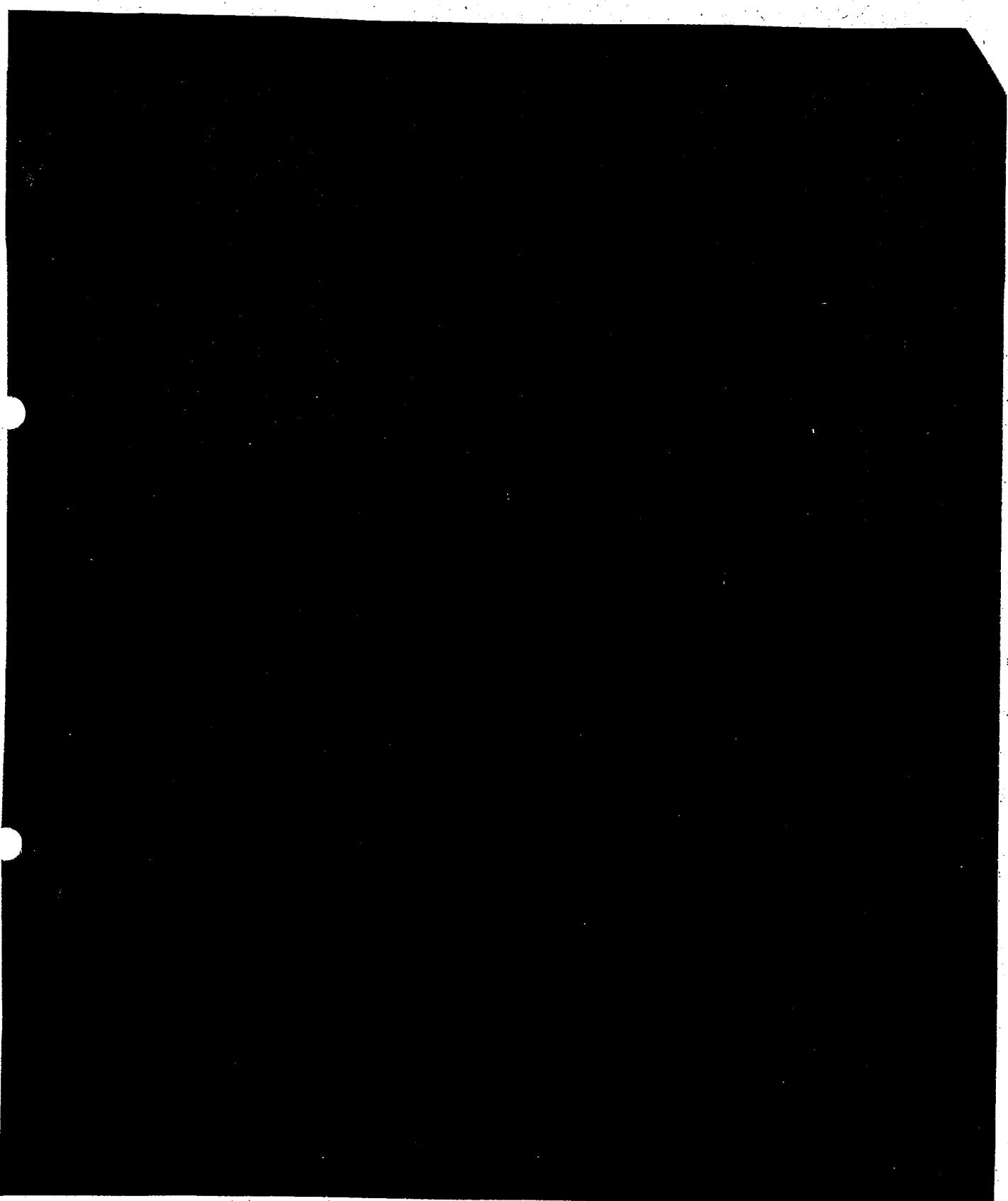




































































































































内閣情報調査室（内閣衛星情報センターを除く）の業務委託先一覧  
 （情報調査委託費による恒常的な業務委託を行っている団体）

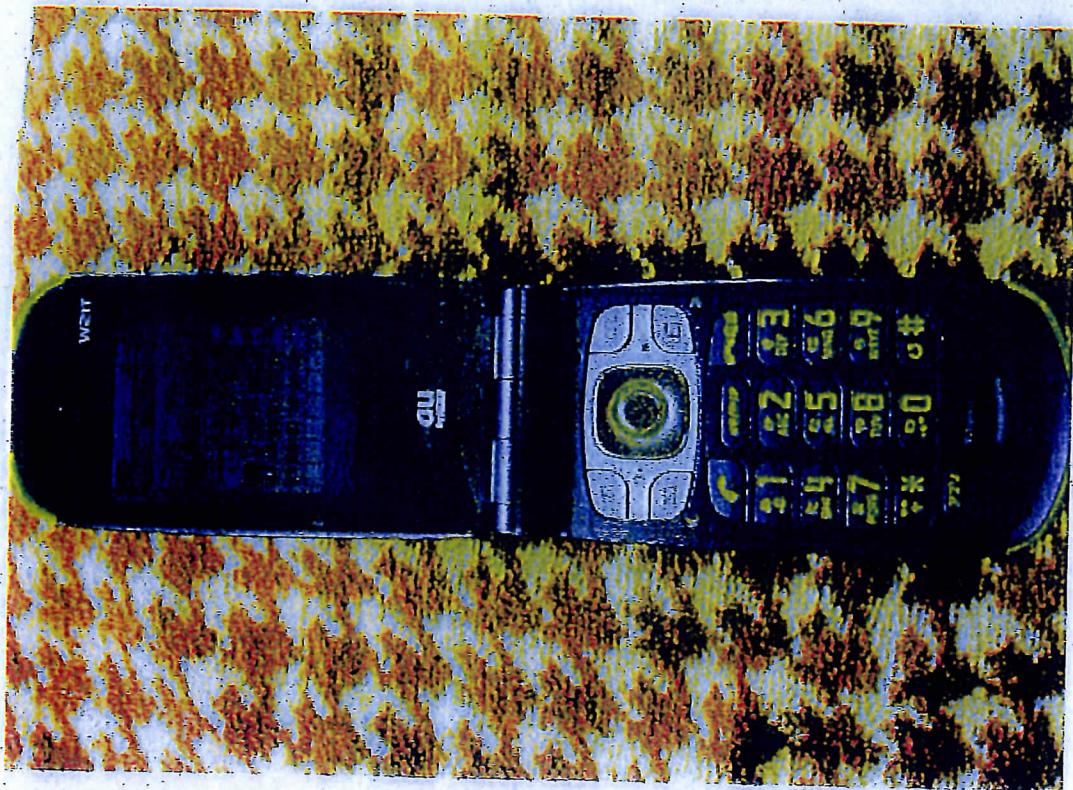
団体名	委託事項
(財)世界政経調査会	諸外国の政治、経済、社会事情及び対日関係等の調査、分析並びにこれに関する資料の作成
ジャパン・オバシーズ・ニュース・センター (JONC)	外国の政治、経済等の資料の収集、調査、翻訳及び整理並びにこれに関する資料の作成
(社)国際情勢研究会	国際情勢及び外交、安全保障、経済等内外の重要問題に係る調査、研究並びにこれに関する総合判断資料の作成
(社)国民出版協会	国内情勢等（政治・政局動向、国民意識動向、マスコミ論調）の調査及びこれに関する資料の作成
(財)ラヂオプレス	海外放送ニュース資料の作成
(社)内外情勢調査会	国際情勢に関する資料の作成
(株)共同通信社	外国通信等の収集、翻訳及び整理

の保有する携帯電話について

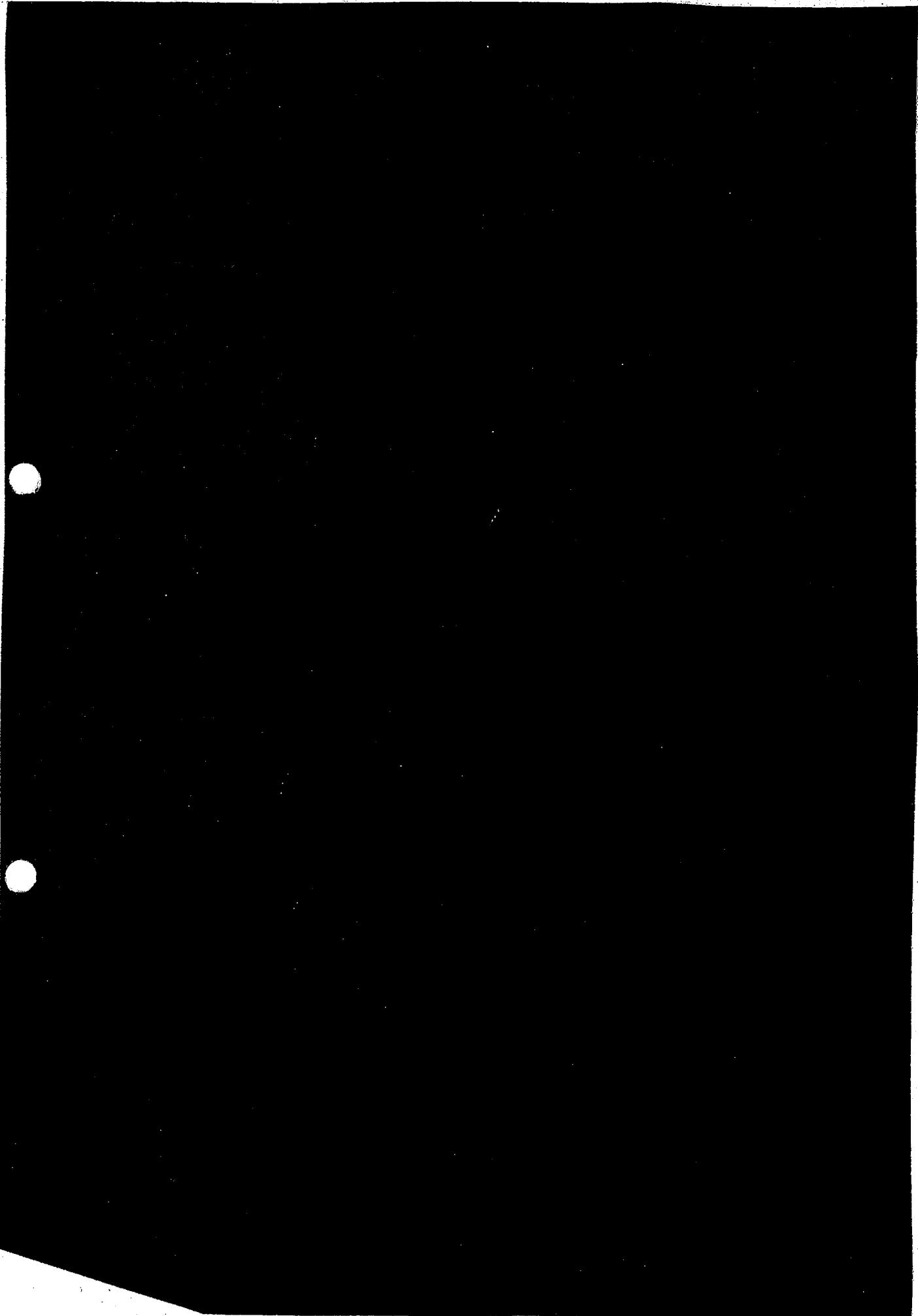
保有の携帯電話

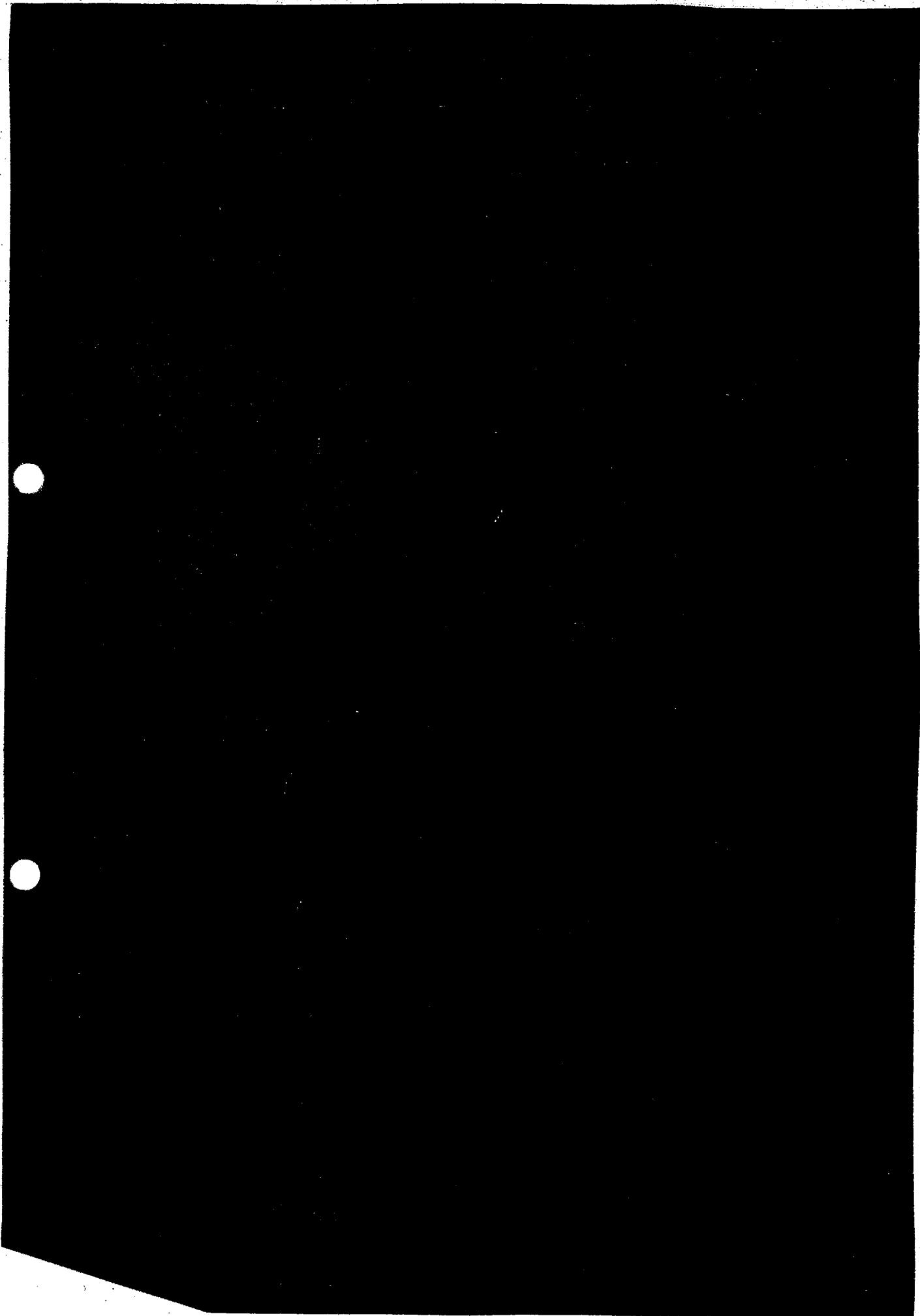
電話番号: [REDACTED]

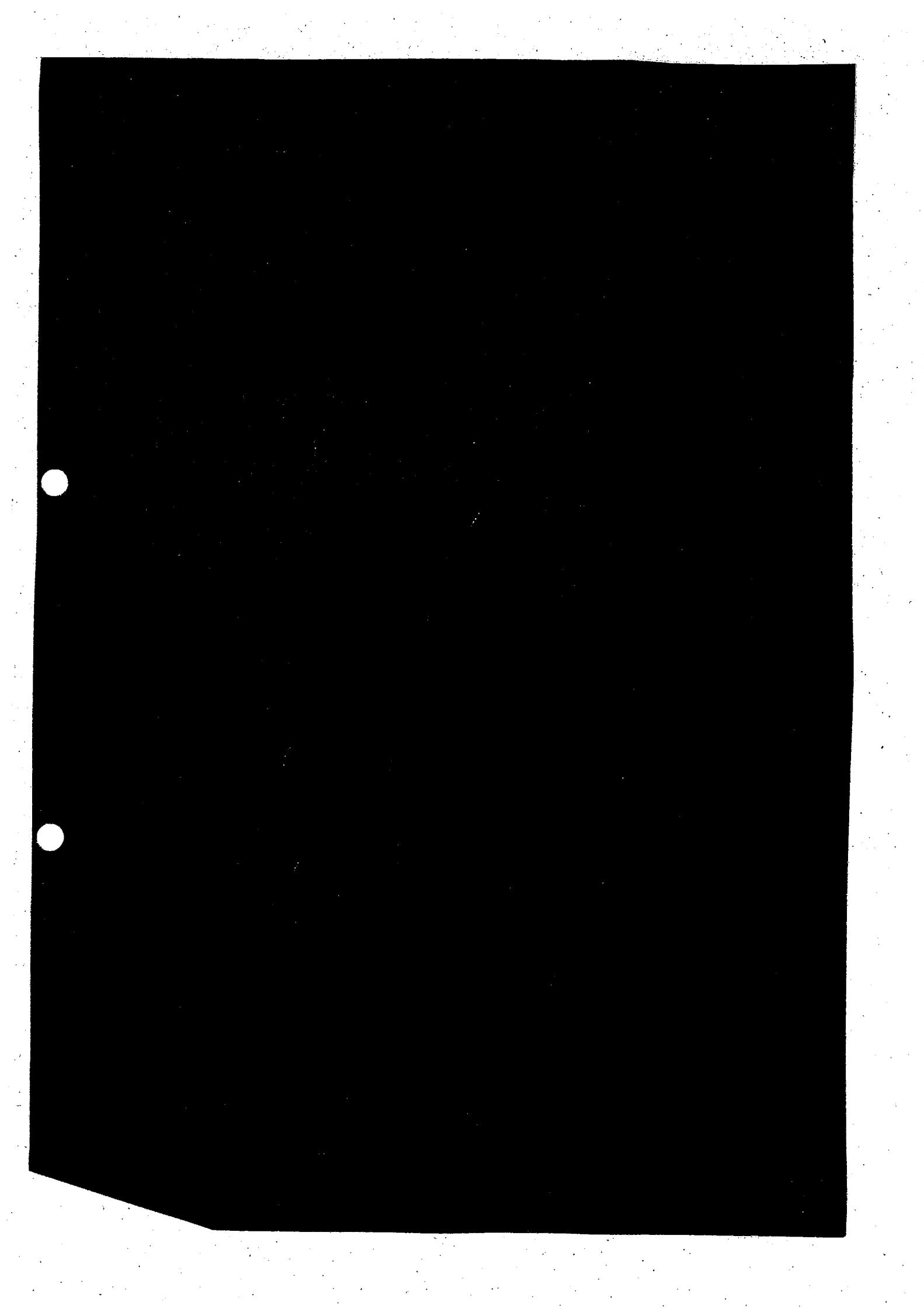
au W21T

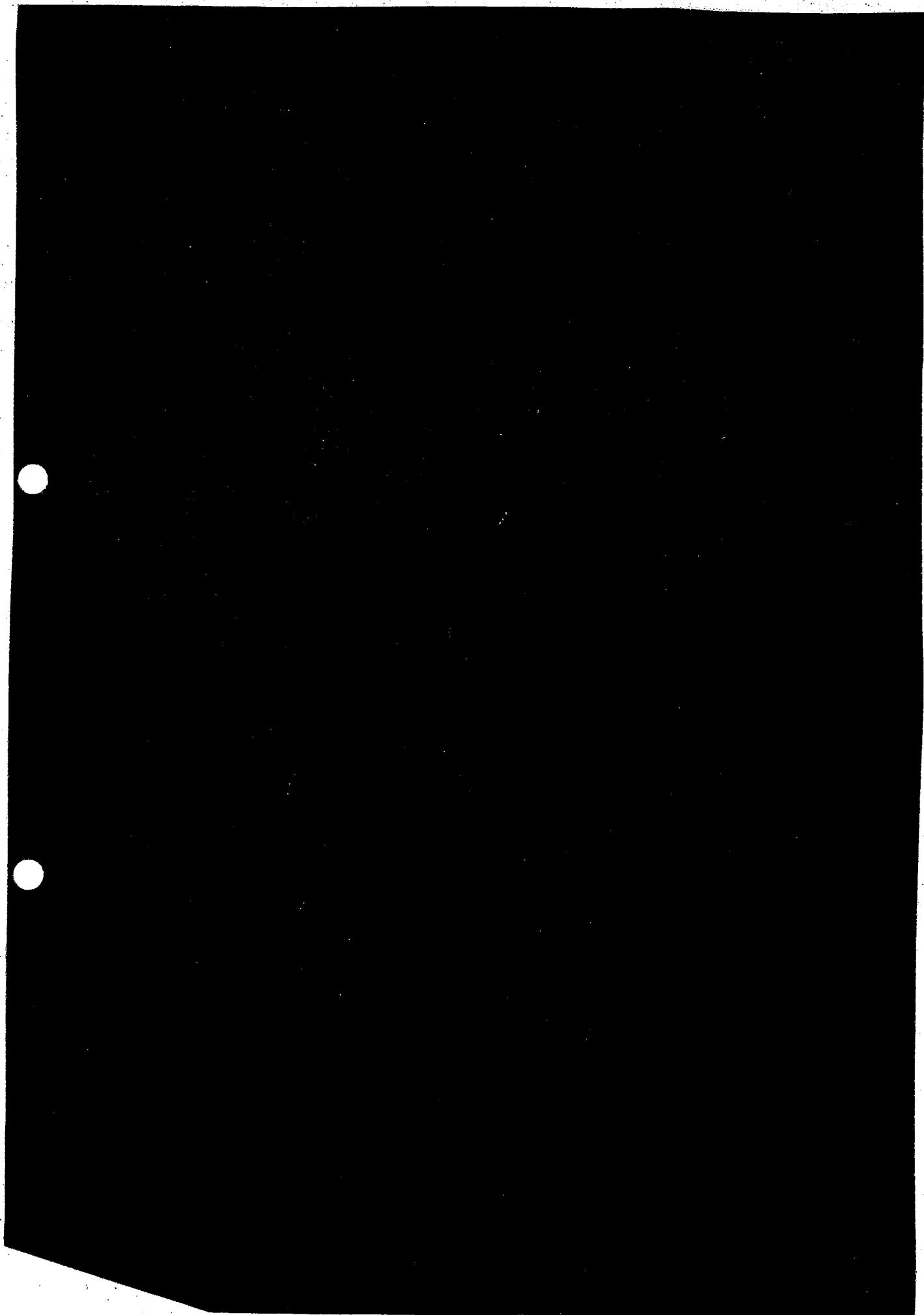


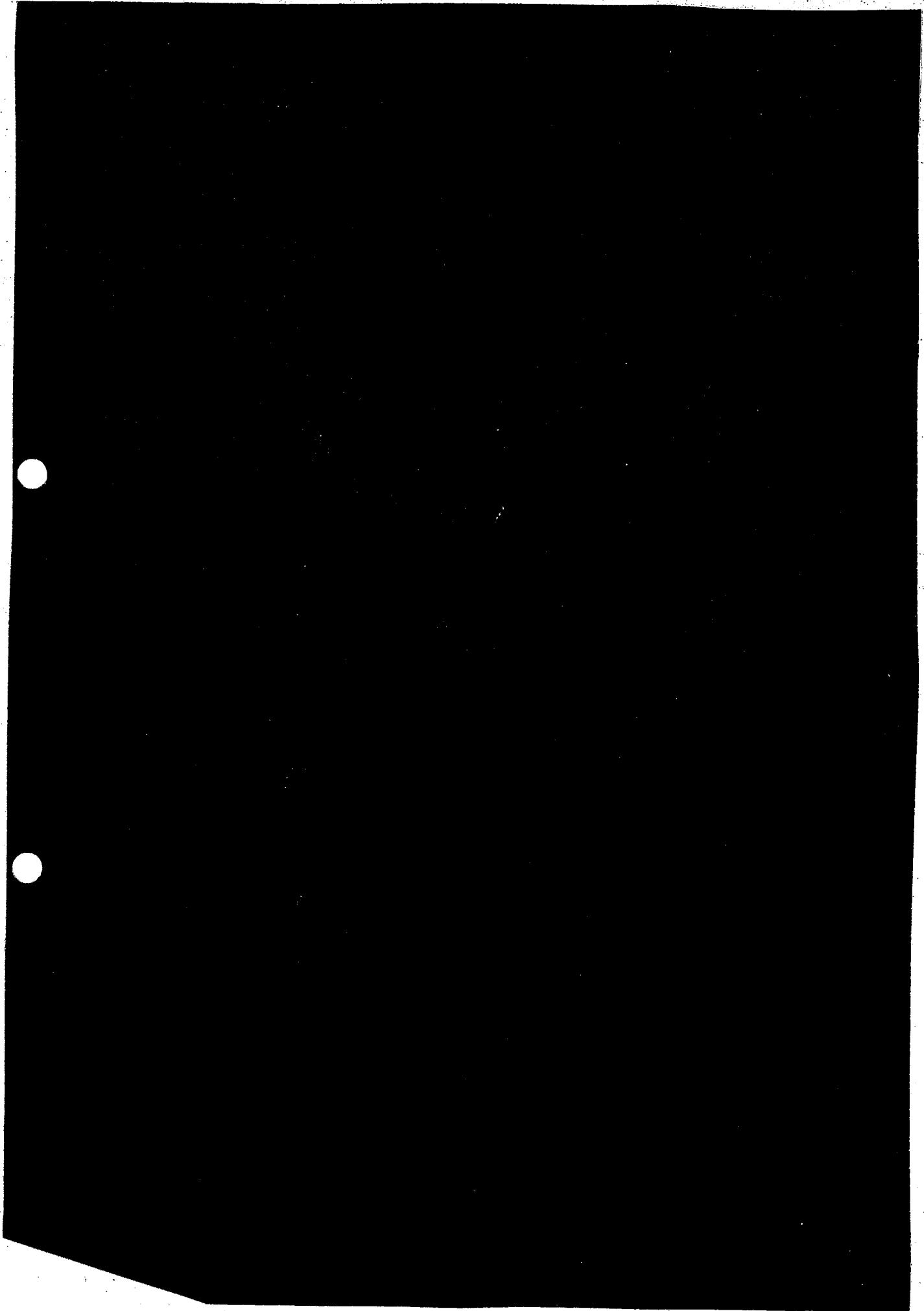
※ 平成20年1月11日(金曜日)午後1時40分ころ、永田町合同庁舎2階第二会議室にて撮影(CASIO製EXILIM EX-Z750使用)

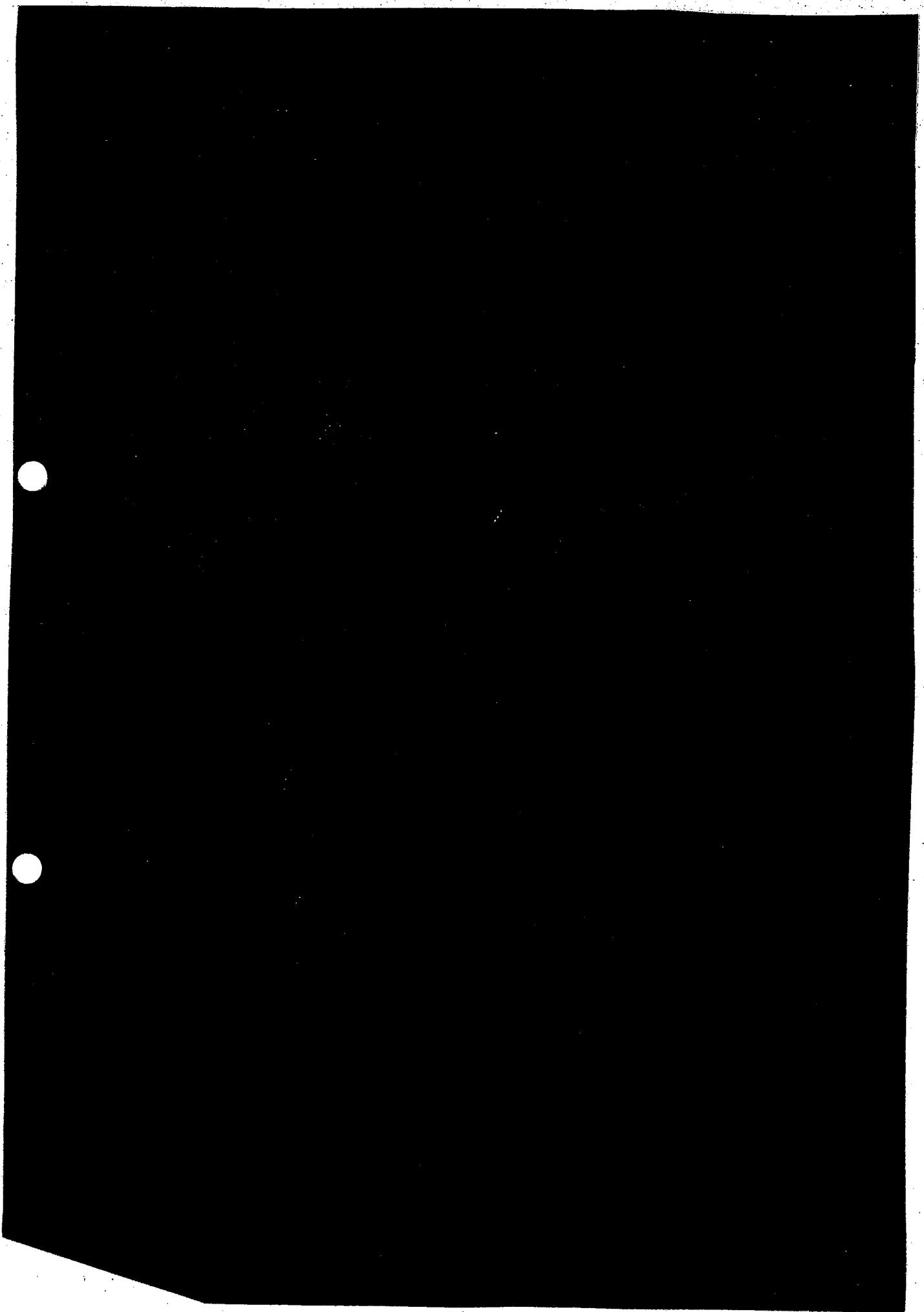


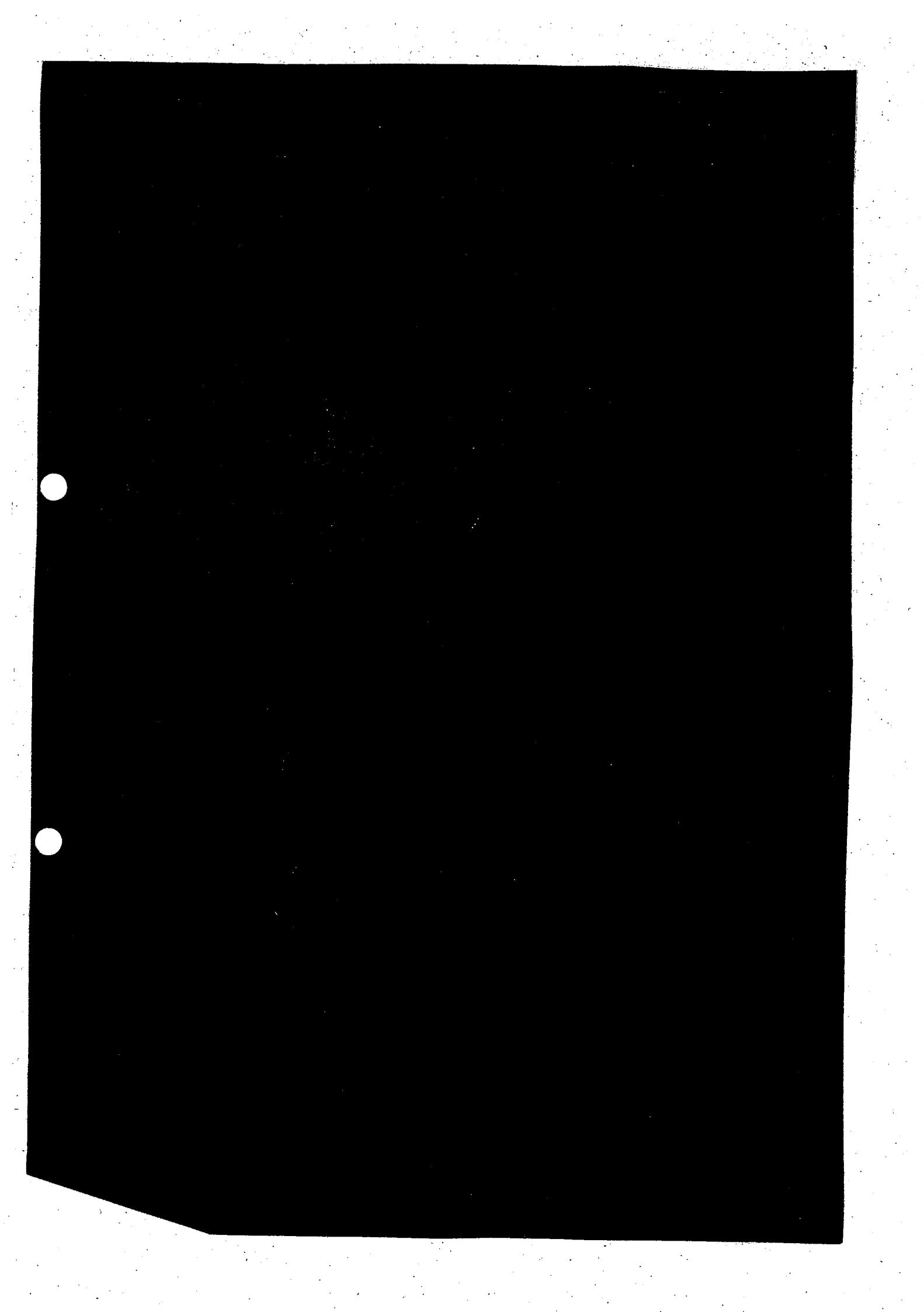


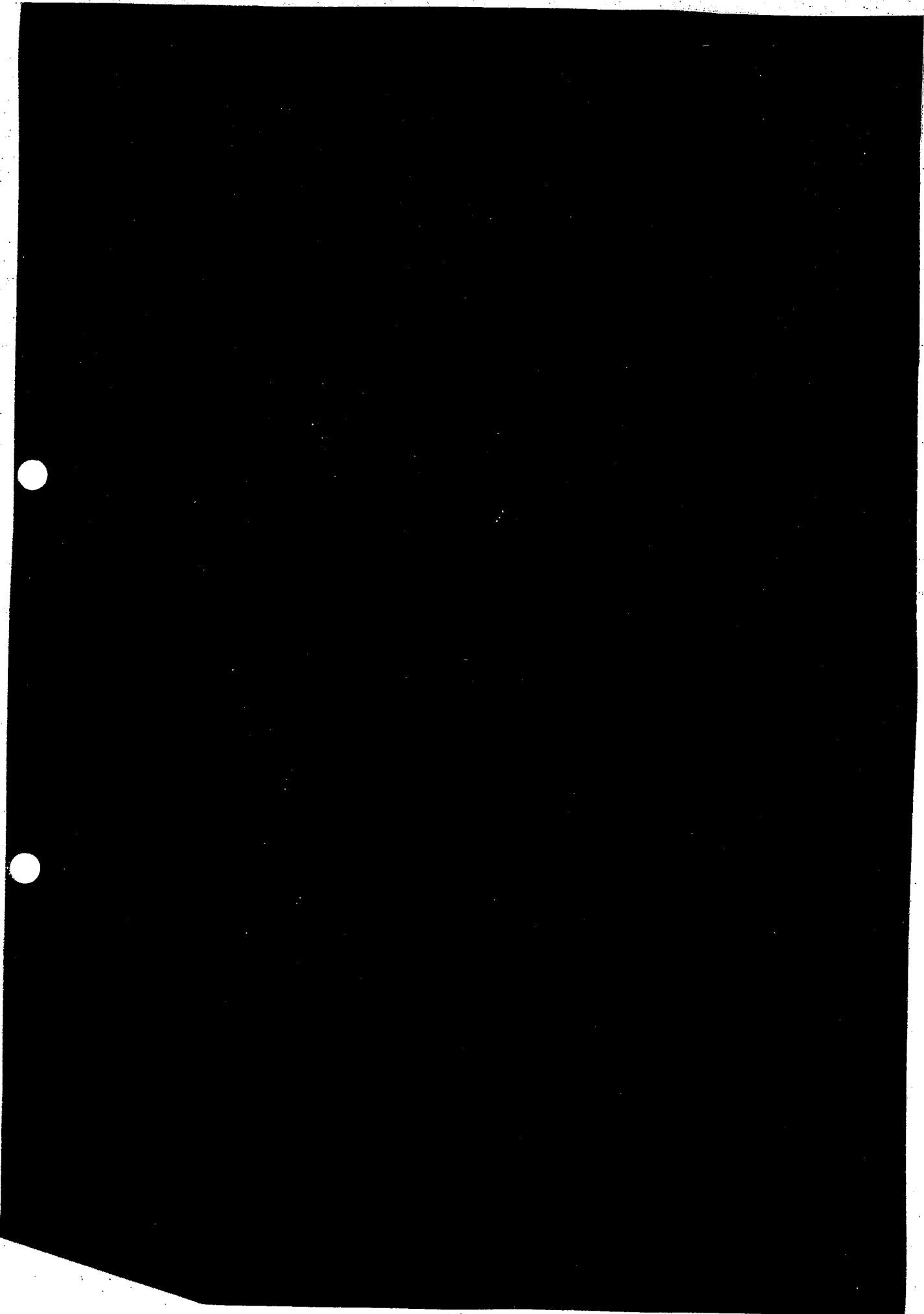












## 秘密保全に関する調査

19. 3. 28

総務部主幹

皆様におかれでは、日ごろから、内閣情報調査室の職務遂行に尽力されており心より感謝申し上げます。

現在、総務部においては、あらゆる角度から秘密保全対策に万全を期すことが必要であると考えております、外国人等との接触報告の在り方についても検討しているところです。ただ、こうした報告については、効率的な業務遂行に影響を及ぼす可能性もあることから、まずは、実態について把握し、基礎データを取得することが必要であると認識しております。

つきましては、内閣情報調査室本室所属の全職員に対して以下のようないい調査を実施したいと考えておりますので、ご協力を願います。回答につきましては、「はい・いいえ」のどちらかに○を付し、3月30日(金)までに、各部取りまとめの上、総務部まで提出願います。

なお、「はい」場合には、個別に質問させていただく場合がありますので、ご了解をお願いいたします。

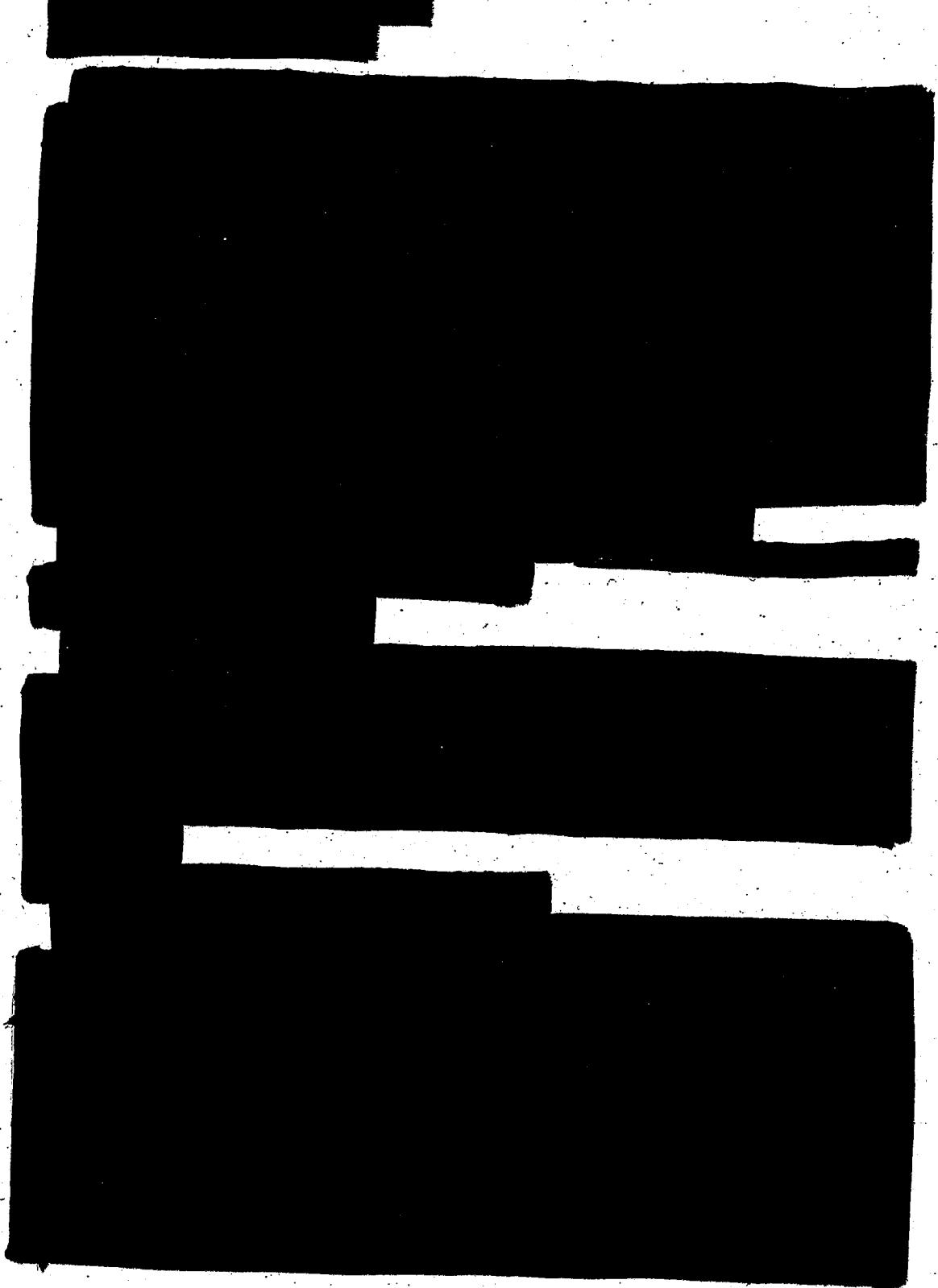
質問内容	回答
[REDACTED]	[REDACTED]

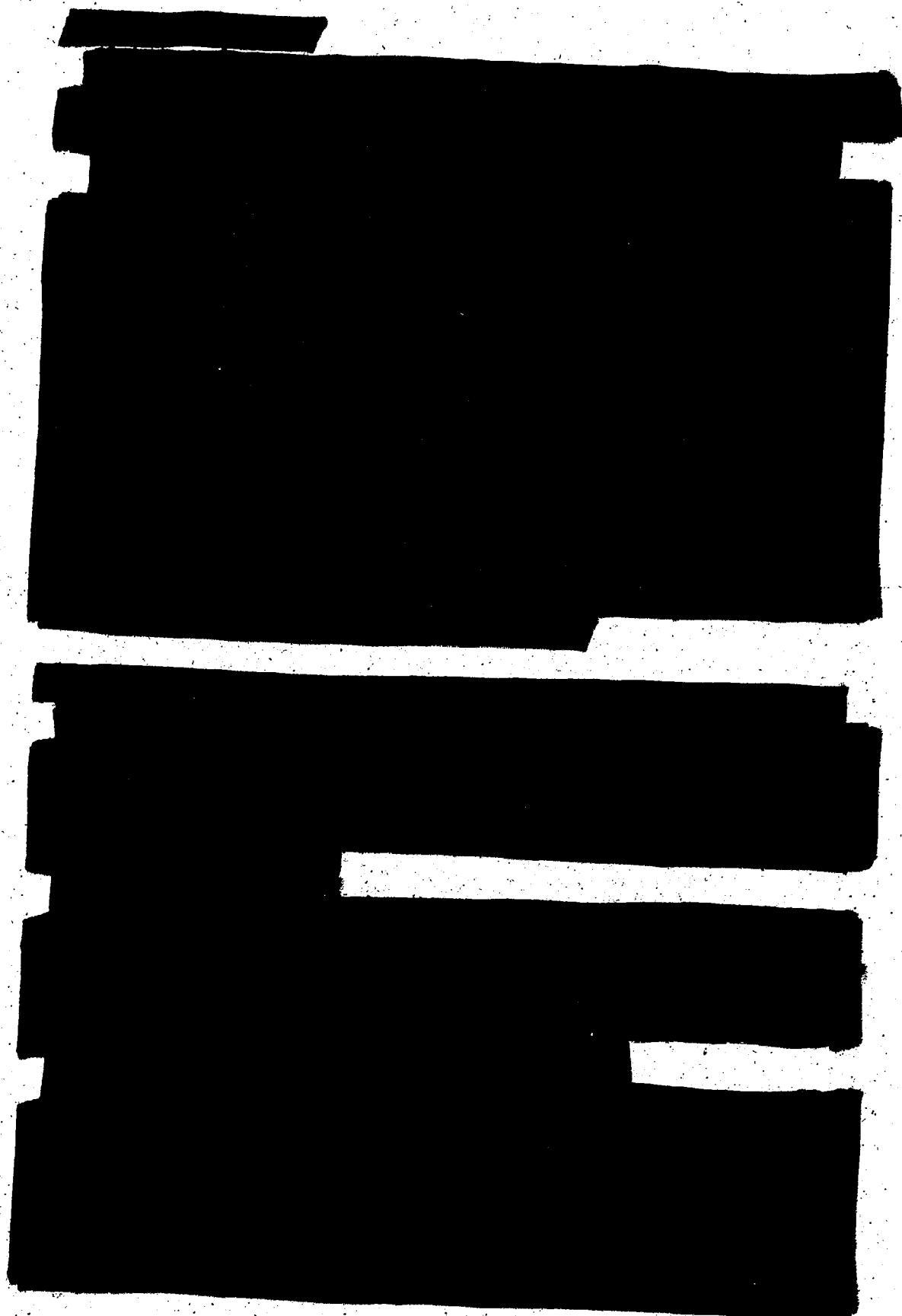
(注) 上司の命を受け、職務として接觸している場合は除きます。

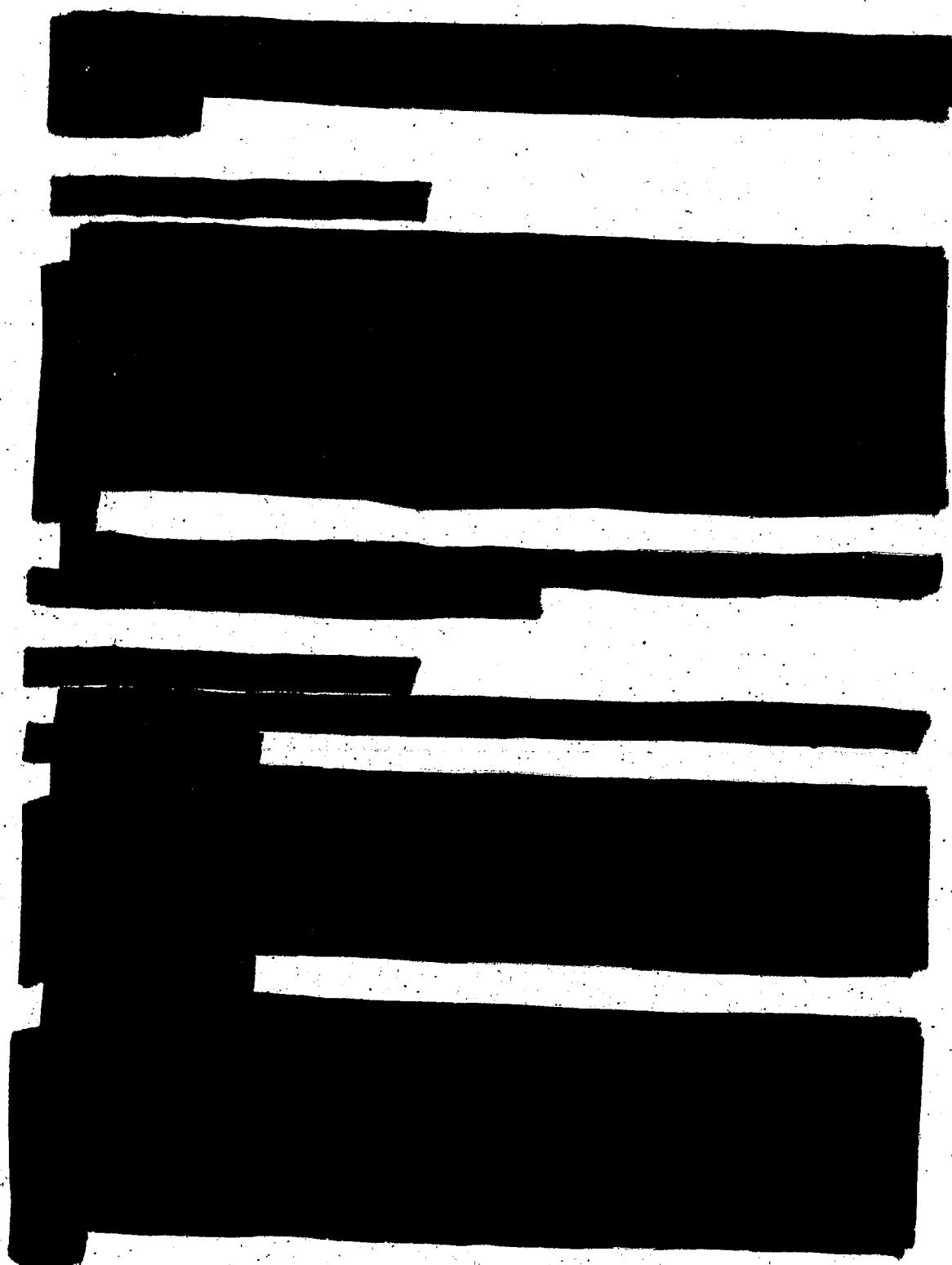
部名 研究

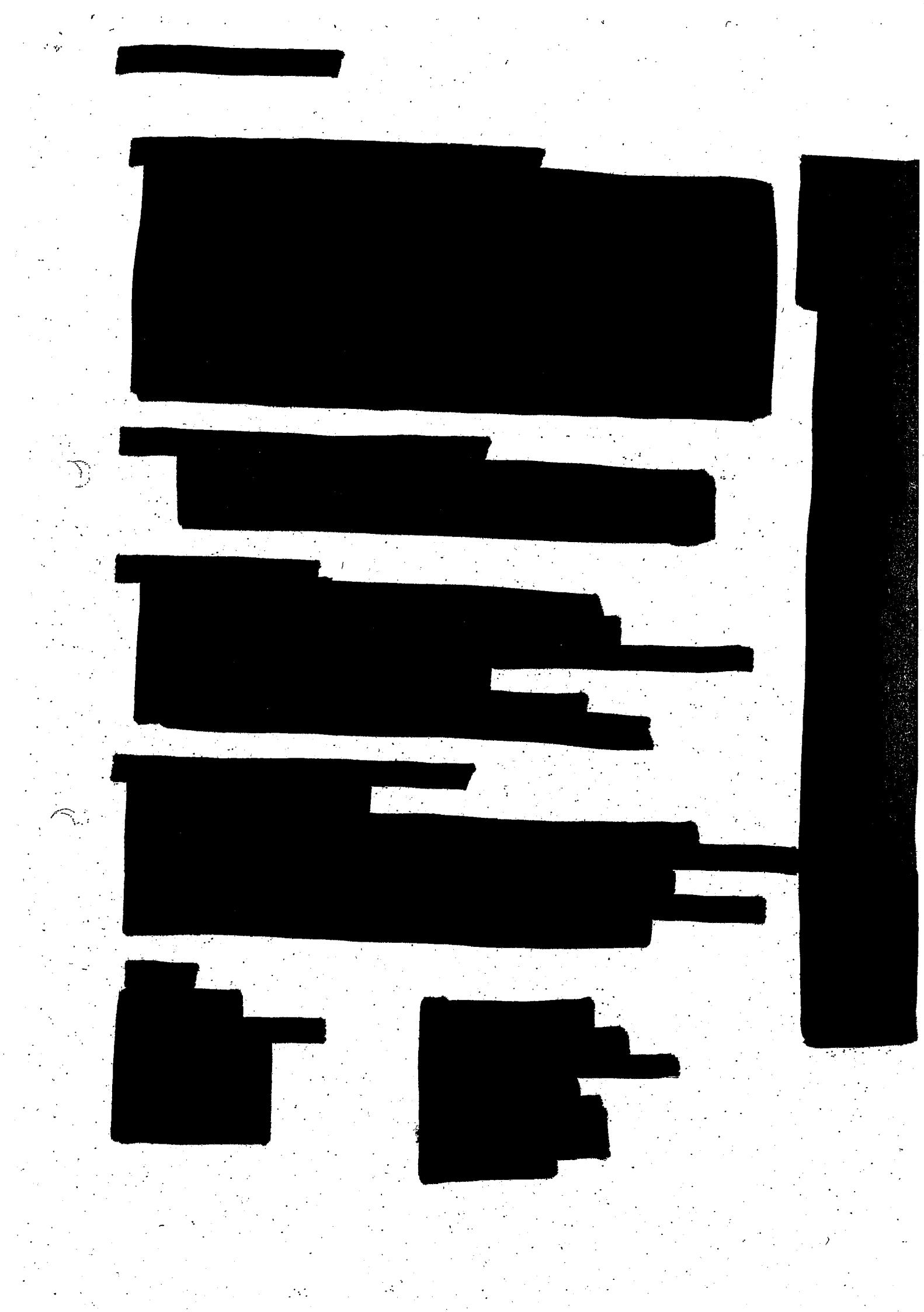
氏名 [REDACTED]

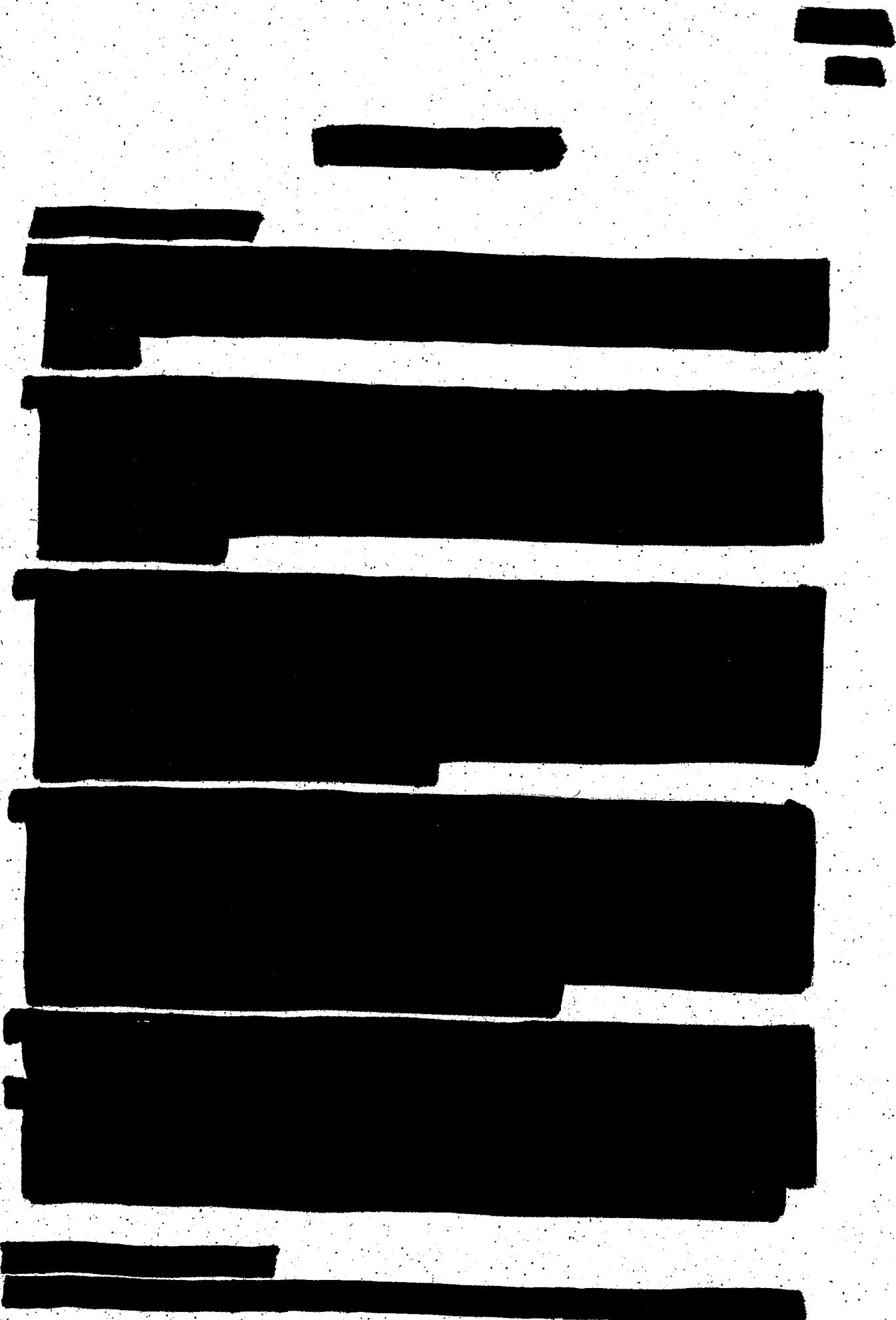
本件連絡先：総務部 [REDACTED] (内線：[REDACTED])

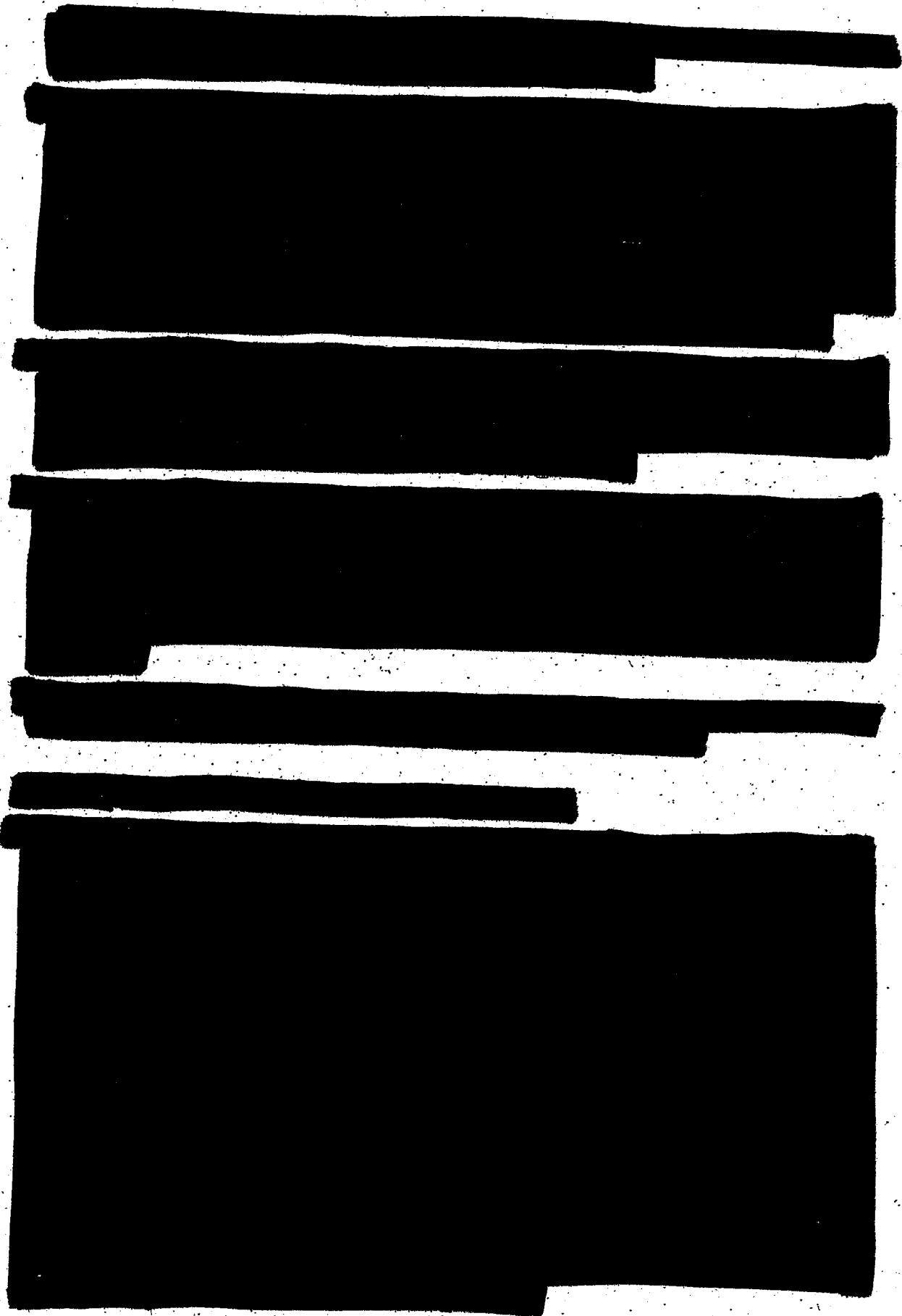


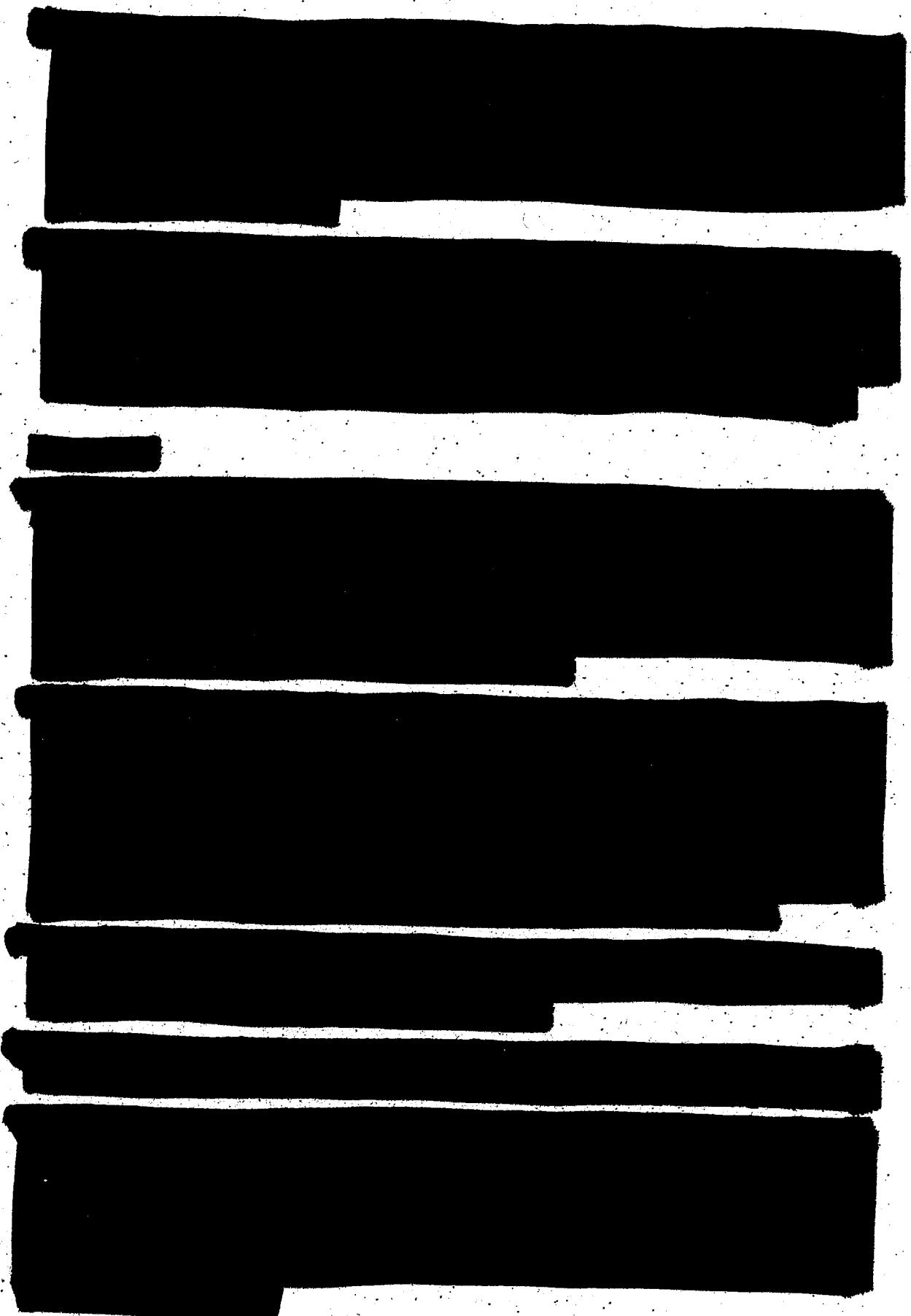


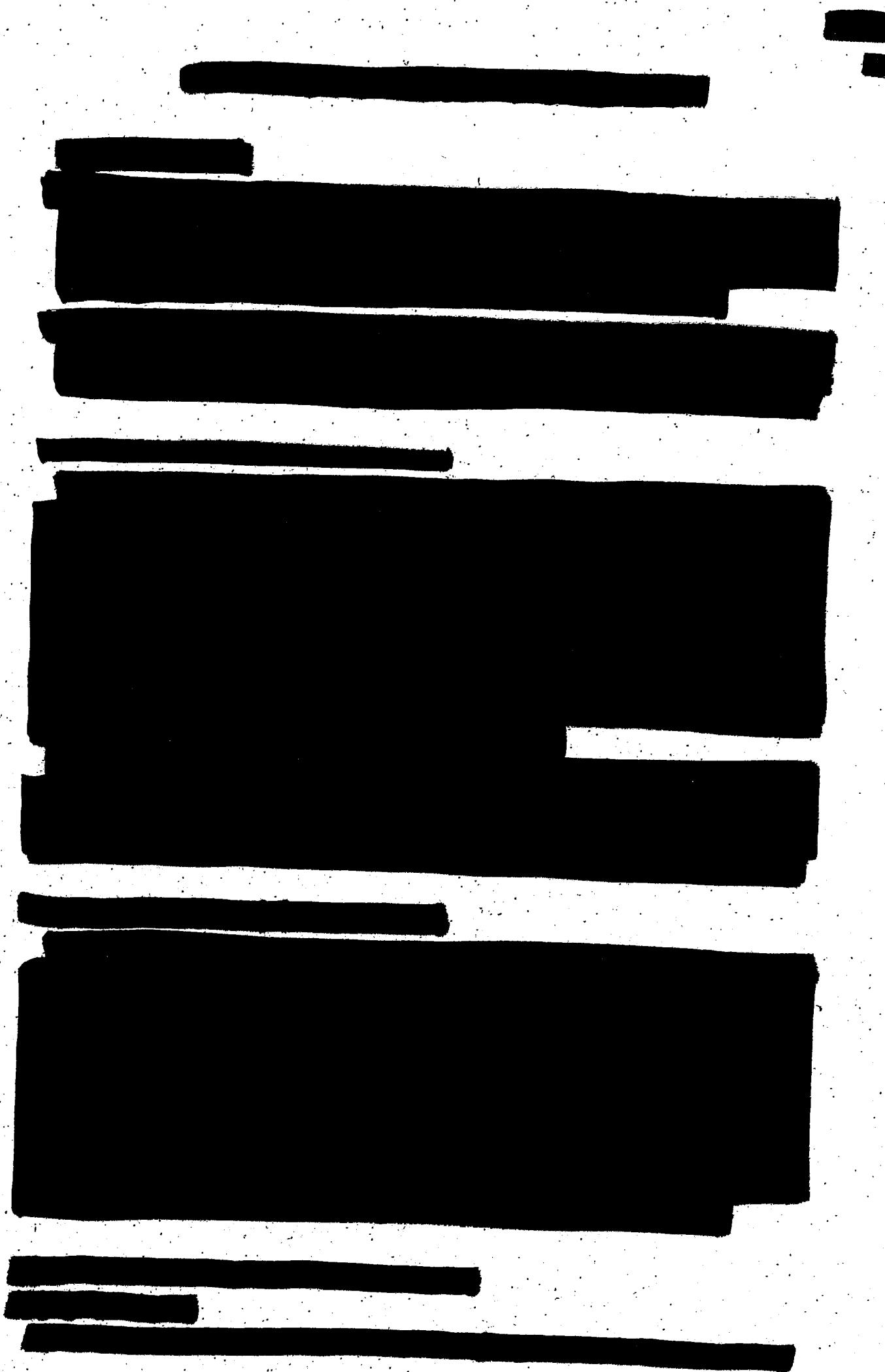


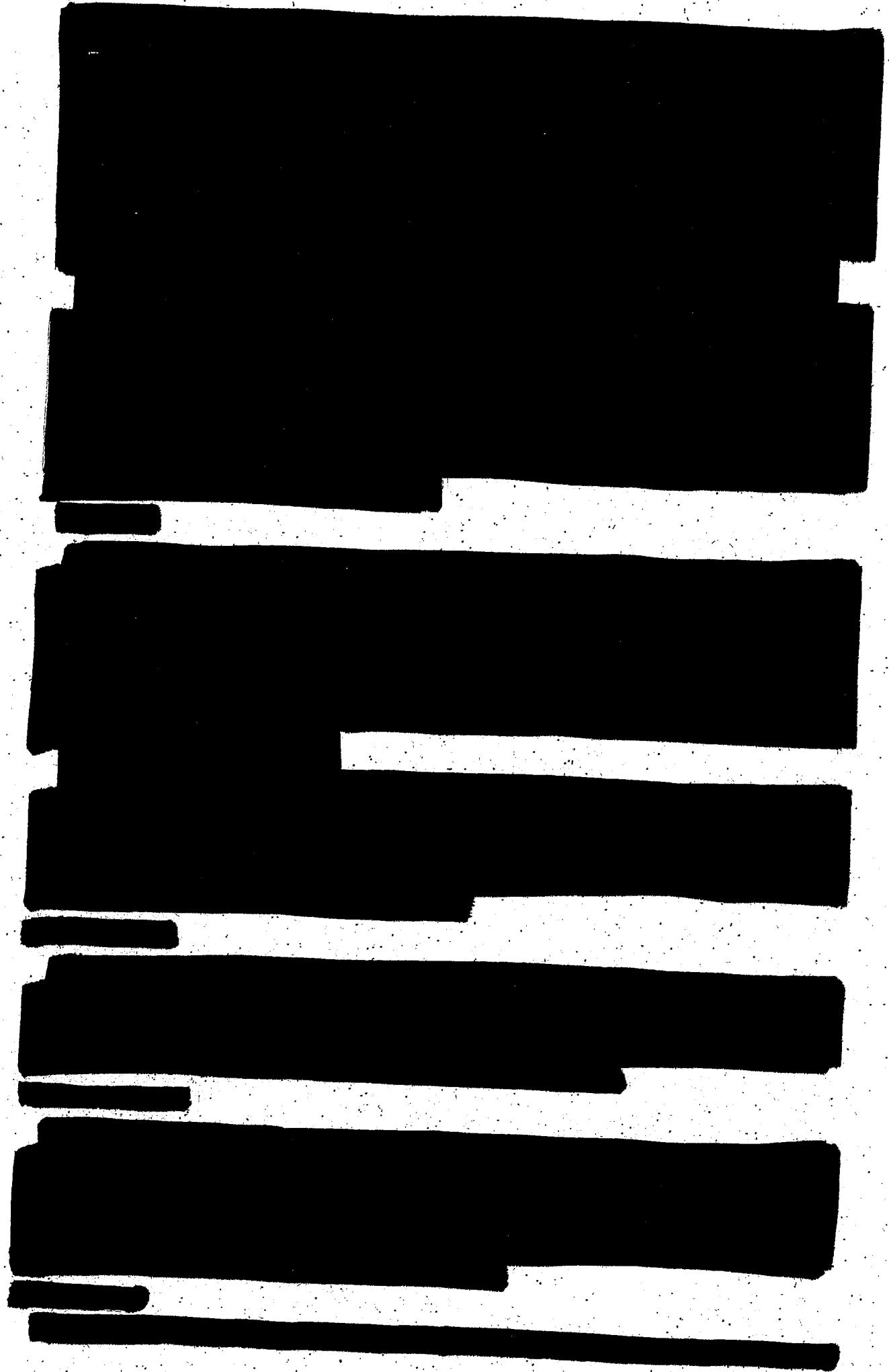


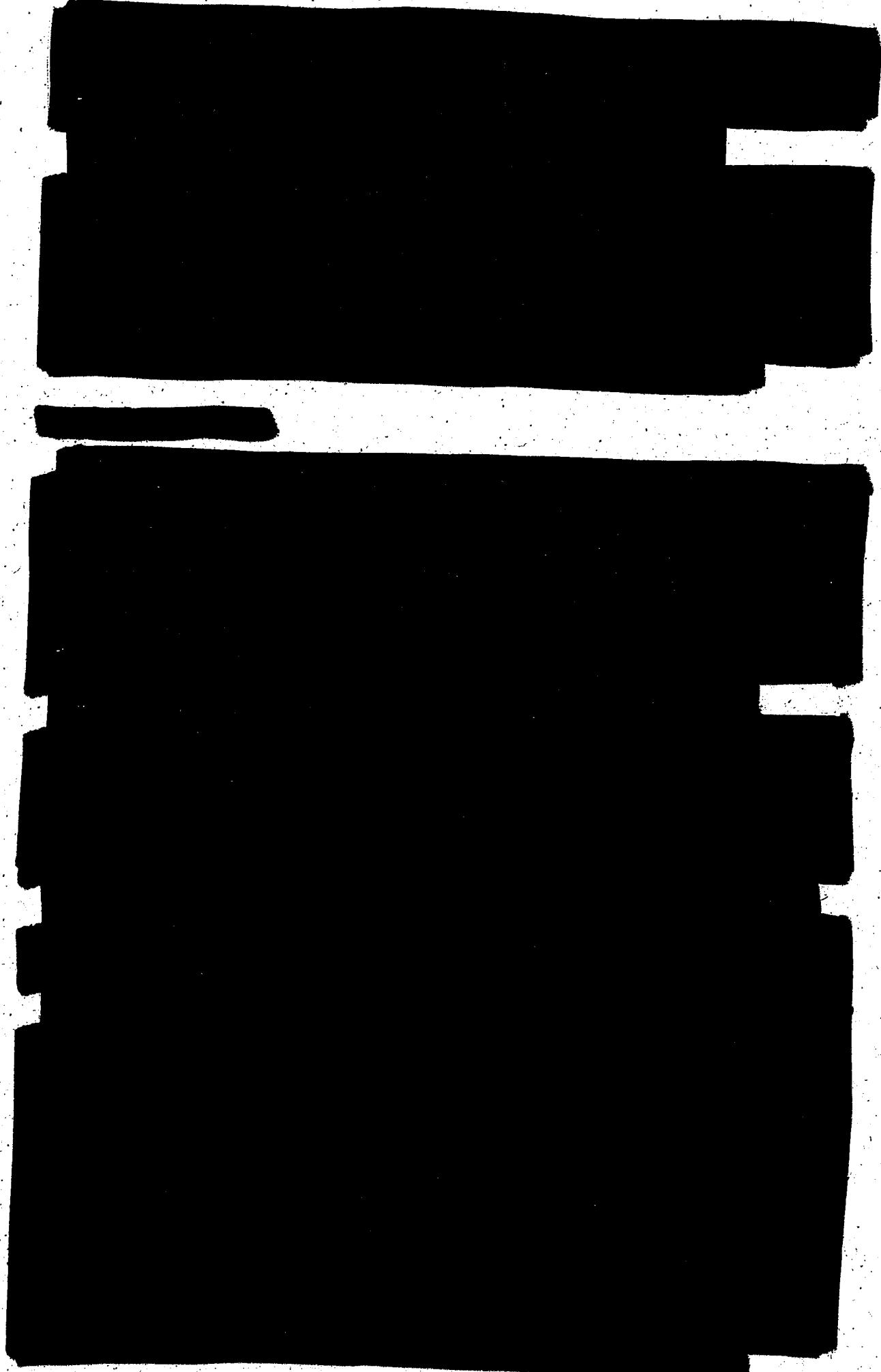


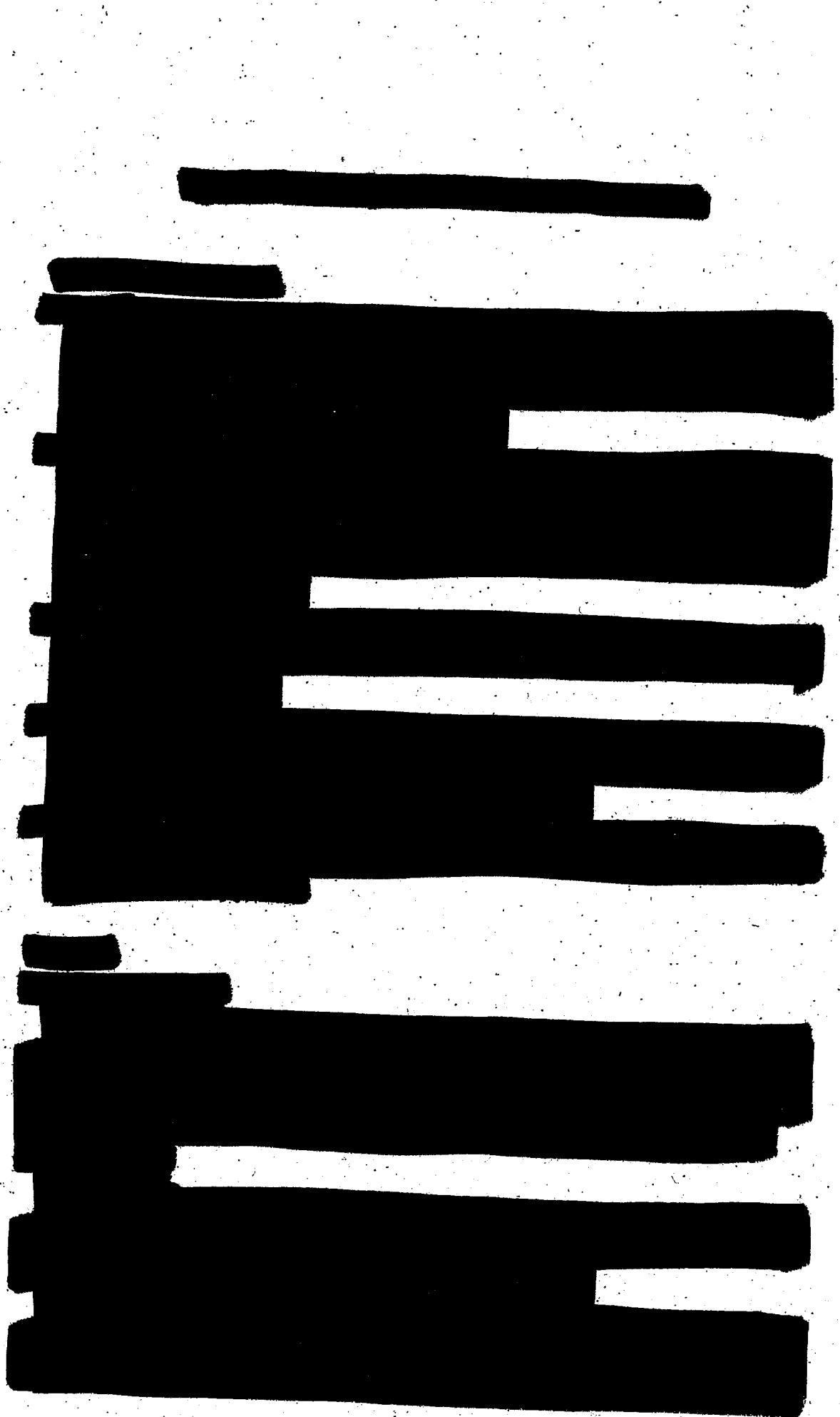


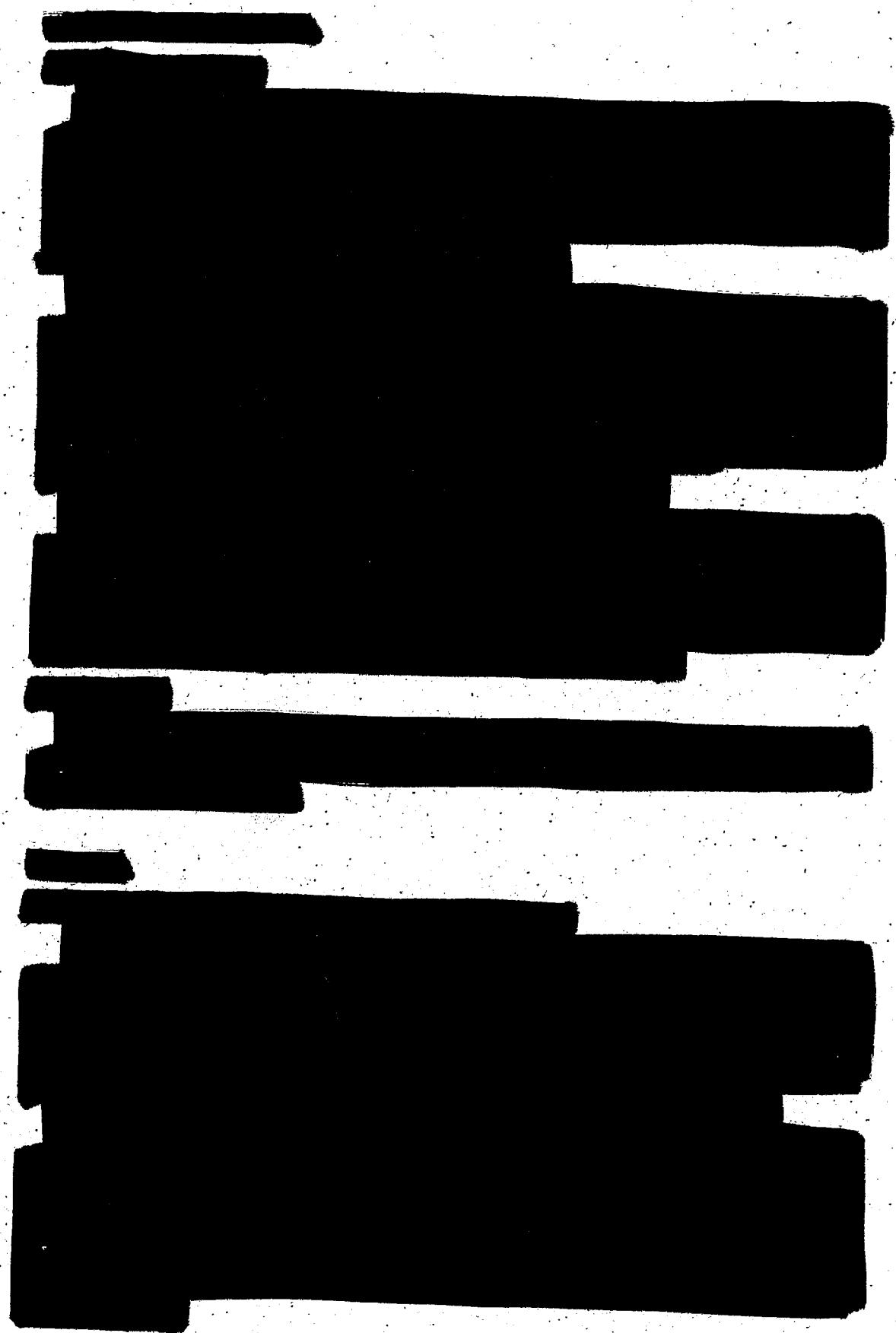


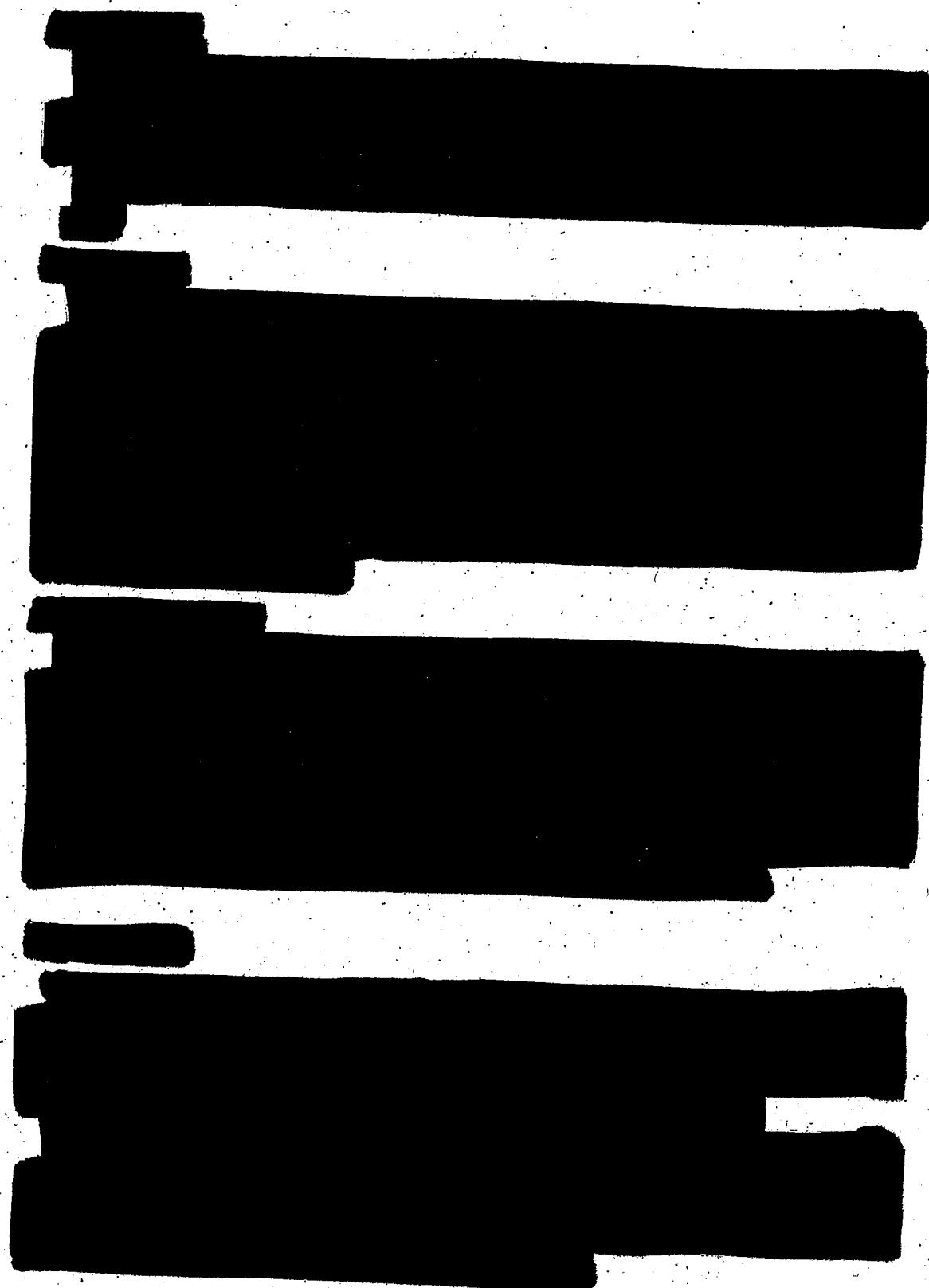


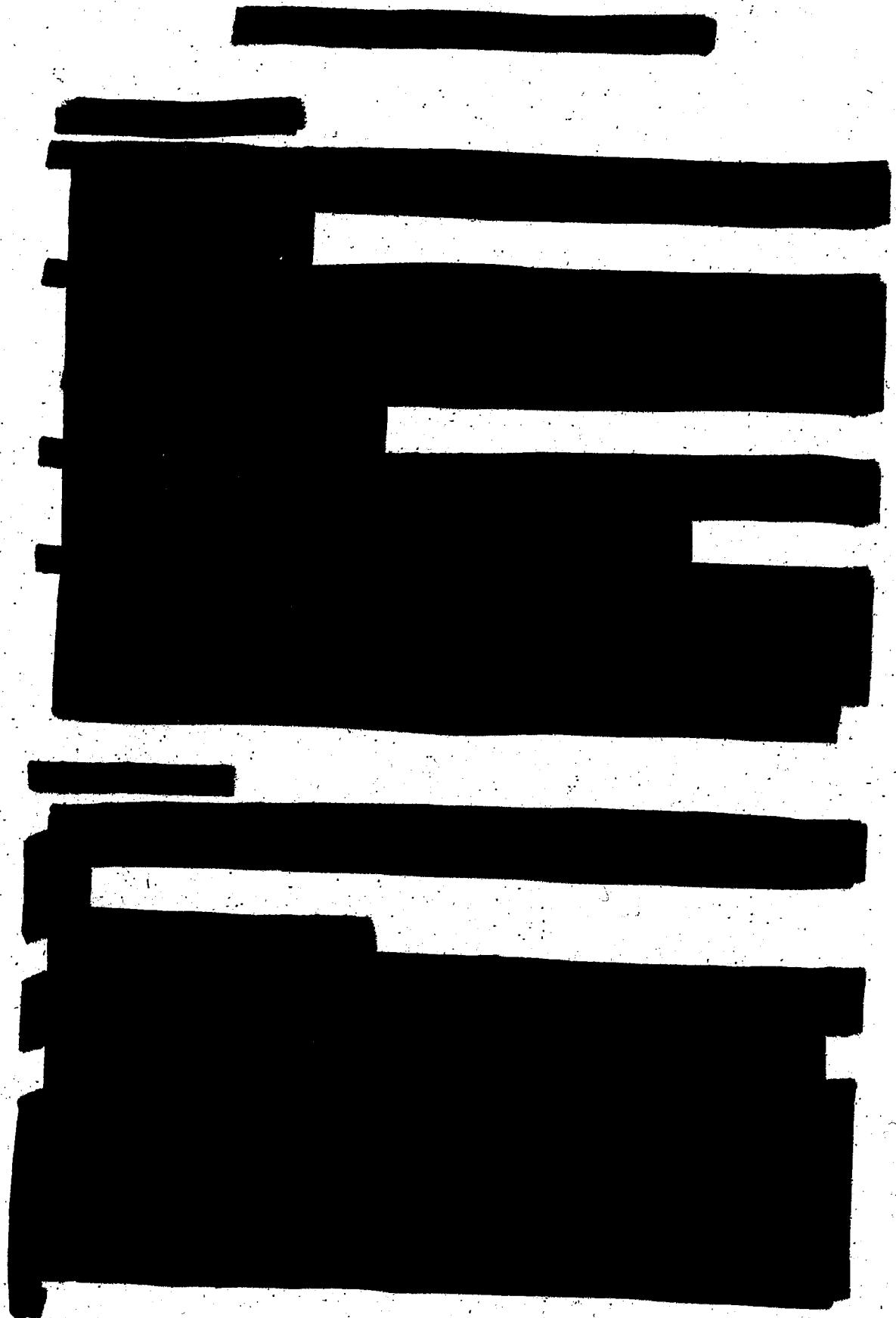


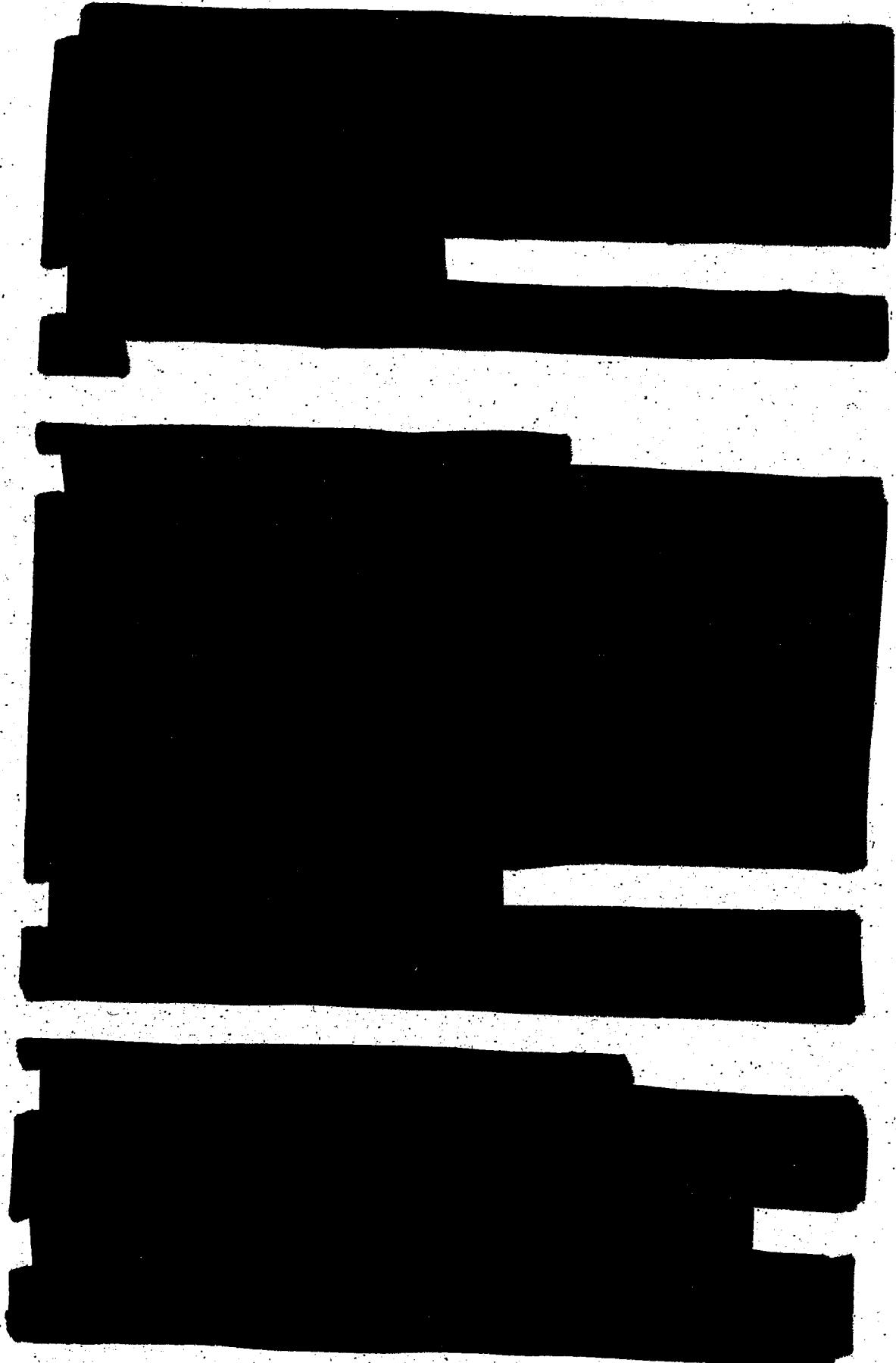


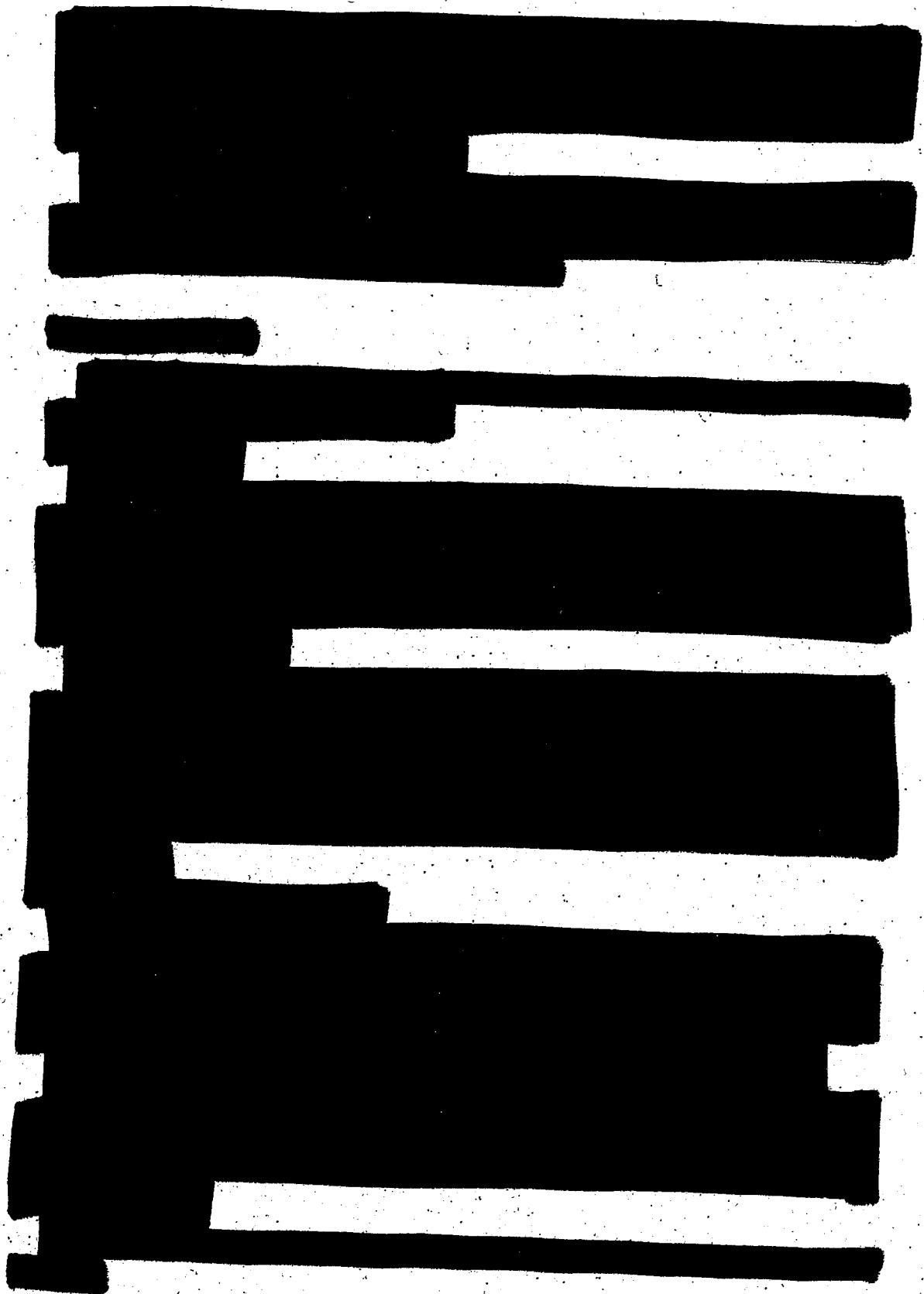


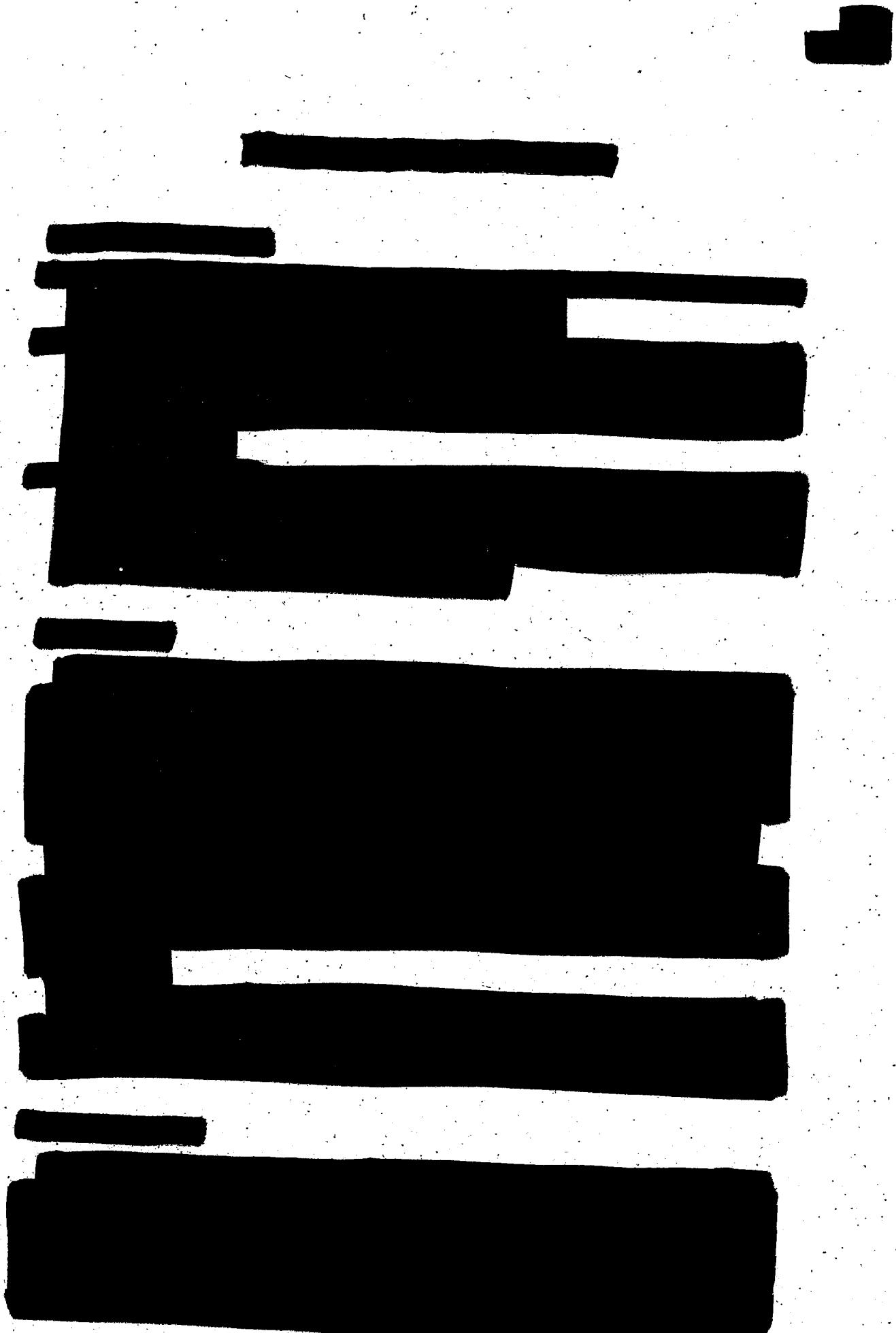


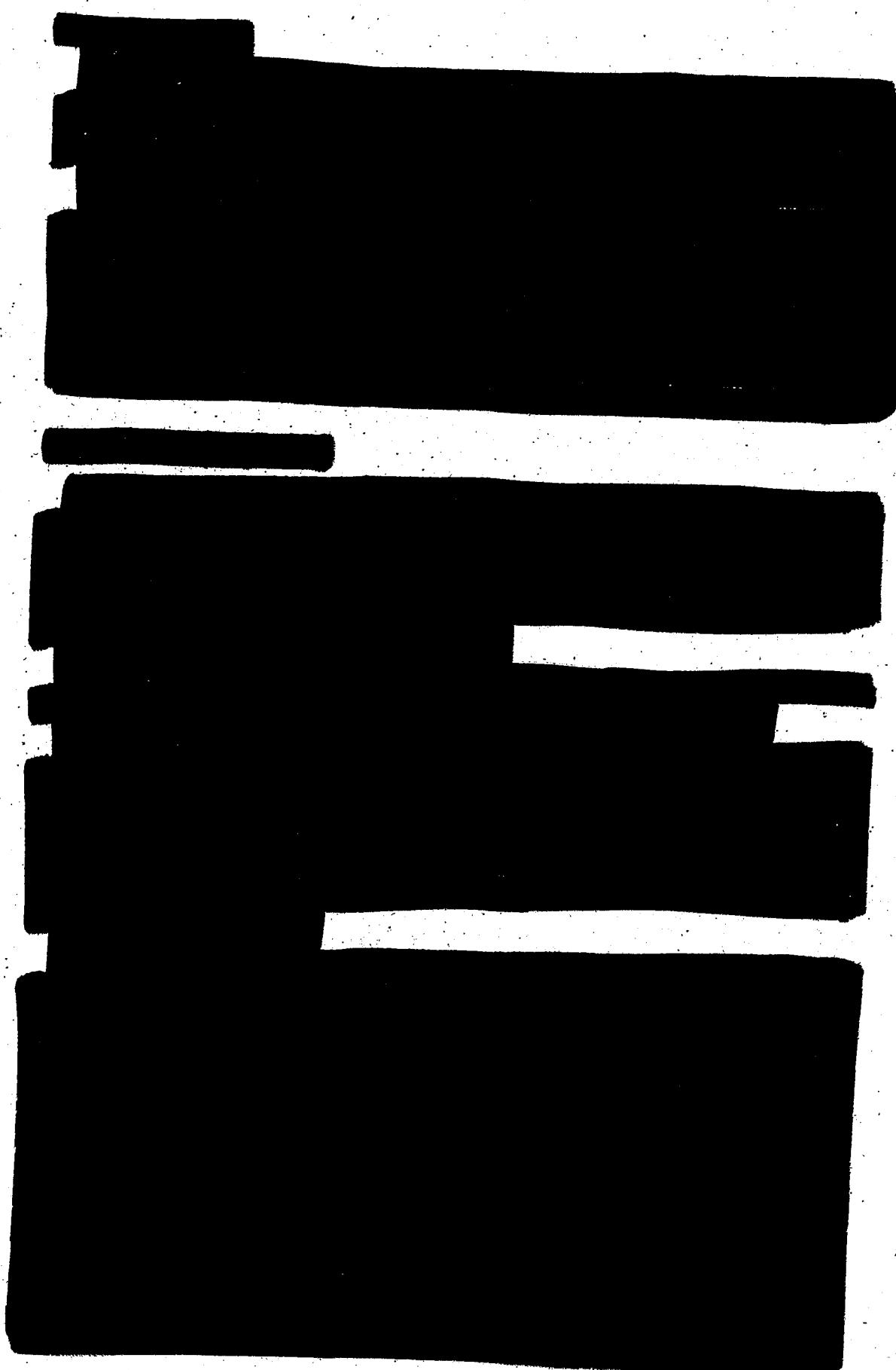


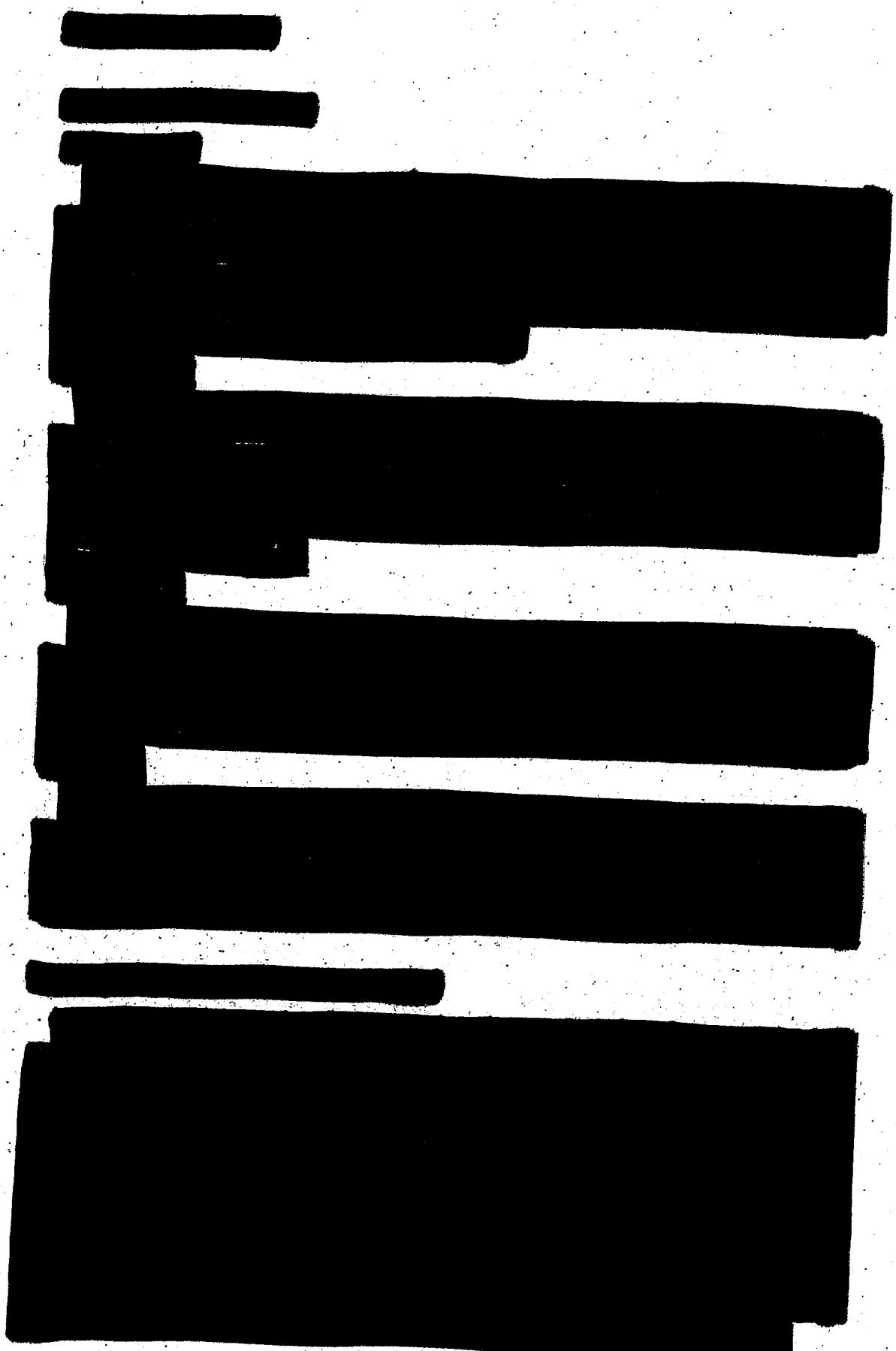














海外渡航承認申請書

内閣情報官	次長	総務主幹	参事官	事務官	所属主幹	参事官	事務官
✓	✓	(印)	(印)		(印)	(印)	

内閣情報官 殿

(申請者)

所 属 国際部  
氏 名 [REDACTED]

下記により海外に渡航したいので、申請いたします。

記

1 渡航先 [REDACTED]

2 渡航目的 観光

3 渡航期間 [REDACTED]

[REDACTED]までの 8 日間

4 国内連絡先 [REDACTED]

5 その他 [REDACTED]

上記の海外渡航を承認する。

内閣情報官

印

## 管理監督者一覧

(注) 内調本室においては総括、主幹、室長・情報官を掲載。衛星センターにおいては主任分析官・課長、分析部長、所長を[]で掲載。ゴシックは退官者。氏名の後の括弧書きは出身省庁を示し(警)は警察庁、(防)は防衛庁、(外)は外務省、(公調)は公安調査庁、(P)はプロパー。

本人経歴	総括等	主幹等	室長・情報官(又は所長)
平成6年 [ ] (国際第一部)	荒木二郎(警) [ ]～ 原田宗宏(警) [ ]～ 渡辺巧(警) [ ]～ 大平修(警) [ ]～ 金山泰介(警) [ ]～ 石川威一郎(警)	奥村萬壽雄(警) [ ]～ 柳澤晃(警) [ ]～ 植松信一(警)	大森義夫(警) H9.4.4～ 杉田和博(警)
[ ] (内閣情報集約センター)	駒野健二(警) [ ]～ 小島勝成(P)	成島宣夫(P)	<杉田>
[ ] (国際部)	<石川> [ ]～ 宮園司史(警)	<植松> [ ]～ 五十嵐邦雄(警)	<杉田> H13.4.1～ 兼元俊徳(警)
[ ] (総務部兼衛星センター)	[管理課長] 谷口伸三郎(防)	[分析部長] 岸野博之(外) [ ]～ 上原美都男(警)	[衛星センター所長] 國見昌弘(防) [ ]～ 小田邦博(防)
[ ] (総務部兼衛星センター)	[主任分析官] 尾形誠(防) [ ]～ 濱屋憲佐(防)	[ ]～ 竹内春久(外)	<この間、情報官は兼元>
平成18年4月1日 (研究部) 現在に至る	三木宏(P)	西田稔(公調)	三谷秀史(警)

平成20年1月13日

卷之三

私は、以下の事由により国家公務員法100条にあたるところの守秘義務違反および収賄の疑いで警視庁により取調べを受けており、事実関係をそのとおり認めます。したがって私の所属する内閣情報調査室より、いかなる処分を受けることになろうとも異議を申し立てることはございません。

## 1. 守秘義務違反に関する

私は、内閣情報調査室国際部に所属していた平成10年頃より、ロシア大使館員と称するロシア連邦から派遣されたいわゆる機関員と平成19年10月に至るまで接触を続けた。

翻訳資料をロシア機関員と接触の際に渡しておりました

平成19年に至っては、所属していたところの研究部が運営する研究会の報告書の一部を引用し作成した文書■をロシア機関に渡してしまいました。

これらの行為は国家公務員という立場上、してはならないものであり、後悔の念が絶えず、深く反省し続けております。

## 2. 取締に關して

1に記載した情報提供などの見返りとして、平成19年1月より同年10月まで8回にわたり私がロシア機関員から総額82万円を受領した状況を説明申し上げます。

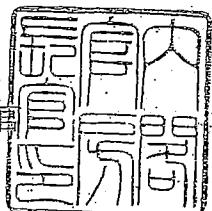
上記の行為は、国家公務員として恥すべき行為であることと認識すると同時に所属する内閣情報調査室に対し多大なるご迷惑をお掛けしたと痛感し深くお詫び申し上げます。

內閣情報調查室 研究部

閣総第 12 号  
平成 20 年 1 月 16 日

国家公務員倫理審査会会長 殿

内閣官房長官



### 国家公務員倫理法の規定に基づく任命権者による調査結果について

国家公務員倫理法（以下「倫理法」という。）第 23 条第 1 項の規定に基づき通知した調査（平成 20 年 1 月 11 日付け閣総第 8 号）結果について、同条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

#### 記

##### 1 調査の対象となった職員の勤務官署、官職及び氏名

内閣官房内閣情報調査室 内閣事務官

（[REDACTED]、52 歳、行政職（一）[REDACTED]）

##### 2 調査を終了した日

平成 20 年 1 月 16 日

なお、管理監督者の責任に関しさらに調査を継続し、再発防止策と併せて、後日、貴審査会に対し追加の報告を行う予定。

##### 3 調査の経過の概要

上記職員は、ロシア大使館職員との接触に関し、国家公務員法第 100 条違反の容疑で [REDACTED] に警視庁の呼び出しを受け、以後、警察の事情聴取が [REDACTED]  
また、[REDACTED]

[REDACTED]、当該職員からも [REDACTED] 旨の連絡を受けたが、警察当局からは本人への事情聴取はしばらく控えるよう要請があった。

[REDACTED] 平成 20 年 1 月 10 日に、内閣官房内閣情報調査室石田参事官が当該職員から事情を聴取した結果、倫理法違反の疑いのある行為が発覚したことから、翌 11 日付で内閣官房

長官から国家公務員倫理審査会に対し端緒報告及び調査開始通知を行った。

以後、1月11日、13日と当該職員に対し集中的に事情聴取を行い、本人から相当の金銭等について事実を認める供述を得た。

本件調査に当たっては、証拠となる物が捜査当局に押収されていることや、ロシア側の調査への協力は全く望めない状況ではあったが、当該職員の供述は具体的かつ詳細であり、当該職員は職場に大きな迷惑をかけたと反省の色を示していることから、その供述内容には信憑性があると認められる。

なお、本件については、警察当局の捜査が継続しており、近日中に検察庁に送致されるものと予想される。

#### 4 調査の結果判明した事実

当該職員は、平成10年頃、[REDACTED]で在京ロシア大使館の[REDACTED]と知り合い、以来、5代のロシア大使館職員との間で、概ね1ヶ月から1ヶ月半ごとに、不適切な関係を継続していたものであるが、確認がとれているものだけでも、平成19年1月[REDACTED]から10月[REDACTED]まで計8回※にわたり、以下の飲食店でロシア大使館の[REDACTED]と会食し、総額82万円を受領するとともに、飲食代金（金額は不明）はすべて相手方に支払わせていた。この間、当該職員からロシア大使館職員には、内閣情報調査室の委託団体が作成した海外の新聞・雑誌の翻訳資料や国際情勢等に関する研究会における有識者の発言内容を借用して作成した文書などを提供していたものである。

このほか、平成19年3月28日付で内閣情報調査室が秘密保全対策として実施した調査に対して、上記に係る事実を隠して虚偽の報告を行った。

なお、平成10年から平成18年の間においても、在京ロシア大使館職員から供應接待及び金品の供与を受けていた模様であるが、外国政府機関職員から情報提供の見返りとして金銭を受領するという極めて悪質な上記事実が明らかになった以上、内閣情報調査室の業務の性質上、できるだけ早期に懲戒処分を行って組織から排除する必要があり、上記以外の非違事実については、管理監督者の責任及び再発防止策の検討に併せて、更に調査を継続し、後日、貴審査会に報告する。

※ [REDACTED]

## 5 利害関係の整理について

### (1) 当該職員の職務内容（[REDACTED]以降）と相手方との関係

当該職員は[REDACTED]以降、内閣情報調査室において国際部、内閣衛星情報センター、研究部に所属し、専ら情報の収集・分析業務に従事していたものであり、契約・許認可等にかかる業務は担当していない。一方、この期間中、同室とロシア政府との間には契約その他特段の関係は生じていないところである。

### (2) 結論

本件については、両者の間に倫理法上の利害関係はない認められる。

## 6 本件行為の評価

ロシア大使館職員は当該職員の利害関係者には該当しないものの、当該職員はロシア大使館職員から正当な理由なく繰り返し金銭を受け取るとともに、飲食の費用負担を相手方にさせていたことから、国家公務員倫理規程第5条第1項に違反するとともに、国家公務員法第98条第1項（法令及び上司の命令に従う義務）及び第99条（信用失墜行為の禁止）に違反する。

また、秘密保全に関する部内調査において虚偽の報告を行ったことは国家公務員法第98条第1項に違反する。

なお、当該職員がロシア大使館職員に提供した情報の中には、内閣情報調査室において秘密指定しているものは認められず、また、内容的にも秘密に指定して保護しなければならないような情報は明確には認められないことから、国家公務員法第100条第1項（秘密を守る義務）違反の適用は見送ることとする。

## 7 予定する懲戒処分の内容

人事院規則22-1（倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準）第3条別表によれば、「倫理規程第5条第1項の規定に違反して利害関係者に相当しない事業者等から供應接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供應接待又は財産上の利益の供与を受けること。」については「減給又は戒告」処分とされている。

当該職員の行為は、自己の職務に関して知り得た情報を提供させるなどの趣旨のもとに相手方から供与されるものであることを知りながら、繰り返し金品の受領、供應接待を受けるなど相当額に及ぶ財産上の利益の供与を受けたものであり、刑法上の収賄罪を構成する疑いがある。

このような行為については、人事院規則22-1第3条ただし書きにより、懲戒処分の基準が免職又は停職とされているところ、政府全体としてカウンターインテリジェンスの徹底が求められる中で、その中心的役割を担うべき内閣情報調査室職員が外国政府機関職員から繰り返し金銭を收受するという、情報保全の根本を揺るがす悪質なものであり、内閣官房の信用を失墜させ、社会的影響も極めて大きいことから、早期に厳正な処分をする必要があり、当該職員を直ちに免職することが相当と思料する。

8 管理監督者の責任及び再発防止策

管理監督者の責任についても、早急に調査を行って厳正に措置するとともに、再発防止策を国家公務員倫理審査会に改めて報告するものとする。

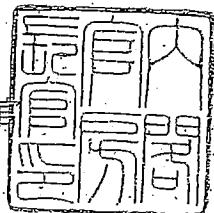
9 処分の公表について

同種事案の再発防止や国民の信頼の確保という観点から、「国家公務員倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の公表指針について（通知）」及び「懲戒処分の公表指針について（通知）」に沿って、懲戒処分を行った後、速やかに公表する。

閣総第13号  
平成20年1月16日

国家公務員倫理審査会会長 殿

内閣官房長官



国家公務員倫理法の規定に基づく任命権者  
による懲戒処分の承認について（申請）

国家公務員倫理法第23条第3項の規定に基づき報告した調査結果（平成20年1月16日付け閣総第12号）に関し、同法第26条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 懲戒処分を受ける職員の勤務官署、官職及び氏名

内閣官房内閣情報調査室 内閣事務官

（[REDACTED]、52歳、行政職（一）[REDACTED]）

2 処分の内容、理由及び根拠となる倫理法等の条項

(1) 処分の内容

免職

(2) 処分理由

被処分者は、数年前より現在に至るまで、外国政府機関職員と不適切な交際を続け、明らかになっただけでも平成19年1月から同年10月までの間に8回にわたり計82万円を收受するとともに、飲食の費用を相手方に支払っていた。また、平成19年3月下旬に内閣情報調査室の秘密保全対策として実施した部外者との会合事実などに関する調査に虚偽の報告を行った。

かかる行為は、自己の職務に関して知り得た情報を提供させるなどの趣旨のもとに相手方から供与されるものであることを知りながら、繰り返し供應接待を受け、金品を受領するなど相当額に及ぶ財産上の利益の供与を受けたものであり、国家公務員倫理法に違反するとともに、刑法上の収賄罪を構成する疑いがあり、さらに、上司の職務上の命令にも違反するなど、内閣官房の官職に対する信用を著しく失墜させる行為である。

(3) 根拠となる倫理法等の条項

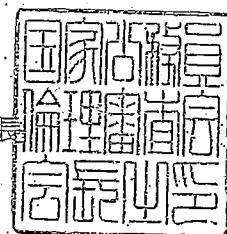
- ア 国家公務員倫理規程第5条第1項
- イ 国家公務員法第98条第1項及び第99条

倫 参 一 1

平成 20 年 1 月 16 日

内閣官房長官 殿

国家公務員倫理審査会会長



懲戒処分の承認について

平成 20 年 1 月 16 日付け閣第 13 号「国家公務員倫理法の規定に基づく任命権者による懲戒処分の承認について（申請）」により申請のあった下記の者に対する懲戒処分については、これを承認します。

記

内閣官房内閣情報調査室

# 懲 戒 処 分 書

(氏名)

(現官職等)

内閣事務官(内閣官房内閣情報調査室)  
行政職(一) [REDACTED]

国家公務員法第8・2条第1項各号により、懲戒処分として  
免職する。

平成 20 年 1 月 17 日

任命権者

内閣官房長官

町村信夫

処 分 説 明 書

人事院様式312(平19.10改)

(教示)

1. この処分についての不服申立ては、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に、人事院に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。

2. この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決又は決定を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 不服申立てがあつた日から3箇月を経過しても、人事院の裁決又は決定がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

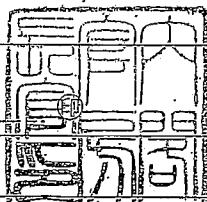
この処分の取消しの訴えは、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、人事院の裁決又は決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができません。

(注) この処分を行つた者が特定独立行政法人に所属する者である場合にあつては、この処分の取消しの訴えの被告及び訴訟において被告を代表する者は、その者が所属する特定独立行政法人及びその長となります。

1 処分者

官職 内閣官房長官

氏名 町村信孝



2 被処分者

所属部課

内閣官房内閣情報調査室

氏名(ふりがな)

官職

内閣事務官

級及び号俸

行政職(一)

3 処分の内容

処分発令日

平成20年1月17日

処分効力発生日

平成20年1月17日

処分説明書交付日

平成20年1月17日

根拠法令

国家公務員法第82条第1項各号

処分の種類及び程度

免職

国家公務員倫理法第26条による承認の日

平成20年1月16日

刑事裁判との関係

起訴日 年 月 日

国家公務員法第85条による承認の日

処分の理由

被処分者は、数年前より現在に至るまで、外国政府機関職員と不適切な交際を続け、明らかになつただけでも平成19年1月から同年10月までの間に8回にわたり計82万円を收受するとともに、飲食の費用を相手方に支払わせていた。また、平成19年3月下旬に内閣情報調査室の秘密保全対策として実施した部外者との会合事実などに関する調査に虚偽の報告を行つた。

かかる行為は、自己の職務に関して知り得た情報を提供させるなどの趣旨のもとに相手方から供与されるものであることを知りながら、繰り返し供應接待を受け、金品を受領するなど相

当額に及ぶ財産上の利益の供与を受けたものであり、国家公務員倫理法に違反するとともに、刑法上の収賄罪を構成する疑いがあり、さらに、上司の職務上の命令にも違反するなど、内閣官房の官職に対する信用を著しく失墜させる行為である。

よって、上記のとおり処分する。

平成20年1月23日  
内閣官房

国家公務員倫理法等違反事案に関する監督責任等について（中間報告）

平成20年1月16日付閣総第12号「国家公務員倫理法の規定に基づく任命権者による調査結果について」において後日報告することとしておりました事項等について、現時点における調査等の状況をお知らせします。

1 非違事実等の全体像について

(1) 当該職員の職歴

氏名：[REDACTED]

経歴：平成 6年内閣官房内閣情報調査室採用 [REDACTED]

[REDACTED]国際第一部に配属

[REDACTED]内閣情報集約センター

[REDACTED]国際部（国際第一部の後身）

[REDACTED]内閣衛星情報センター分析部管理課

[REDACTED]内閣衛星情報センター分析部主任分析官付

平成18年 4月 研究部

注) 以後、原則として内閣衛星情報センターを除く内閣情報調査室の本体部分については「内調本室」、内閣衛星情報センターについては「衛星センター」と記載。

(2) 事実関係（別添資料参照）

調査の結果、当該職員は平成10年頃、[REDACTED]で在京ロシア大使館職員と知り合い、当初は飲食の費用を折半する等の関係であったが、平成11年頃から平成19年に至るまで、知り合った大使館員も含めて5代のロシア大使館員と日時・場所等必ずしも明確ではないが、概ね1ヶ月から1ヶ月半ごとに接触し、下記の行為を行っていた。

- ① 平成11年頃[REDACTED]から平成19年までの間、飲食代金を相手に支払わせていた。
- ② 平成11年頃から平成13年夏頃まで、[REDACTED]を受領していた。
- ③ 平成13年夏頃から平成19年までの間、現金を受領していた（平成16年頃までは[REDACTED]、それ以後は[REDACTED]）。このほか、[REDACTED]を受け取っていた。
- ④ 平成17年頃から海外新聞・雑誌等の翻訳資料を持ち出し、金銭の見返りに提供していた。（内閣情報調査室関係者は自由に閲覧できるものであ

- り、本文中に不開示情報は全く含まれていない性質のもの。)
- ⑤ 平成19年には、上記④のほか、国際情勢等に関する勉強会における有識者の発言内容をまとめた資料■を加工し、提供していた。(これらの資料は指定された秘密文書ではないが、公開を前提としていない文書であった。)

## 2 管理監督責任について

調査において判明した事実関係を基に検討し、以下の方針で処分等を実施することとした。

### (1) 本件事案に関する管理監督者の範囲について

上述のとおり、国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）の施行は平成12年4月からであるが、収賄行為に相当する金品の受領等は平成11年から続いていたものであり、まず初めに、この間の管理監督責任について検討した。

内閣情報調査室の指揮命令系統及び管理の実態（業務報告、勤務評定、休暇の承認等）を総合的に勘案すると、当該職員に対して、以下の役職の者は一定の指導監督責任を有していたと判断できる。

#### a) 内調本室

##### 「主幹」（部内呼称）

…内閣参事官（平成13年の省庁再編以前は内閣調査官）のうち、部門の全部又は一部を整理する者として指名された者。部門の全部や一部を「国際部」「研究部」と部内呼称しているが、その責任者であり、一般行政官庁の課長に相当する役職。

##### 「総括」（部内呼称）

…内閣参事官又は調査官のうち、主幹を補佐して部の事務を整理する者。

#### b) 衛星センター

##### 「分析部管理課長」、「主任分析官」、「分析部長」

…内閣衛星情報センター組織規則（平成13年3月29日内閣総理大臣決定）に根拠を持つ課長（相当）及び部長職。

#### c) 部局長等

この他、部局長に相当する、あるいは準ずる者として、内閣情報官（省庁再編以前は内閣情報調査室長）及び内閣衛星情報センター所長が事務掌理者としての管理監督の責務を有しているところ。

なお、総括又は主任分析官と当該職員の間に当該職員の上級者がいた場合があるが、関係者からも事情を聴取した結果、いずれの場合も総括及び主任分析官が当該職員の直接の管理監督者であった。

これらを踏まえて平成11年4月以降の管理監督者を整理すると下表のとお

りである。

【表・平成11年4月以降の管理監督者一覧】

本人経歴	総括等	主幹等		室長・情報官
[REDACTED] (内閣情報集 約センター) [REDACTED]	駒野健二(警) [REDACTED]～ 小島勝成(P)	成島宣夫(P)		杉田和博(警)
[REDACTED] (国際部) [REDACTED]	石川威一郎(警) [REDACTED]～ 宮園司史(警)	植松信一(警) [REDACTED]～ 五十嵐邦雄(警)		H13.4.1～ 兼元俊徳(警)
[REDACTED] (総務部兼衛 星センター) [REDACTED] [REDACTED]	[管理課長] 谷口伸三郎(防) [REDACTED]	[分析部長] 岸野博之(外) [REDACTED]	[衛星センター所長] 國見昌弘(防)	
[REDACTED] (総務部兼衛 星センター) [REDACTED] [REDACTED]	[主任分析官] 尾形誠(防) [REDACTED]～ 濱屋憲佐(防)	[REDACTED] 上原美都男(警) [REDACTED] 竹内春久(外)	[REDACTED] 小田邦博(防)	
H18.4.1 (研究部) H19.1.17	三木宏(P)	西田稔(公調)		三谷秀史(警)

- 明朝氏名は退官者。氏名の後ろの括弧内は出身省庁でPはプロパー、警は警察、外は外務、防は防衛を示す。
- 総務部兼衛星センター時代の勤務実態は衛星センターに在席。

## (2) 本件の評価及び責任の量定について

上述のような調査結果を踏まえ、非違行為と指導監督の関係について検討した。

### ① 平成11年以降、繰り返し供応接待を受け、金品を受領していた行為(収賄、倫理法違反)について

当該職員と相手方との接触は、勤務時間外に行われており、本人もロシア大使館職員から金品を受領するなどの行為の悪質性については十分認識しており、それゆえに、上司、同僚等に全く悟られないよう行動していた

ものである。このため、本人の非違行為を発見、是正することは極めて困難であったと認められる。

しかしながら、内閣情報調査室職員に対し、外国の情報機関員が本件事案のように接近してくることは予想し得ることから、管理監督者としては、万が一にもそのようなことがないよう部下職員に対する指導監督を徹底することが期待されていたものであり、結果的に当該事案を阻止できなかつた責任は免れない。

## ② 部内の資料を持ち出し、相手方に提供していた行為について

本人の供述によれば、███████████を受領するようになった平成16年頃から、委託団体が作成した海外新聞・雑誌の翻訳資料を提供していたとのことであるが、これらの資料は内閣情報調査室関係者は誰もが閲覧できるものであり、不開示情報は含まれていない。

一方、平成19年4月以降、研究部の勉強会の内容をまとめた資料を自ら加工し、相手方に提供していたことについては、当該資料は秘密の指定を受けるなどの重要情報を含んではいないものの、勉強会の自由な討議を阻害しない等の理由から、公開を前提とはしていない文書・情報である。

当該職員は、私的利害を図るために職場のパソコンを使って報告書を引用・改変した資料を作成し、持ち出していたものであり、内閣官房セキュリティポリシーや内閣情報調査室の内規である「情報管理の徹底のための留意事項について」(平成18年3月27日内閣情報官指示第63号)に違反しており、結果的に組織としての情報管理の徹底が十全ではなかったと言わざるを得ない。

## ③ 個別の量定判断

ア 事案発覚時点における管理監督者（役職の後ろの日付は、当該職員の監督者であった期間）

### (i)三木宏（調査官、研究部総括、H18.4.1～H20.1.17）

研究部総括として主幹を補佐し、部内の職員を直接監督する立場にあった者として金品の受領等や部内資料の持ち出しの双方について本件を発見、阻止できなかつた監督責任が認められること、また、秘密保全対策として実施した調査(平成19年3月28日付)及び内規(「部外者からの不自然な働きかけ等の不審な動向への対応要領について」

(平成19年6月15日内閣情報官指示第81号))に関して当該職員が虚偽報告及び報告を怠った時点の上司であること、その他本件事案の社会的影響等を勘案すると、指導監督上の措置ではなく、国家公務員法に基づく懲戒処分とすることが相当と考える。

人事院の「懲戒処分の指針について(通知)」によれば、監督責任関係の標準例として、以下の2類型が例示されている。

(1) 指導監督不適正

部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

(2) 非行の隠ぺい、黙認

部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

本件については、非違行為を隠ぺい、黙認した事実は認められないことから、指導監督不適正に該当すると判断される。他方、公金横領のように組織的チェックが当然期待される事案や指導監督における過失の度合いが著しい事案とは異なることから、「戒告」とする。

(ii) 西田稔（内閣参事官、研究部主幹、H18.4.1～H20.1.17）

研究部主幹として、部全体を管理監督するとともに、部下職員から直接報告を受け業務上の指示を発出する、あるいは指導監督を行うケースも少なからずあることから、三木宏と同様の理由により「戒告」とする。

(iii) 三谷秀史（内閣情報官、H18.4.1～H20.1.17）

内閣情報調査室全体を掌理する者として、情報管理体制を含めた室全体に対する管理監督責任が認められること及び本件事案の重大性にかんがみ、「内閣官房職員の訓告等に関する規程」（平成14年1月21日内閣総理大臣決定）に基づき、「厳重訓戒」とする。（「訓告」より重い措置。）

イ 上記ア以前の管理監督者

(i) 濱屋憲佐（衛星センター分析部主任分析官、[REDACTED]）

衛星センター分析部において管理職たる主任分析官として部下職員を指導監督する立場にありながら、結果として当該職員による外国政府機関職員との不適切な交際を発見、阻止できなかったことから、「厳重注意」とする。

(ii) 尾形誠（衛星センター分析部主任分析官、[REDACTED]）

衛星センター分析部において管理職たる主任分析官として部下職員を指導監督する立場にありながら、結果として当該職員による外国政府機関職員との不適切な交際を発見、阻止できなかったことから、「厳重注意」とする。

(iii) 竹内春久（衛星センター分析部長、[REDACTED]）

衛星センター分析部長として分析部全体を管理監督する立場にありながら、結果として当該職員による外国政府機関職員との不適切な交際を発見、阻止できなかったことから、「厳重注意」とする。

(iv) 岸野博之（衛星センター分析部長、[REDACTED]）

衛星センター分析部長として分析部全体を管理監督する立場にあり

ながら、結果として当該職員による外国政府機関職員との不適切な交際を発見、阻止できなかったことから、「厳重注意」とする。

(v) 小田邦博（衛星センター所長、[REDACTED]）

衛星センター所長として衛星センター全体を掌理し、部課長を指揮して職員を管理監督する立場にありながら、結果として当該職員による外国政府機関職員との不適切な交際を発見、阻止できなかったことから、「厳重注意」とする。

(vi) 宮園司史（併任内閣参事官、国際部総括 [REDACTED]）

国際部総括として主幹を補佐し、部内の職員を直接監督する立場にありながら、結果として当該職員による外国政府機関職員との不適切な交際を発見、阻止できなかったことから、「厳重注意」とする。

(vii) 石川威一郎（併任内閣調査官→併任内閣参事官、国際部総括 [REDACTED]）

国際部総括として主幹を補佐し、部内の職員を直接監督する立場にありながら、結果として当該職員による外国政府機関職員との不適切な交際を発見、阻止できなかったことから、「厳重注意」とする。

(viii) 五十嵐邦雄（併任内閣参事官、国際部主幹 [REDACTED]）

国際部主幹として部全体を管理監督する立場にありながら、結果として当該職員による外国政府機関職員との不適切な交際を発見、阻止できなかったことから、「厳重注意」とする。

(ix) 植松信一（併任内閣調査官→併任内閣参事官、国際部主幹 [REDACTED]）

国際部主幹として部全体を管理監督する立場にありながら、結果として当該職員による外国政府機関職員との不適切な交際を発見、阻止できなかったことから、「厳重注意」とする。

(x) その他の管理監督者について

下記に掲げる管理監督者については既に退官していることから処分の対象外となる。（肩書きは当時のもの）

○杉田和博（内閣情報調査室長、内閣情報官）

○兼元俊徳（内閣情報官）

○國見昌弘（衛星センター所長）

○上原美都男（衛星センター分析部長）

○谷口伸三郎（衛星センター分析部管理課長）

○成島宣夫（内閣調査官→内閣参事官、内閣情報集約センター主幹）

○小島勝成（調査官、内閣情報集約センター総括）

○駒野健二（内閣調査官、内閣情報集約センター総括）

④ 処分等の実施について

本件事案については、司法当局において刑事事件として処理される見込みであるが、内閣官房としては、一定の調査を終了したことから速やかに

監督責任についての処分等を実施することとした。

なお、現時点で他省庁等に在籍している者については、当該省庁等において本報告に沿った形で、適切な措置を行うよう依頼する。

#### 【参考・処分等一覧】

氏名 [当時の役職]	現職	処分等
三木宏 [調査官（研究部総括）]	同左	戒告
西田稔 [内閣参事官（研究部主幹）]	同左	戒告
三谷秀史 [内閣情報官]	同左	厳重訓戒
瀬屋憲佐 [内閣衛星情報センター主任分析官]	同左	厳重注意
尾形誠 [内閣衛星情報センター主任分析官]	北部航空方面隊副司令官	同上
竹内春久 [内閣衛星情報センター分析部長]	外務省国際情報統括官	同上
岸野博之 [内閣衛星情報センター分析部長]	内閣審議官（内閣情報調査室次長）	同上
小田邦博 [内閣衛星情報センター所長]	同左	同上
宮園司史 [内閣参事官（国際部総括）]	警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官	同上
石川威一郎 [内閣調査官→内閣参事官（国際部総括）]	警察庁警備局外事情報部外事課長	同上
五十嵐邦雄 [内閣参事官（国際部主幹）]	警察庁長官官房審議官（警備局担当）	同上
植松信一 [内閣調査官→内閣参事官（国際部主幹）]	警視庁公安部長	同上

### 3 再発防止策について

1月18日付けで、内閣情報調査室において内閣審議官を委員長とし、管理職級職員をメンバーとする「情報保全検討委員会」を設置し、本件事案に関する再発防止策の検討を開始し、必要な措置については速やかに実施することを確認した。

再発防止策については1ヶ月以内を目途に取りまとめ、管理監督責任と併せて正式な報告書を審査会に提出する予定である。

事実關係に繋するクロノジニ

取扱注意：用済み後廃棄

時 期	動 向	本人の所属
平成18年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際交流の会合で初代 [REDACTED] と知り合い、数回接触。</li> <li>○ 2代目 [REDACTED] が引き継ぐ。</li> <li>○ 接触の支払いを専らロシア側が行うようになる。</li> </ul> <p>[REDACTED] 以降</p>	平成 6年～ 国際第一部
平成18年4月	<p>[REDACTED] を受領。</p> <p>[REDACTED] を受領。</p> <p>[REDACTED] を受領。</p> <p>[REDACTED] を受領。</p>	[REDACTED] 情報集約センター
平成19年1月	<p>[REDACTED] が引き継ぐ。</p> <p>[REDACTED] を受領。</p>	国際部
	<p>[REDACTED] を受領。</p> <p>[REDACTED] を受領。</p> <p>[REDACTED] を受領。</p>	衛星情報センター 分析部
	<p>[REDACTED] を受領し、3回目以降資料提供。</p> <p>[REDACTED] を受領。</p>	研究部
	<p>[REDACTED] から総額82万円受領。</p>	

## 厳重訓戒

内閣情報官 三谷秀史

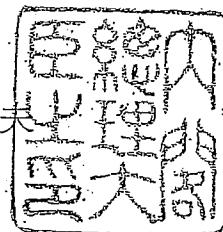
内閣事務官（内閣官房内閣情報調査室）[REDACTED]は、平成11年頃から外国政府機関職員との不適切な交際を続けたため、平成20年1月17日付けをもって懲戒免職となった。

貴職は、内閣情報調査室の責任者として職員を指導監督する職責にありながら、かかる事態を招いたことは、誠に遺憾である。

よって、再びこのようなことのないよう、厳重訓戒する。

平成20年 1月24日

内閣総理大臣 福田康夫



## 厳重注意

内閣官房内閣情報調査室次長 岸野博之

内閣事務官（内閣官房内閣情報調査室）[REDACTED]は、平成11年頃から  
外国政府機関職員との不適切な交際を続けたため、平成20年1月17日  
付けをもって懲戒免職となった。

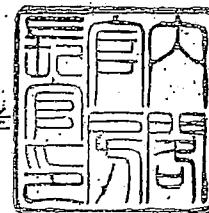
当該職員は、平成13年10月1日から平成18年3月31日まで内閣衛星情報  
センターに在職していたものであるが、貴職は、[REDACTED]

[REDACTED]までの間、同センター分析部長として職員を指導監督する職  
責にありながら、かかる事態を招いたことは、誠に遺憾である。

よって、再びこのようなことのないよう、厳重注意する。

平成20年 1月24日

内閣官房長官 町村信孝



## 厳重注意

内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター所長

小田邦博

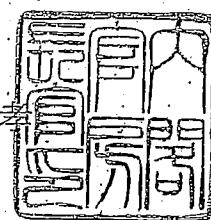
内閣事務官（内閣官房内閣情報調査室）[REDACTED]は、平成11年頃から外国政府機関職員との不適切な交際を続けたため、平成20年1月17日付けをもって懲戒免職となった。

当該職員は、[REDACTED]まで内閣衛星情報センターに在職していたものであるが、貴職は、同センターの責任者として職員を指導監督する職責にありながら、かかる事態を招いたことは、誠に遺憾である。

よって、再びこのようなことのないよう、厳重注意する。

平成20年 1月24日

内閣官房長官 町村信孝



## 厳重注意

内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター分析部主任分析官

濱屋憲佐

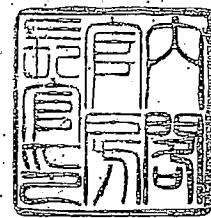
内閣事務官（内閣官房内閣情報調査室）[REDACTED]は、平成11年頃から外国政府機関職員との不適切な交際を続けたため、平成20年1月17日付けをもって懲戒免職となった。

当該職員は、[REDACTED]まで内閣衛星情報センターに在職していたものであるが、貴職は、同センター分析部主任分析官として職員を指導監督する職責にありながら、かかる事態を招いたことは、誠に遺憾である。

よって、再びこのようなことのないよう、厳重注意する。

平成20年 1月24日

内閣官房長官 町村信孝



# 懲 戒 処 分 書

(氏名)

西 田 稔

(現官職等)

内閣事務官(内閣官房内閣情報調査室)  
行政職(一) ■

国家公務員法第82条第1項第2号により、懲戒処分として  
戒告する。

平成20年1月24日

任命権者

内閣総理大臣

福田 康夫



## 処 分 説 明 書

人事院様式312(平19.10改)

(教示)

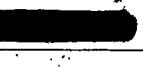
1. この処分についての不服申立ては、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に、人事院に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。

2. この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決又は決定を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 不服申立てがあつた日から3箇月を経過しても、人事院の裁決文は決定がないとき。  
 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。  
 この処分の取消しの訴えは、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、人事院の裁決又は決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができません。

(注) この処分を行つた者が特定独立行政法人に所属する者である場合にあっては、この処分の取消しの訴えの被告及び訴訟において被告を代表する者は、その者が所属する特定独立行政法人及びその長となります。

1 処分者		
官職	内閣総理大臣	氏名 福田 康夫 
2 被処分者		
所属部課	内閣官房内閣情報調査室	氏名(ふりがな) にしだみのる 西田 稔
官職	内閣事務官	級及び号俸 行政職(一) 
3 処分の内容		
処分発令日 平成20年1月24日	処分効力発生日 平成20年1月24日	処分説明書交付日 平成20年1月24日
根拠法令 国家公務員法第82条第1項第2号	処分の種類及び程度 戒告	
国家公務員倫理法第26条による承認の日 平成 年 月 日	刑事裁判との関係 起訴日 年 月 日	国家公務員法第85条による承認の日 年 月 日
処分の理由		
<p>内閣官房内閣情報調査室研究部の職員は、平成11年頃から外国政府機関職員と不適切な交際を続けたため、平成20年1月17日付けをもって懲戒免職となつた。</p> <p>被処分者は、平成18年4月1日から内閣情報調査室研究部に配属された当該職員を同室内閣参事官として指導監督する職責にあつたものであるが、かかる事態を招いたことは、被処分者の指導監督に適正を欠いた結果であり誠に遺憾である。</p> <p>よって、上記のとおり処分する。</p>		

# 懲 戒 処 分 書

(氏名)

三 木 宏

(現官職等)

内閣事務官(内閣官房内閣情報調査室)  
行政職(一) ■

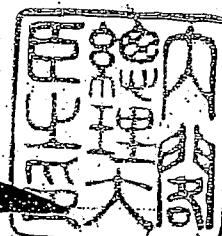
国家公務員法第82条第1項第2号により、懲戒処分として  
戒告する。

平成20年1月24日

任命権者

内閣総理大臣

福 田 康 夫



## 処 分 説 明 書

人事院様式312(平19.10改)

## (教示)

1. この処分についての不服申立ては、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に、人事院に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。

2. この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決又は決定を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 不服申立てがあつた日から3箇月を経過しても、人事院の裁決又は決定がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

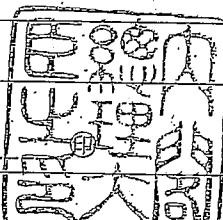
この処分の取消しの訴えは、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、人事院の裁決又は決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができません。

(注)この処分を行つた者が特定独立行政法人に所属する者である場合にあつては、この処分の取消しの訴えの被告及び訴訟において被告を代表する者は、その者が所属する特定独立行政法人及びその長となります。

## 1. 処分者

官職 内閣総理大臣

氏名 福田 康夫



## 2. 被処分者

所属部課

内閣官房内閣情報調査室

氏名(ふりがな) みき ひろし

三木 宏

官職

内閣事務官

級及び号俸

行政職(一)

## 3. 処分の内容

処分発令日  
平成20年1月24日処分効力発生日  
平成20年1月24日処分説明書交付日  
平成20年1月24日

根拠法令

国家公務員法第82条第1項第2号

処分の種類及び程度

戒告

国家公務員倫理法第26条による承認の日  
平成 年 月 日

刑事裁判との関係

起訴日 年 月 日

国家公務員法第85条による承認の日  
年 月 日

## 処分の理由

内閣官房内閣情報調査室研究部の職員は、平成11年頃から外国政府機関職員と不適切な交際を続けたため、平成20年1月17日付けをもって懲戒免職となった。

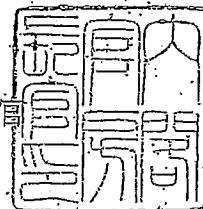
被処分者は、平成18年4月1日から内閣情報調査室研究部に配属された当該職員を同室調査官として指導監督する職責にあったものであるが、かかる事態を招いたことは、被処分者の指導監督に適正を欠いた結果であり誠に遺憾である。

よって、上記のとおり処分する。

閣総第137号  
平成20年3月26日

国家公務員倫理審査会会長 殿

内閣官房長官



### 国家公務員倫理法等違反事案に関する監督責任及び再発防止策について

平成20年1月16日付閣総第1.2号「国家公務員倫理法の規定に基づく任命権者による調査結果について」において後日報告することとしておりました事項等について、以下のとおり報告いたします。

#### 1 非違事実等の全体像について

##### （1）当該職員の職歴

氏名：[REDACTED]

経歴：平成6年内閣官房内閣情報調査室採用 [REDACTED]

[REDACTED]国際第一部に配属

[REDACTED]内閣情報集約センター

[REDACTED]国際部（国際第一部の後身）

[REDACTED]内閣衛星情報センター分析部管理課

[REDACTED]内閣衛星情報センター分析部主任分析官付

平成18年4月 研究部

注) 以後、原則として内閣衛星情報センターを除く内閣情報調査室の本体部分については「内調本室」、内閣衛星情報センターについては「衛星センター」と記載。

##### （2）事実関係

調査の結果、当該職員は平成10年ころ、[REDACTED]の研究会で在京ロシア大使館職員と知り合い、当初は飲食の費用を折半する等の関係であったが、平成11年ころから平成19年に至るまで、その後知り合った大使館員も含めて5代のロシア大使館員と日時・場所等必ずしも明確ではないが、おおむね1か月から1か月半ごとに接觸し、下記の行為を行っていた。

- ① 平成11年ころ [REDACTED]から平成19年までの間、飲食代金を相手に支払わせていた。
- ② 平成11年ころから平成13年夏ころまでの間、[REDACTED]

[REDACTED]を受領していた。

- ③ 平成13年夏ごろから平成19年までの間、現金を受領していた（平成16年ごろまでは[REDACTED]、それ以後は[REDACTED]。このほか、[REDACTED]を受け取っていた。）
- ④ 平成17年ごろから海外の新聞・雑誌等の翻訳資料を持ち出し、金銭の見返りに提供していた。（これらの資料は、内閣情報調査室関係者が自由に閲覧できるものであり、また、不開示情報は含まれていない性質のもの。）
- ⑤ 平成19年には、上記④のほか、国際情勢等に関する勉強会における有識者の発言内容をまとめた資料[REDACTED]を加工し、提供していた。（これらの資料は、秘密指定された文書ではないが、公開を前提としているもの。）

## 2 管理監督責任について

調査において判明した事実関係を基に検討し、以下の方針で処分等を実施することとした。

### （1）本件事案に関する管理監督者の範囲について

国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）の施行は平成12年4月からであるが、上述のとおり収賄行為に相当する金品の受領等は平成11年から続いているものであり、まず初めに、この間の管理監督責任について検討した。

内閣情報調査室の指揮命令系統及び管理の実態（業務報告、勤務評定、休暇の承認等）を総合的に勘案すると、当該職員に対して、以下の役職の者は一定の指導監督責任を有していたと判断できる。

#### a) 内調本室

##### 「主幹」（部内呼称）

…内閣参事官（平成13年の省庁再編以前は内閣調査官）のうち、部門の全部又は一部を整理する者として指名された者。部門の全部や一部を「国際部」「研究部」と部内呼称しているが、その責任者であり、一般行政官庁の課長に相当する役職。

##### 「総括」（部内呼称）

…内閣参事官又は調査官のうち、主幹を補佐して部の事務を整理する者。

#### b) 衛星センター

##### 「分析部管理課長」、「主任分析官」、「分析部長」

…内閣衛星情報センター組織規則（平成13年3月29日内閣総理大臣決定）に根拠を持つ課長（相当）及び部長職。

#### c) 部局長等

機密性2情報（関係者限）

この他、部局長に相当する、あるいは準ずる者として、内閣情報官（省庁再編以前は内閣情報調査室長）及び内閣衛星情報センター所長が事務掌理者としての管理監督の責務を有しているところ。

なお、総括又は主任分析官と当該職員の間に当該職員の上級者がいた場合があるが、関係者からも事情を聴取した結果、いずれの場合も総括及び主任分析官が当該職員の直接の管理監督者であった。

これらを踏まえて平成11年4月以降の管理監督者を整理すると下表のとおりである。

【表・平成11年4月以降の管理監督者一覧】

本人経歴	総括等	主幹等		室長・情報官
[REDACTED] (内閣情報集 約センター)	駒野健二（警） [REDACTED]～ 小島勝成（P）	成島宣夫（P）		杉田和博（警）
[REDACTED] (国際部)	石川威一郎（警） [REDACTED]～	植松信一（警）		
[REDACTED]	宮園司史（警）	五十嵐邦雄（警）		H13.4.1～ 兼元俊徳（警）
[REDACTED] (総務部兼衛 星センター [REDACTED])	[管理課長] 谷口伸三郎（防）	[分析部長] 岸野博之（外）	[衛星センター所長] 國見昌弘（防）	
[REDACTED] (総務部兼衛 星センター [REDACTED])	[主任分析官] 尾形誠（防） [REDACTED]～ 濱屋憲佐（防）	上原美都男（警） [REDACTED]～ 竹内春久（外）	[REDACTED]～ 小田邦博（防）	
H18.4.1 (研究部)	三木宏（P）	西田稔（公調）		三谷秀史（警）
H19.1.17				

- 明朝氏名は退官者。氏名の後の括弧内は出身省庁でPはプロパー、警は警察庁、防は防衛庁(省)、外は外務省、公調は公安調査庁を示す。
- 総務部兼衛星センター時代の勤務実態は衛星センターに在席。

(2) 本件の評価及び責任の量定について

上述のような調査結果を踏まえ、非違行為と指導監督の関係について検討した。

① 平成11年以降、繰り返し供應接待を受け、金品を受領していた行為（収賄、倫理法違反）について

当該職員と相手方との接触は、勤務時間外に行われており、本人もロシア大使館職員から金品を受領するなどの行為の悪質性については十分認識しており、それゆえに、上司、同僚等に全く悟られないよう行動していたものである。このため、本人の非違行為を発見、是正することは極めて困難であったと認められる。

しかしながら、内閣情報調査室職員に対し、外国の情報機関員が本件事案のように接近してくることは予想し得ることから、管理監督者としては、万が一にもそのようなことがないよう部下職員に対する指導監督を徹底することが期待されていたものであり、結果的に当該事案を阻止できなかつた責任は免れない。

② 部内の資料を持ち出し、相手方に提供していた行為について

本人の供述によれば、**[ ]**を受領するようになった平成16年ころから、委託団体が作成した海外新聞・雑誌の翻訳資料を提供していたとのことであるが、これらの資料は内閣情報調査室関係者は誰もが閲覧できるものであり、不開示情報は含まれていない。

一方、平成19年4月以降、研究部の勉強会の内容をまとめた資料を自ら加工し、相手方に提供していたことについては、当該資料は秘密の指定を受けるなどの重要情報を含んでいないものの、勉強会の自由な討議を阻害しない等の理由から、公開を前提とはしていない文書・情報である。

当該職員は、私的利害を図るために職場のパソコンを使って報告書を引用・改変した資料を作成し、持ち出していたものであり、内閣官房セキュリティポリシーや内閣情報調査室の内規である「情報管理の徹底のための留意事項について」（平成18年3月27日内閣情報官指示第63号）に違反しており、結果的に組織としての情報管理の徹底が十全ではなかつたと言わざるを得ない。

③ 個別の量定判断

ア 事案発覚時点における管理監督者（役職の後ろの日付は、当該職員の監督者であった期間）

（1）三木宏（調査官、研究部総括、H18.4.1～H20.1.17）

研究部総括として主幹を補佐し、部内の職員を直接監督する立場にあつた者として金品の受領等や部内資料の持ち出しの双方について本件を発見、阻止できなかつた監督責任が認められること、また、秘密保全対策として実施した調査（平成19年3月28日付）及び内規（「部外者からの不自然な働きかけ等の不審な動向への対応要領について」）

(平成19年6月15日内閣情報官指示第81号)に関して当該職員が虚偽報告及び報告を怠った時点の上司であること、その他本件事案の社会的影響等を勘案すると、指導監督上の措置ではなく、国家公務員法に基づく懲戒処分とすることが相当と考える。

人事院の「懲戒処分の指針について(通知)」によれば、監督責任関係の標準例として、以下の2類型が例示されている。

(1) 指導監督不適正

部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

(2) 非行の隠ぺい、黙認

部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

本件については、非違行為を隠ぺい、黙認した事実は認められないことから、指導監督不適正に該当すると判断される。他方、公金横領のように組織的チェックが当然期待される事案や指導監督における過失の度合いが著しい事案とは異なることから、「戒告」とする。

(ii) 西田稔(内閣参事官、研究部主幹、H18.4.1～H20.1.17)

研究部主幹として、部全体を管理監督するとともに、部下職員から直接報告を受け業務上の指示を発出する、あるいは指導監督を行うケースも少なからずあることから、三木宏と同様の理由により「戒告」とする。

(iii) 三谷秀史(内閣情報官、H18.4.1～H20.1.17)

内閣情報調査室全体を掌理する者として、情報管理体制を含めた室全体に対する管理監督責任が認められること及び本件事案の重大性にかんがみ、「内閣官房職員の訓告等に関する規程」(平成14年1月21日内閣総理大臣決定)に基づき、「厳重訓戒」とする。(「訓告」より重い措置。)

イ 上記ア以前の管理監督者

(i) 濱屋憲佐(衛星センター分析部主任分析官、[REDACTED])

衛星センター分析部において管理職たる主任分析官として部下職員を指導監督する立場にありながら、結果として当該職員による外国政府機関職員との不適切な交際を発見、阻止できなかつたことから、「厳重注意」とする。

(ii) 尾形誠(衛星センター分析部主任分析官、[REDACTED])

衛星センター分析部において管理職たる主任分析官として部下職員を指導監督する立場にありながら、結果として当該職員による外国政府機関職員との不適切な交際を発見、阻止できなかつたことから、「厳重注意」とする。

(iii) 竹内春久（衛星センター分析部長、[REDACTED]）

衛星センター分析部長として分析部全体を管理監督する立場にありながら、結果として当該職員による外国政府機関職員との不適切な交際を発見、阻止できなかつたことから、「厳重注意」とする。

(iv) 岸野博之（衛星センター分析部長、[REDACTED]）

衛星センター分析部長として分析部全体を管理監督する立場にありながら、結果として当該職員による外国政府機関職員との不適切な交際を発見、阻止できなかつたことから、「厳重注意」とする。

(v) 小田邦博（衛星センター所長、[REDACTED]）

衛星センター所長として衛星センター全体を掌理し、部課長を指揮して職員を管理監督する立場にありながら、結果として当該職員による外国政府機関職員との不適切な交際を発見、阻止できなかつたことから、「厳重注意」とする。

(vi) 宮園司史（併任内閣参事官、国際部総括 [REDACTED]）

国際部総括として主幹を補佐し、部内の職員を直接監督する立場にありながら、結果として当該職員による外国政府機関職員との不適切な交際を発見、阻止できなかつたことから、「厳重注意」とする。

(vii) 石川威一郎（併任内閣調査官→併任内閣参事官、国際部総括 [REDACTED]）

国際部総括として主幹を補佐し、部内の職員を直接監督する立場にありながら、結果として当該職員による外国政府機関職員との不適切な交際を発見、阻止できなかつたことから、「厳重注意」とする。

(viii) 五十嵐邦雄（併任内閣参事官、国際部主幹 [REDACTED]）

国際部主幹として部全体を管理監督する立場にありながら、結果として当該職員による外国政府機関職員との不適切な交際を発見、阻止できなかつたことから、「厳重注意」とする。

(ix) 植松信一（併任内閣調査官→併任内閣参事官、国際部主幹 [REDACTED]）

国際部主幹として部全体を管理監督する立場にありながら、結果として当該職員による外国政府機関職員との不適切な交際を発見、阻止できなかつたことから、「厳重注意」とする。

(x) その他の管理監督者について

下記に掲げる管理監督者については既に退官していることから処分の対象外となる。（肩書きは当時のもの）

○杉田和博（内閣情報調査室長、内閣情報官）

○兼元俊徳（内閣情報官）

○國見昌弘（衛星センター所長）

○上原美都男（衛星センター分析部長）

○谷口伸三郎（衛星センター分析部管理課長）

○成島宣夫（内閣調査官→内閣参事官、内閣情報集約センター主幹）

- 小島勝成（調査官、内閣情報集約センター総括）
- 駒野健二（内閣調査官、内閣情報集約センター総括）

#### ④ 処分等の実施について

本件事案については、司法当局において刑事事件として処理される見込みであるが、内閣官房としては、一定の調査を終了したことから速やかに監督責任についての処分等を実施することとし、1月24日付けで懲戒処分及び指導監督上の措置を行うとともに、その時点で他省庁等に在籍している者については、当該省庁等において本報告に沿った形で、適切な措置を行うよう同日付で依頼した。

なお、本処分に関連して、内閣官房長官及び内閣情報官が給与の10分の1（1カ月分）の自主返納を行った。

#### 【参考・処分等一覧】

氏名 [当時の役職]	現職	処分等
町村信孝 [内閣官房長官]	同左	給与自主返納10分の1(1月)
三谷秀史 [内閣情報官]	同左	厳重訓戒 給与自主返納10分の1(1月)
三木宏 [調査官(研究部総括)]	同左	戒告
西田稔 [内閣参事官(研究部主幹)]	同左	戒告
濱屋憲佐 [内閣衛星情報センター主任分析官]	同左	厳重注意
尾形誠 [内閣衛星情報センター主任分析官]	北部航空方面隊副司令官	同上
竹内春久 [内閣衛星情報センター分析部長]	外務省国際情報統括官	同上
岸野博之 [内閣衛星情報センター分析部長]	内閣審議官(内閣情報調査室次長)	同上
小田邦博 [内閣衛星情報センター所長]	同左	同上
宮園司史 [内閣参事官(国際部総括)]	警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官	同上
石川威一郎 [内閣調査官→内閣参事官(国際部総括)]	警察庁警備局外事情報部外事課長	同上
五十嵐邦雄 [内閣参事官(国際部主幹)]	警察庁長官官房審議官(警備局担当)	同上
植松信一 [内閣調査官→内閣参事官(国際部主幹)]	警視庁公安部長	同上

### 3 再発防止策について

情報の保全は、内閣の情報機関であり、かつ、情報収集衛星の運用機関である内閣情報調査室にとって死活的に重要な基盤である。

今般発生した事案は、内閣情報調査室の職員が外国情報機関員とみられる者からの工作（供應接待や金品等の提供）を受けていたものであり、単なる公務員倫理法違反にとどまらず、内閣情報調査室の基盤を揺るがしかねないものであるとの認識のもと、平成20年1月18日付けで、内閣情報調査室において内閣審議官を委員長とし、管理職級職員をメンバーとする「情報保全検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し、本件事案に関する再発防止策の検討を開始し、必要な措置については速やかに実施することを確認した。

これを受け、緊急の措置として1月下旬から2月にかけて全職員を対象に次の4点を実施することとした。

- ① 身上調査及び個別面接の実施
- ② 誓約書の提出
- ③ 離職時教育の強化
- ④ 臨時研修会の開催

これら緊急措置の実施過程や、委員会での議論において、以下のような問題点が教訓反省事項として浮き彫りにされた。

#### 【教訓反省事項】

- 同種事案は誰にでも起こり得るもの
- 工作活動の具体的な手口に関する職員への注意喚起が不十分
- 服務指導や研修により、摘発への現実感を醸成して抑止力とすることも必要。
- 相談しやすい職場環境の整備や管理監督体制（外国人との接触報告等）の強化が必要。
- 情報収集業務担当職員に対するきめ細かな教育や研修が不十分。
- 衛星秘密の保全等に重点が置かれ、情報保全一般に対する組織的な取組が不十分。

委員会においては、2月27日までに4回の会議を開催し、既存の情報保全関連規制の見直し並びに新たな情報保全対策の基本的方向性を中心に議論・検討を行い、再発防止のために下記のとおり具体的改善策・対応策を取りまとめたところである。

【今後の具体的改善策・対応策】

- (1) 情報保全に関する職員教育・研修の充実強化  
内容の質的向上、定期的受講の義務付け、離職時教育の強化
- (2) 身上把握の徹底と相談しやすい職場環境の整備  
調査票・個別面接の定例化、相談部署の設置、新人指導者制度の導入等
- (3) 協力者との接触に関する研修の充実・管理の強化  
情報収集業務担当者研修、協力者との接触要領の策定
- (4) 情報保全に万全を期すための組織・管理体制の強化
  - ア 人的管理  
セキュリティ・クリアランス制度の早期実施、処分基準の明確化、勤務評価項目の見直し等
  - イ 物的管理  
文書・電磁的記録媒体の管理強化、持込み規制物品の見直し、ネットワーク通信の管理強化等
  - ウ 情報保全監察体制の充実

今後、内閣情報調査室においては、これらの方策を着実に実施することによって情報保全の強化に努めるとともに、公務員倫理についても部内研修等を実施するなど改善に向けた措置をとることとする。

また、内閣官房全体としても部内の連絡会議その他の機会を活用して、公務員倫理関係の法令遵守について、今回の事例を踏まえ、改めて周知徹底を図っていくこととする。

以上

報道発表資料

平成20年1月17日

内閣官房内閣総務官室

国家公務員倫理法違反、虚偽報告及び信用失墜行為に係る職員の処分について

以下のとおり国家公務員法に基づく懲戒処分を行った。

事項	内容
事案の概要	平成19年1月から数回にわたり、外国政府機関職員から不適切な金銭を收受した。また、平成19年3月下旬に内閣情報調査室の秘密保全対策として実施した部外者との会合事実などに関する調査に虚偽の報告を行った。 このように正当な理由なく繰り返し財産上の利益の供与を受ける行為は、国家公務員倫理法に違反し、また、上司の職務上の命令にも違反するなど、内閣官房内閣情報調査室の官職に対する信用を著しく失墜させたもの。
処分量定	免職
処分年月日	平成20年1月17日
所屬	内閣官房内閣情報調査室

【本件照会先】

内閣官房内閣情報調査室

石田内閣参事官

電話 [REDACTED]

1960 石田香うラブチヌア込み

平成20年1月17日

内閣情報調査室

本日の懲戒処分に際し、対処者の氏名を公表しなかった理由について

標記の件について、本日の官房長官記者会見の際にお尋ねがありましたが、今回の懲戒処分対象者の氏名については、別添の「内閣官房における懲戒処分の公表基準について」（平成15年12月22日内閣総務官決定）に従い、対象職員が係長職であることも勘案して、公表しないことにしたものです。

なお、上記基準については、「懲戒処分の公表指針について（通知）」（平成15年11月10日人事院事務総長通知）を踏まえて決定されています。

[本件照会先]

内閣情報調査室

石田内閣参事官

[REDACTED]

# 内閣官房における懲戒処分の公表基準について

平成15年12月22日  
内閣総務官決定

内閣官房における懲戒処分の公表基準を次のとおり定め、原則としてこの基準により取り扱うこととする。ただし、個別の事案に関し、当該事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して、別途の取扱いができるものとする。

## 1 公表対象

次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分
- (3) 国家公務員倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分

## 2 公表内容

事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとすることを基本として公表するものとする。

## 3 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等1及び2によることが適当でないと認められる場合は、1及び2にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないことができるものとする。

## 4 公表時期

懲戒処分を行った後、速やかに公表するものとする。ただし、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表することもできるものとする。

## 5 公表方法

記者クラブ等への資料の提供その他適宜の方法によるものとする。

(別添)

総参一786  
平成15年11月10日

各府省事務次官  
各外局の長  
各特定独立行政法人の長  
日本郵政公社総裁

殿

人事院事務総長

懲戒処分の公表指針について(通知)

人事院では、この度、各府省等が懲戒処分の公表を行うに当たっての参考に供することを目的として、下記のとおり懲戒処分の公表指針を作成しました。各府省等におかれては、本指針を踏まえて、懲戒処分の適正な公表に努められるようお願いいたします。

本指針は懲戒処分の公表に係る原則的な取扱いを示したものであり、個別の事案に関し、当該事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して公表対象、公表内容等について別途の取扱いをすべき場合があることに御留意ください。

記

1 公表対象

次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関する行為に係る懲戒処分

(2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分

## 2 公表内容

事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとすることを基本として公表するものとする。

## 3 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等1及び2によることが適当でないと認められる場合は、1及び2にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えないものとする。

## 4 公表時期

懲戒処分を行った後、速やかに公表するものとする。ただし、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表することも差し支えないものとする。

## 5 公表方法

記者クラブ等への資料の提供その他適宜の方法によるものとする。

以上

平成20年1月24日  
内閣官房内閣総務官室

## 内閣官房職員の処分等について

- 1 以下のとおり国家公務員法に基づく懲戒処分を行った。

事項	内 容	
事案の概要	内閣官房内閣情報調査室職員による国家公務員倫理法違反、虚偽報告及び信用失墜行為に関する事案に係る監督責任	
所属及び 処分量定	内閣情報調査室内閣参事官（研究部主幹）	戒告
	内閣情報調査室調査官（研究部総括）	戒告
処分年月日	平成20年1月24日	

- 2 上記処分に関連して以下の措置をとることとした。

- 内閣官房長官 給与の自主返納10分の1（1月）
- 内閣情報官（特別職） 「厳重訓戒」※及び給与の自主返納10分の1（1月）
- このほか、国家公務員倫理法違反等により懲戒処分を受けた職員（1月17日付け免職）の上司であった者9名についても、一定の管理監督責任が認められことから、内規による「厳重注意」を行うことが相当として、それぞれ矯正措置を実施又は所属省庁に依頼。

※ 内閣官房の内規により、特別職の職員については、通常の「訓告」「厳重注意」より重い指導監督上の措置として「厳重訓戒」を行うことができるときがある。

## 【本件照会先】

内閣官房内閣情報調査室

石田参事官

電話 5253-2111（内線■■■）

(対官房長官)

2月14日 衆・予算委 原口一博君

問1. 内閣情報調査室職員による情報漏えい問題について、この事件の概要、所感及び今後の再発防止策について伺う。

(注) 議員は、インテリジェンスに関わる職員には、しっかりとした研修を行うことが必要と述べていた。

内閣官房内閣情報調査室作成

答弁連絡責任者

内閣官房内閣情報調査室

内閣参事官 河邊 有二

連絡先 役所 [REDACTED]

自宅 [REDACTED]

携帯 [REDACTED]

(提出期限 16時00分 提出 19時45分)

(対官房長官)

2月14日 衆・予算委 原口一博君

問1. 内閣情報調査室職員による情報漏えい問題について、この事件の概要、所感及び今後の再発防止策について伺う。

(注) 議員は、インテリジェンスに関わる職員には、しっかりとした研修を行うことが必要と述べていた。

(答)

1 内閣情報調査室所属の内閣事務官が、数年前から最近に至るまで、在日ロシア大使館員と不適切な交際を続け、金銭を受け取り、内部の情報を提供していたものである。

2 本件に関しては、本年1月17日、当該職員を国家公務員倫理法違反等により懲戒免職処分とともに、1月24日には管理監督者についても懲戒処分等の所要の措置を講じたところである。

なお、警視庁においても1月24日東京地検に事件を送致したところである。

3 政府として、インテリジェンス機能の強化に努めている中で、内閣情報調査室の職員が外国政府機関の職員から不正な金銭を受け取り、内部の情報を提



供していたことは誠に遺憾である。

4 政府においては、昨年（平成19年8月9日）「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」を取りまとめたところであり、今後はその方針に定められた各種施策を着実に推進し、要員に対する研修や育成に努め、こうしたことが再び起らぬよう万全を尽くしたい。

(参考)

#### 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」

（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議（議長：内閣官房副長官（事務））決定）

##### ① 特別管理秘密に係る基準（平成21年4月1日施行）

- ・ 秘密取扱者適格性確認（セキュリティ・クリアランス）制度
- ・ 特別管理秘密の管理責任体制
- ・ 特別管理秘密取扱者の秘密保全研修制度等

##### ② その他（平成20年4月1日施行）

- ・ カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有
- ・ カウンターインテリジェンス意識の啓発
- ・ 事案対処
- ・ 管理責任体制
- ・ カウンターインテリジェンスセンターを内調に設置

## 懲戒処分等一覧

	当時の役職	現 職	処分等
対象職員		内閣事務官（総務部門）	懲戒免職
1	内閣官房長官	同左	給与自主返納 10分の1 (1月)
2	内閣情報官	同左	厳重訓戒 給与自主返納 10分の1 (1月)
3	内閣参事官（研究部主幹）	同左	戒告
4	調査官（研究部総括）	同左	戒告
5	内閣衛星情報センター所長	同左	厳重注意
6	内閣衛星情報センター分析部長	外務省国際情報統括官	同上
7	内閣衛星情報センター分析部長	内閣審議官（内閣情報調査室次長）	同上
8	内閣衛星情報センター分析部主任分析官	同左	同上
9	内閣衛星情報センター分析部主任分析官	北部航空方面隊副司令官	同上
10	内閣参事官（国際部主幹）	警察庁長官官房審議官（警備局担当）	同上
11	内閣参事官（国際部主幹）	警視庁公安部長	同上
12	内閣参事官（国際部総括）	警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官	同上
13	内閣参事官（国際部総括）	警察庁警備局外事情報部外事課長	同上

報道発表資料

平成20年1月17日  
内閣官房内閣総務官室

国家公務員倫理法違反、虚偽報告及び信用失墜行為に係る職員の処分について

以下のとおり国家公務員法に基づく懲戒処分を行った。

事 項	内 容
事案の概要	平成19年1月から数回にわたり、外国政府機関職員から不適切な金銭を收受した。また、平成19年3月下旬に内閣情報調査室の秘密保全対策として実施した部外者との会合事実などに関する調査に虚偽の報告を行った。 このように正当な理由なく繰り返し財産上の利益の供与を受ける行為は、国家公務員倫理法に違反し、また、上司の職務上の命令にも違反するなど、内閣官房内閣情報調査室の官職に対する信用を著しく失墜させたもの。
処分量定	免職
処分年月日	平成20年1月17日
所 属	内閣官房内閣情報調査室

【本件照会先】  
内閣官房内閣情報調査室  
石田内閣参事官  
電話 [REDACTED]

報道発表資料

平成20年1月24日  
内閣官房内閣総務官室

内閣官房職員の処分等について

- 1 以下のとおり国家公務員法に基づく懲戒処分を行った。

事 項	内 容	
事案の概要	内閣官房内閣情報調査室職員による国家公務員倫理法違反、虚偽報告及び信用失墜行為に関する事案に係る監督責任	
所属及び 処分量定	内閣情報調査室内閣参事官（研究部主幹） 内閣情報調査室調査官（研究部総括）	戒告 戒告
処分年月日	平成20年1月24日	

- 2 上記処分に関連して以下の措置をとることとした。

- 内閣官房長官 給与の自主返納10分の1（1月）
- 内閣情報官（特別職） 「厳重訓戒」※及び給与の自主返納10分の1（1月）
- このほか、国家公務員倫理法違反等により懲戒処分を受けた職員（1月17日付け免職）の上司であった者9名についても、一定の管理監督責任が認められることから、内規による「厳重注意」を行うことが相当として、それぞれ矯正措置を実施又は所属省庁に依頼。

※ 内閣官房の内規により、特別職の職員については、通常の「訓告」「厳重注意」より重い指導監督上の措置として「厳重訓戒」を行うことができるとされている。

【本件照会先】

内閣官房内閣情報調査室  
石田参事官  
電話 5253-2111（内線 ■■■）

# カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（要旨）

## ○ 特別管理秘密に係る基準（平成21年4月1日施行）

### ・ 物的管理

- 各行政機関が保有する国の安全、外交上の秘密その他の国の大なる利益に関する秘匿度の高い秘密を当該機関の長が「特別管理秘密」として指定し、厳格な取扱いを行う。

### ・ 人的管理

- 秘密取扱者適格性確認制度（特別管理秘密の取扱者は適格性を確認した者に行わせることとする。）
- 特別管理秘密の管理責任体制（特別管理秘密の管理について責任を負う者を管理責任者等として指定するなど。）
- 特別管理秘密取扱者の秘密保全研修制度（特別管理秘密取扱者に対して定期的に研修を実施する。）

## ○ その他（平成20年4月1日施行）

- カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有
- カウンターインテリジェンス意識の啓発
- 事案対処（該当事案に関する組織としての対処）
- 管理責任体制（CI 担当部署の設置又は指定、CI 研修・啓発活動に係る責任体制）
- カウンターインテリジェンスセンターを内閣情報調査室に設置

カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針  
の着実な施行について

〔平成19年8月10日〕  
閣議口頭了解

政府全体のカウンターインテリジェンス機能の強化のため、平成19年8月9日にカウンターインテリジェンス推進会議（平成18年12月25日内閣総理大臣決定）においてカウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針が決定された。内閣としては、各大臣の強力なリーダーシップにより、所要の実施体制及び行政機関相互の密接な協力体制を構築することによって、同基本方針の着実な施行に取り組み、政府のカウンターインテリジェンス機能の強化を図ることとする。

## カウンターインテリジェンス推進会議の設置について

〔平成18年12月25日  
内閣総理大臣決定〕

改正 平成19年1月9日

- 1 カウンターインテリジェンスについて、関係行政機関相互の緊密な連携を確保し、その強化に向けた施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣にカウンターインテリジェンス推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。
- 2 推進会議の構成は、別紙のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバーを追加し、または関係者の出席を求めることができる。
- 3 推進会議の円滑な運営を図るため、推進会議に幹事会を置くこととし、その構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- 4 幹事会は、個別具体的な項目について専門的検討を行う必要があると認めるときは、ワーキンググループを置くこととし、その構成員は、関係行政機関の職員で幹事会の指名する官職にある者とする。
- 5 推進会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房内閣情報調査室において処理する。
- 6 前各号に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

別紙

議長	内閣官房副長官（事務）
副議長	内閣危機管理監
	内閣情報官
構成員	内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）
	内閣法制局総務主幹
	内閣府大臣官房長
	官内庁長官官房審議官
	公正取引委員会事務総局官房総括審議官
	警察庁警備局長
	金融庁総務企画局総括審議官
	総務省大臣官房長
	法務省大臣官房審議官（総合政策統括担当）
	公安調査庁次長
	外務省国際情報統括官
	財務省大臣官房審議官（大臣官房担当）
	文部科学省大臣官房長
	厚生労働省大臣官房長
	農林水産省大臣官房長
	経済産業省貿易経済協力局長
	国土交通省大臣官房長
	環境省大臣官房長
	防衛省防衛政策局長
オブザーバー	人事院事務総局総括審議官

1091-9

平成23年 5月 6 日

## 行政文書の開示の実施方法等申出書

内閣情報官  
植松 信一 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

## 1 行政文書開示決定通知書の番号等

\* 日付 平成23年4月25日  
文書番号 閣情 第161号

## 2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

* 行政文書の名称	種類・量	実施の方法	
2008年に発覚した内閣情報調査室男性職員がロシア側に情報を漏らしていた事件に関する文書一式 ※開示決定通知書(1)～(13)	A4 211枚 (内訳) 白黒210 カラー1	1 閲覧	①全部 ②一部 ( )
		2 複写 (白黒)	①全部 ②一部 ( )
		3 複写 (白黒) +カラー)	①全部 ( C DK ) ②一部 ( )

## 3 開示（閲覧）の



140 -

## 4 「写しの送付」



便切手の額 350 円 ]

開示実施手数料 <u>1910</u> 円			(受付印)
--------------------------	--	--	-------

